

光本圭佑議員による 日本維新の会の政務活動費の 不可解な入出金等に係る 調査特別委員会

11月13日

(発言の内容)

前迫委員長 おはようございます。

ただいまより光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を開会いたします。

報告いたします。現在の出席委員は8人であります。

この際、申し上げます。本日の委員会について、関西テレビ等からテレビ撮影の許可願が提出されており、委員長において、これを許可しておりますので御了承願います。

また、市政記者から写真撮影等の申出がありますので、御承知おきます。

なお、撮影に当たりましては、あらかじめ委員長が指定した場所で行うこととし、議事の妨げにならないようにお願いします。

また、傍聴者が映らないように努めていただくとともに、委員の手元には個人情報が入った資料等もございますので、映らないよう御注意ください。そして、画像の放映や写真の掲載などを行う場合は、プライバシーの保護に十分留意していただきますようお願いしておきます。

次に、本日の議事並びにその順序については、タブレットに配付の本委員会の進め方のとおりであります。

それでは、これより議事に入ります。

1 委員派遣に係る調査報告について

(発言の内容)

前迫委員長 最初に、委員派遣に係る調査報告についてを議題といたします。

まず、日本維新の会職員への事情聴取に係る報告を求めます。

都築副委員長。

都築副委員長 おはようございます。

それでは、日本維新の会職員に対する聴取結果を御報告いたします。

令和6年10月28日午後1時15分から午後2時30分にかけて、前迫委員長と私と議会事務局職員2名で行いました。

まず、本人確認を行い、K社との会派広報紙の印刷及びポスティング委託契約の203万8,265円について、

内容は、当該会派職員になるに至った経緯、光本圭佑氏から言われ、政務活動費から現金を手渡すようになったのか、返金催促の事実確認、約200万円の受渡しや返金の具体的方法について聴取いたしました。

続いて、会派内個人使用分の政務活動費の250万円の出金について聴取しました。令和4年4月20日に光本氏から個人マネー1人25万円、10名分を別に管理することになった。また、内容は追って説明するとした事実の確認、25万円を10回に分けて出金した理由、光本氏への対応の仕方、光本氏との通信記録の確認、経理責任者との連携等々について聴取しました。その内容については、配付している聴取結果にありますので御清覧ください。

以上です。

前迫委員長 続いて、K社代表者への事情聴取に係る報告を求めます。

川崎委員。

川崎委員 おはようございます。

元K社代表に対する聴取結果を御報告します。

令和6年10月25日午前9時10分から午前10時にかけて、田中淳司委員と私と議会事務局職員2名で行いました。

まず、本人確認を行いました。当日、記録(資料)提出請求書、これを事前に発送していたのですが、手違いで本人に届いていないということだったので、K社代表に対し、その場でその文書を交付し、それに対する記録をその場で受け取りました。

受け取った提出資料なんですが、3点あります。1つは、令和3年11月2日に会派広報紙の前払い金を受け取った際に発行した領収書の控え、そして光本圭佑議員から返却された領収書について、そういった文書があるのかということで、その内容に関しては、このやり取りが終わった終了後に破棄をしたという内容の記録でした。

2つ目の記録は、前払い金を返却した令和4年3月31日に現金203万8,265円を返却したことを証する資料があるのかということを文書で確認しました。いずれもなしという回答でした。

それから、3つ目に、令和3年10月25日から令和4年6月14日まで、その間の光本圭佑氏との電子メール、それからLINEなどの通信記録についてあるのかと。このことについても、3年前のことでメールは残っていないという文書での確認でした。

続いて、質問に移ったわけですが、質問の対応は、K社との会派広報紙の印刷発注に関して、一旦発注して前払い金をK社が受領。また、光本氏による発注のキャンセルの後、その現金の保管、返却等についての経緯についてお尋ねしました。

具体的な項目については、まず、K社の会社概要と代表者の現在の仕事について、光本圭佑氏とこれまでの関係について、会派広報紙作成依頼に当たって、見積書以外の資料の存在及び光本氏との交渉経緯について、それから見積書の再発行の経緯について、さらに過去の日本維新の会との取引について、最後に前払い金の授受及び返金に至るまでの経緯について、それらの項目について質問しました。これらの内容については、配付している聴取結果にありますので御清覧ください。

以上です。

前迫委員長 報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告に対し、質疑や御意見がありましたら発言をお願いします。どうですか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 発言もないようですので、本件については終わります。

2 証人尋問の取扱いについて

（発言の内容）

前迫委員長 次に、証人尋問の取扱いについてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局 それでは、タブレットに配付しております証人尋問の取扱いについてを御参照願います。

最初に、1の別府建一氏及び西藤彰子氏の証人尋問の実施についてでございますが、別府建一氏及び西藤彰子氏が議員を辞職したことにより、一般人となりました。一般人に証人としての出頭を求めないことを確認しておりますが、調査対象事件当時の議員であることから、当初の予定どおり証人尋問を実施する。

次に、2のメモ等の資料の持参についてでございますが、民事訴訟法第203条の規定に基づき、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則としてできませんが、調査対象としている事件から月日が経過しており、詳細な内容や月日を追って証言するとき等に記憶だけでは正確を期することが難しいことから、証人自身で作成した記憶の整理等のためのメモに関しては、包括的に持参を許可する取扱いとする。

最後に、3の証人尋問の進め方の修正についてでございますが、10月17日に確認しました証人尋問の進め方について、次の会派の持ち時間は、会派間で合意が取れた場合には持ち時間を譲ることができるという内容を追加する。

以上の内容のとおり取り扱うかどうかについて御協議いただければと思います。

説明は以上でございます。

前迫委員長 説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言をお願いします。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 それでは、証人尋問の取扱いにつきまして、事務局から説明がありました資料のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 それでは、そのようにいたします。

3 本日の証人尋問の進め方について

（発言の内容）

前迫委員長 次に、本日の証人尋問の進め方についてを議題といたします。

タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局 それでは、本日の証人尋問の進め方について御説明いたします。

恐れ入りますが、まず、タブレットに配付しております証人尋問タイムスケジュールを御参照願います。

本日は、午前中に松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人の4名と池田りな証人の証人尋問を行います。午後からは、西田兼治証人、別府建一証人、西藤彰子証人、安浪順一証人及び光本圭佑証人の証人尋問を行います。

なお、休憩のタイミングや時間割については、資料を御清覧ください。

証人尋問の基本的な進め方につきましては、各証人に対して、宣誓、人定尋問を行ったあと、証言を求める事項ごとに委員長から総括尋問を行ったあと、資料に記載の委員が個別尋問を行い、最後に全体を通しての追加尋問があれば追加尋問を行っていただく流れとなっております。

これらの内容については、委員各位から提出いただきました尋問希望項目申出書を基に準備会で調整いただいたとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

また、委員長が各証人に対して尋問を行う総括尋問項目につきましても、準備会で調整させていただいた結果、タブレットに配付しております委員長証人尋問総括尋問項目のとおりでございますので、こちらにつきましても、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

次に、時間配分については、準備会の調整により割り振った目安であります。各委員におかれましては、持ち時間を使い切らずに早めに終わっていただいても結構です。持ち時間を経過する場合には、委員長のほうから注意をさせていただきます。

追加尋問については、総括尋問、個人尋問の後、タ

タイムスケジュールに留意して、委員長から各委員に追加尋問の有無を確認させていただきます。

次に、タブレットに配付しております証人の尋問について御説明させていただきます。

こちらの資料につきましては、証人に証人の権利及び罰則の適用の可能性があることを説明するための資料であり、その内容について朗読させていただきます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっています。証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、4親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追または有罪判決を受けるおそれがある事項に関すると、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関すると、並びに医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、弁護士、公証人、宗教・祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨を申し出てください。これら以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることとなっています。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっています。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が、証人が証言拒否等ができる場合の注意事項、罰則などになります。この内容を事前に事務局が証人に説明し、また本日、証人の机上にも配付をしており、この内容を御承知いただいた上で尋問を進めていくこととなります。

以上で本日の証人尋問の進め方について説明を終わります。

前迫委員長 今、訂正しますか。

事務局 すみません、先ほど読み上げたところに関しまして、最初の、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、その次も4親等内と言ってしまった、3親等内の読み上げの間違いです。すみません、訂正させていただきます。

前迫委員長 分かりました。

説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や御意見がありましたら発言を願います。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 それでは、本日の証人尋問の進め方につきましては、説明のとおり御了承願います。

4 証人尋問について

（発言の内容）

前迫委員長 まだ来てませんか。

事務局 そろってます。

前迫委員長 そろってますか。

そろってるんですけども、上がってきてもらうのもう少しだけ。すみません。

報告が早かったから、証人に今、説明をしているところです。証人の準備が整うまで暫時休憩します。

<休憩・再開>

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、証人尋問についてを議題といたします。

本日は、先ほど御確認いただきましたタイムスケジュールに沿って、10名の証人に尋問を行います。

まず最初に、松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人に対する尋問を行います。

それでは、証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人、寺井大地証人 入室）

前迫委員長 松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただきましたでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 はい。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 はい。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 はい。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立を願います。

(全員起立)

前迫委員長 それでは、松岡洋司証人、宣誓書を朗読願います。

松岡証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

前迫委員長 次に、辻信行証人、宣誓書を朗読願います。

辻証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

前迫委員長 次に、長崎くみ証人、宣誓書を朗読願います。

長崎証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

前迫委員長 次に、寺井大地証人、宣誓書を朗読願います。

寺井証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

(全員着席)

前迫委員長 それでは、証人はそれぞれ宣誓書に署名をお願いいたします。

(松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人、寺井大地証人、宣誓書に署名)

前迫委員長 これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は2点ございます。まず最初に、K社との会派広報紙の印刷及びポストिंगの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねしてまいります。次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねしてまいります。最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、

証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

まず、松岡洋司証人にお尋ねします。あなたは松岡洋司さんで間違いありませんか。

松岡証人 はい、そうです。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

松岡証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

次に、辻信行証人にお尋ねいたします。あなたは辻信行さんで間違いありませんか。

辻証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

辻証人 はい、間違いございません。

前迫委員長 ありがとうございます。

次に、長崎くみ証人にお尋ねいたします。あなたは長崎くみさんで間違いありませんか。

長崎証人 はい、間違いございません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入いただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

長崎証人 はい、間違いございません。

前迫委員長 ありがとうございます。

次に、寺井大地証人にお尋ねいたします。あなたは寺井大地さんで間違いありませんか。

寺井証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

寺井証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の1点目、K社との会派広報紙の印刷及びポストिंगの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず、松岡証人、長崎証人にお尋ねをいたします。

これまで、令和3年11月から始まりましたけれども、制度検証等特別委員会に時系列の資料を提出していたいております。修正や変更点はありませんか。

松岡証人。

松岡証人 ありません。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 ございませぬ。

前迫委員長 辻証人にお聞きいたします。このときの令和3年11月の会派広報紙の印刷業者について、それまでの業者から変えようとしたと聞いております。それはなぜでしょうか。

辻証人 K社に移したということですか。

前迫委員長 K社に変えようとしていたということ。印刷業者について、会派広報紙の印刷業者について。今までの業者から変えようとしていたというのは聞いてましたか。

辻証人 聞いておりました。

前迫委員長 印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのでしょうか。

辻証人 会派会議で皆さんで決めるということだったんですけど、K社になっていたということです。

前迫委員長 会派会議では決まっていたけれども。

辻証人 会派、すみません、ちょっと、記憶がちょっといまいち。

前迫委員長 記憶がないけれども。

辻証人 はい。会派会議。

前迫委員長 光本氏がしてたということでしょうか。

辻証人 そういう、はい、私は記憶です。

前迫委員長 全員にお聞きいたします。令和3年10月25日に光本圭佑氏がK社から見積書をもらっていたことを知っていましたか。

松岡証人。

松岡証人 私は知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 知りませんでした。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 知りませんでした。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 知りませんでした。

前迫委員長 光本圭佑氏から報告はありましたでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 知りませんでした。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 知りませんでした。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 ありませんでした。

前迫委員長 令和3年11月2日に会派の職員が、光本圭佑氏に203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

松岡証人。

松岡証人 知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 知りませんでした。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 知りませんでした。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 知りませんでした。

前迫委員長 全員にお聞きします。令和3年11月2日に、光本圭佑氏がK社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末までそのお金が返ってこなかったことを知っていましたか。

松岡証人。

松岡証人 知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 はい、知りませんでした。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 知りませんでした。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 知りませんでした。

前迫委員長 では、いつ、どのような方法でこのお金が返ってこなかったということを知ったのでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 日付はちょっと記憶にないんですけど、この一連の事件が発覚して調べ出したときに、そのK社の存在とか、そういうことを全て知りました。それまでは全く知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 私も、この一連の事件が発覚してから知りました。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 私も、この一連の事件が発覚しましてから知りました。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 私も同様に、一連の事件が発覚してから領収書等調べる中で知りました。

前迫委員長 以上で私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、丸岡副委員長から尋問願います。

丸岡副委員長 では、私のほうからお聞きさせていただきます。

まず、辻証人にお聞きいたします。平成29年から30

年に、K社と会派報の印刷の発注をめぐってトラブルになったと聞きましたけれども、御存じでしたか。

辻証人 はい、知っております。

丸岡副委員長 辻証人に改めてお聞きします。知っているというその内容について、覚えてる範囲で教えてください。

辻証人 1期目のときの1年目ですね。これ政務活動費ではなく、私たちのお金でやってた時のことだと思うんですが、私の記憶によりますと、K社にお金を渡して、また別の業者にも発注して、そのお金がK社からまた返ってきてないの、当時、久保議員がいたんですが、久保議員から早く、政務活動費ではなかったんですが、会派にお金を戻すようにと注意をすごく受けていたのを覚えております。

丸岡副委員長 改めて辻証人に伺います。政務活動費ではなかったというのはどういうお金だったんですか。

辻証人 政務活動費を請求せずに、私たち議員一人一人が歳費の中から各1人10万円ずつ出し合って、会派の政務活動費ではないんですが、お金として流用していた。流用って、使っていたということです。

丸岡副委員長 辻証人、それは身を切る改革の共通してるものではない。

辻証人 身を切る改革としてですね。

丸岡副委員長 の分ですか。

辻証人 尼崎市には寄附はできませんので、政務活動費をもらわないということで、身を切る改革の一環として1年間させていただいたんですが、その後は元に戻して、議員自らの身を切る改革のお金は被災地とかそういうところに寄附をするようにさせていただきました。

丸岡副委員長 分かりました。

辻証人にまた改めて伺います。6年前にK社への発注を一度キャンセルしたにもかかわらず、再度K社に発注し、キャンセルしていたということを聞いて、どのように思いましたか。

辻証人 また同じことをやっているのかということですね。またお金を返してない。また久保さんに言われたことをやってるのかなというふうに率直に思いました。

丸岡副委員長 分かりました。

次に、松岡証人、長崎証人、寺井証人に伺います。

問題発覚後、K社から聞き取りをされていますけれども、率直にどのような印象を持たれましたでしょうか。取引があったとの印象を持たれましたでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 そのときはあるのかなと思いながら話を聞きに行きまして、光本さんの言ってることとK社の言ってることは一致してたので、そのときは取引があったのかなとは思ってました。

丸岡副委員長 長崎証人。

長崎証人 私はお話の中で、11月2日にお金を受け取られて、11月9日にキャンセルの電話をもらった。1週間ぐらいの間でキャンセルされたにもかかわらず、そこから何か月もK社がお金を持ってらっしゃるということがちょっとお商売というか、そういう事業の中でそんなことがあるのかなということは強く疑問には思いました。

あとは、光本議員と言ってることは、内容は同じでございましたし、同じ内容だなというふうに思っていました。

丸岡副委員長 寺井証人。

寺井証人 私も当時は、取引があったのか、あったんだろうと思っていました。それは口裏が合っていたと。光本氏との話の内容が合っていたから、あったものだろうと思ったんですけども、今、長崎議員もありましたけど、お金が返ってこなかったという事実もあったりして、そういった不誠実なところはちょっと内心思ってたので、感想なんですけども、あったとは思っていましたが、当時は。

以上です。

丸岡副委員長 分かりました。

次に、証人4人全員に伺います。

当時、例えば書籍を買う、視察に行くという場合などは、会派内でどのような手続をされてたんでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 当時、視察にも行ったことがなく、書籍も私自身は買ってなかったので、手続というか、そういう手続を行ったことがなかったので、詳しくは知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 書籍とかは、当時は会派会議とかでもかけてなかったと思いますので、幹事長が個別に対応して判断してたのかなと思ってました。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 私も、1年目は書籍を買いませんでしたし、視察にも行ってませんでしたので、手続というのを具体的には行ってないです。

丸岡副委員長 寺井証人。

寺井証人 私も、会派会議で共有されるくらいの程度に考えていました。実際、買ってありません、書籍。ただ、正式な手続をしていたかということそこはちょっと不明確でした。

以上です。

丸岡副委員長 また改めて4人全員に伺いますけれども、そのような手続が御存じなかった、分からなかった、またそういう事例というのがなかったということで、

そのような書籍を購入することも視察もなかったということだから、そういう手続もなかったということだろうと思いますけれども、経理責任者がおられたということについて、そのような手続を会派職員とやり取りしていたということについてはどのようにお感じですか。

松岡証人。

松岡証人 どういう、経理責任者と会派職員さん。

丸岡副委員長 ちょっと整理させていただきますね。維新の会さんの中で身を切る改革の口座については、会計責任者が担うわけですね。それは会派の規約として明記されてる。だけれども、政務活動費については、議会の中の条例の規則として、経理責任者を置きなさいと。そしてまた、支出決定者も決めなさいということになってるんですけれども、皆さん4人全員の判断として、会計責任者と経理責任者という、この区分というのは御存じだったのか。もしくは経理責任者は分かってたけれども、ごめんなさい、会計責任者は、身を切る改革のほうで分かってたけれども、経理責任者は知らなかったのか。その辺の2つの責任者という区分の認識というのは分かってはったのかどうなのか、4人さん全員にお願いできますか。

松岡証人。

松岡証人 私自身は当選して最初に登庁して、会派会議の中で規約にサインを求められて、規約に目を通しました。今から考えると会計責任者という言葉になってたんですけど、それが経理責任者という、議会のほうでは経理責任者。その時点ではちょっと認識はなかったんですけども、会計責任者は政務活動費を管理するというのを明記されてましたので、それは政治倫理審査会のときも答えさせてもらいましたけど、私は理解して、会計責任者というのが政務活動費、身を切る改革、団費全て管理するもんやと認識して、判こを押してサインをしました。

丸岡副委員長 辻証人。

辻証人 私は当時、会計責任者、1期目のときもさせていただいたんですが、引継ぎのときには身を切る改革のお金の管理ということで引継ぎを楠村さんから受けてましたので、その引継ぎを受けたものしか管理をしてなかった、当時ですね、ので、曖昧にサインしていました。

丸岡副委員長 長崎証人。

長崎証人 会派規約というものには、会計責任者の項目のところに会計責任者が経理、政務活動費の経理をするというような内容も書いてあるんですが、私の認識の中では、会計責任者というのが身を切る改革ですとか団費とかを管理するというような役割であるという認識ではありました、当時は。

丸岡副委員長 寺井証人。

寺井証人 私も、会計責任者については、政務活動費というよりは身を切る改革の、私たちの個人のお金を出す、私的なお金の管理にとどまるものだと思っていましたので、経理責任者と会計責任者の違いというところについては把握はできていなかったかなと、当時、思います。

丸岡副委員長 ありがとうございます。分かりました。

皆さん、分かってなかった。松岡さんは、ある程度認識はあったというのは御回答かなというふうには推察をいたしますけれども、その当時、西田兼治議員が、全員にお伺いいたします、経理責任者であったという認識はあったのでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 私はありました。

丸岡副委員長 辻証人。

辻証人 経理責任者というのは認識ありましたが、先ほども言ったように身を切る改革の部分が主な仕事と思っておりましたので、多分当時、私しか経理責任者をやった人物がいなかったもので、その旨、西田議員にもお伝えしていたかもしれないです。その身を切る改革の部分だけの団費と経理をやっていたかどうかということを口頭で言ったかもしれないです。

丸岡副委員長 長崎証人。

長崎証人 会計責任者という役割については明確に西田議員が担ってくれているというのは思っておりました。議員団の中で会計という役職を持っているのが西田議員だけでしたので、お金のことというか、でしたので、政務活動費のことについてまではどれほど西田議員がしていたかということについては、意識としては、きっと明確には覚えてないという感じです。

丸岡副委員長 寺井証人。

寺井証人 当時、経理責任者、西田さんが担っていたのかという認識というと当時はありました。あったのも会計というものが経理責任者と会計責任者、混合していたので、会計と言えば西田さんという認識があったところで、政務活動費を扱う職として西田さんがやっていたかという認識は当時なかったんですけど、会計としては西田さん、会計関係の職は西田さんだという認識は、そういう認識ではありました。

以上です。

丸岡副委員長 分かりました。

改めて4人全員にお伺いいたします。

改選後、会派での役割はどのように決められたんでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 多分ですけども、会派会議の中で、幹事長は多分僕がやりますといったような感じやったのかなと

いうぐらいの記憶しかなくて、その後、これは誰やりますか、誰やりますかと手を挙げていったんじゃないかなという記憶しかないんですけども。

丸岡副委員長 辻証人。

辻証人 私の記憶の中では、幹事長は当時安浪さんが一番年長者でしたので、今回、1期目ですので、光本さんどうですかという声が上がったので、それで全員がお願いしますということになって光本さんに幹事長が決まり、それから役職は自分になりたいといひますか、期数の、総務が西藤さんだったんですかね。引き続き1期目の議員よりも経験をしているので、振り分けをさせていただいて、あとは皆さん、1期生の方には行きたいところを聞いたというような記憶がございます。

丸岡副委員長 長崎証人。

長崎証人 私も幹事長につきましては安浪議員が、先ほど辻議員がおっしゃったのと同じく、安浪議員が光本議員にどうだというふうに聞かれたというふうに覚えています。そこでみんなが承認したという形だと思っています。あとにつきましては、おっしゃるとおり期数の高い議員さんから役職に就かれて、私は最後のほうだったんですけれども、最後ですね。最後のほうだったんですけれども、それで自分の役職を手を挙げたといひますか、会計は嫌だったので、すみません。会計じゃない職をということで総務委員になりました。

丸岡副委員長 寺井証人。

寺井証人 幹事長については会派会議で安浪団長のほうからどうだと光本氏のほうに提案があったので、私たち全会一致で承認をさせていただいて、それから副幹事長以下は基本的に期数、1期生が多い会派なので2期以上が基本副幹事長や総務会長、政務調査会長といったところを担っていただいたと。私たち1期目としては、正直初めてでどこでもよかったというのものあるんですけども、長崎議員、松岡議員と一緒に西藤さんが総務会長をされている中の副総務会長といういろいろ勉強ができるということで、会派報の発行だとか、そういったところで私たちは副総務会長やったつけ、担ったと。基本的にそのように決めたと覚えています。以上です。

丸岡副委員長 ありがとうございます。

制度検証等特別委員会場で西田証人からは、会計が一番不人気やったということで、誰もやる方がおられないので自分が最後引き受けたというふうに証言されていらっしやいますけども、長崎証人と辻証人にお聞きしますけども、そのような会派の中で会計というのは不人気だったといひか、そういうやりたくないという雰囲気があったんでしょうか。長崎証人も私はやりたくなかったというふうな今御証言でしたけども、改めてどのようなことでそういうふうにお感じになっ

たんでしょうか。

まず、辻証人、お願いします。

辻証人 記憶にないんです。会計が不人気やったかというのもの、正直すみません、記憶にございません。

丸岡副委員長 長崎証人。

長崎証人 私は会計という役職が残って、1名というふうになっている、残っているんですけど、以前、PTAとかの会計を担いましたので、かなり細かい作業とすごく気を使う作業を体験してますので、入って1年目でなかなかお金を扱うというところの役職というのは、自分にはちょっとその当時荷が重いかないというふうに思いましたので、会計は嫌ですということを私は多分明確に言ったと思います。

丸岡副委員長 分かりました。

次に、辻証人にお伺いいたします。

令和4年8月29日の制度検証等特別委員会において、辻さんは1年間会計を担った、政務活動費について毎月幾ら使って残りは幾らあると報告は受けていたが、通帳があることさえ知らなかった、通帳は見たことがなかったというふうに答弁されていますけども、間違いありませんか。

辻証人 はい。間違いございません。

丸岡副委員長 もう一度辻証人に伺います。

日本維新の会の改選前の経理責任者は楠村さんで、その前が辻さんであったというふうに聞いています。改選後、楠村さんがいない中で辻さんが西田さんに引継ぎをしなければならなかったと思いますが、引継ぎは行わなかったんでしょうか。

辻証人 通帳とか、そういうこと……

丸岡副委員長 会計としてですね。

辻証人 会計として引き継いだのは、もう身を切る改革の部分の通帳を作っていただきたいということ、団費の取扱い、政務活動費に関しては引継ぎはしていないと思います。

丸岡副委員長 分かりました。

もう一度辻証人に、引継ぎはしないといけないという、そういう意識はなかったということですね。

辻証人 はい。私が引き継いだときも楠村さんからはその部分だけでしたので、その後また楠村さんになりましたし、その部分しか本当に引継ぎがなかったものですから、私はそれでいいと思っておりました。

丸岡副委員長 ありがとうございます。

前迫委員長 いいですか、丸岡副委員長。終了ですね。

そしたら他に何か質疑。

都築副委員長。

都築副委員長 辻議員に、先ほどサインをしていると、曖昧なサインをしているという話があったんですけども、いわゆる政務活動費の関係でサインはしていた

のですか、見ただけですか。どうですか。

辻証人 サインはしていました。その……

都築副委員長 支出報告書とかありますよね。何でもいいんですけども、そのほかに何があるんかね、書類としては。

辻証人 規約、規約のサインのことですよね、先ほど。

都築副委員長 はい。

辻証人 はい。

都築副委員長 規約じゃない。規約のほうの。さっきは規約のサインというのは、支出報告書のあれでやったことそのものにサインが必要じゃないですか、名前を書いて。そういう部分はやっていたのですか、やっていなかったのですか。

辻証人 会計をやっていた当時ということ、会計をやっていた当時のことですね。

都築副委員長 はい。経理責任者、支出報告書の中に支出決定者、幹事長と……。名前が書いているんじゃないですか。いや、だからやっていたかと。

私が聞いているのは、支出報告書というのは支出決定者と、それから経理責任者それぞれ名前が入るじゃないですか。印字は、多分当時印字してたと思うんだけど、それについては確認をしていたか、してなかったか、多分サインは多分当時はしてないと思うんだけど、確認はしとったのか、してなかったのかというのをちょっと聞きたい。

辻証人 1期目のときの当時の会計をやっていた……

都築副委員長 経理責任者のとき。

辻証人 会計の経理責任者。記憶にない、ございませんが、多分やって、サインはまとめて、ちょっとすみません、記憶にございません。

前迫委員長 眞田委員。

眞田委員 すみません、先ほどから、丸岡副委員長のほうから会計責任者と経理責任者の話が出てますけども、ほかのメンバーからも役職の責任者、嫌だとか、やるだとかいう話が出てますけど、当時1期目、辻議員にお聞きしますけど、役職者の名簿というのは存在してたんですか、誰が会計責任者であるとか、総務会長をやるとか、政調会長をやるというのはあったんですか。

辻証人 はい。ありました。はい。もちろん。

眞田委員 その名簿、今、松岡幹事長に聞きます。今2期目に入られてというか、今、松岡幹事長とかは1期目ですけど、今の期としては毎年名簿というのは作られているんですか。

松岡証人 はい。作っています。

眞田委員 じゃ、その名簿の中にその総務会長とか、政調会長とか、副幹事長とか入っていると思うんですけど、その中に経理の会計とか、経理のところは何て書かれているんですか。

松岡証人 その当時会計責任者となっていて、この事件が発覚してちょっと規約自体がおかしいなというところで、その文言については今現在規約の中に経理責任者という文言に変えさせていただいて、もともとは会計責任者が政務活動費を管理するとなっている規約やったんですけども、議会のほうに合わせて経理責任者という文言に変えました。

眞田委員 すみません。党のほうの役職者名簿と議会のほうの議員団としての役職者名簿と2つ存在しなくちゃならないと思うんですけど、そこはどうなっていますか。

松岡証人 党の役職者名簿ですか。

眞田委員 はい。

松岡証人 それはうち作ってないですね。議会の中での役職者名簿しかないです。

眞田委員 議会の中の役職者名簿のはずなのに、なぜ党の名簿、経理責任者というか、会計責任者、そこが明確になってないということですね。

松岡証人 その当時はですね。

前迫委員長 指名をして言ってください。

眞田委員 松岡幹事長。

松岡証人 その当時はそういうふうに私たちも、前の期から引き継がれた規約と聞いていたので、それでそういう認識でしたけど、今現在はこの事件が発覚して自分たちで精査してきっちりした規約に変えさせていただいて認識も変わっています。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 4人の証人の方にお聞きしたいと思います。

そもそも政務活動費運用マニュアルを読んでおられましたか。議員になったときに議会事務局が大事なものだということで説明していると思うんです。読んでたかということと、もう1つは理解していましたか。

前迫委員長 証人の名前を呼んでください。

中尾委員 じゃ、松岡証人からお願いします。

松岡証人 マニュアルは一通り読みました。理解していたかと言われると、全てを理解していたかと言ったら理解していなかったかも分かりません。

中尾委員 辻証人。

辻証人 1期目の初めにはそういう、ありましたので、読んだかとは思いますが、理解はしていませんでした。

中尾委員 長崎証人。

長崎証人 運用マニュアルについては研修などもあったと思いますので、確認しております。ただ内容をそこまで理解していたかという、当時理解してなかったのではないかなというふうに思います。

中尾委員 寺井証人。

寺井証人 私もマニュアルについては一通り見たような

覚えはありますが、ただ深い理解まで、そんなことが起こるとも当時思っていないし、こういうものなんだなというような理解、浅い理解で終わっていたような気がします。

以上です。

前迫委員長 次もありますので、ちょっと手短にお願いいたします。

中尾委員。

中尾委員 マニュアルはすごい分厚いですけど、まさに支出書でお金を出すときに経理責任者がチェックを入れるという一番大事なところというのは、今のお話を聞いていたら皆さんあまり認識なかったんかなと思いますけど、そういうことですね。うなずいてはりますので、答弁はいいです。

前迫委員長 いいですね。

佐野委員も手短にお願いいたします。

佐野委員 単刀直入にお聞きいたしますと、松岡証人に関しては、マニュアル上で政務活動費も身を切る改革の分もそれは経理責任者がするものだと認識はしていた。あの方々、単刀直入にお聞きいたしますと、政務活動費は全国的にやっぱりもうニュースとかでもいっぱい出ててすごく大事なものだと思うんですけど、その政務活動費を誰が管理するものだというふうにしておられたのかというのをまず辻証人のほうからお聞きしていいでしょうか。

辻証人 すみません、幹事長が管理するものだと思っておりました。

佐野委員 長崎証人。

長崎証人 私も幹事長が基本的に政務活動費のことについてはあるのかなというような認識、ありました。

佐野委員 寺井証人。

寺井証人 幹事長だと思っていました。

以上です。

前迫委員長 いいですね。

それでは、次に、証言を求める事項の2点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

松岡証人、長崎証人にお伺いいたします。

これまで制度検証等特別委員会に時系列の資料を提出しておりますが、修正や変更点は特にありませんか。

松岡証人。

松岡証人 ありません。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 ございませぬ。

前迫委員長 次に、全員にお伺いします。

令和4年4月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

松岡証人。

松岡証人 そういう事実はありません。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 ございませぬ。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 ございませぬ。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 ありませんでした。

前迫委員長 次も全員にお聞きします。

市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

松岡証人。

松岡証人 ありません。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 ございませぬ。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 ございませぬ。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 ありませんでした。

前迫委員長 次も全員にお聞きします。

光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていますか。

松岡証人。

松岡証人 知りませんでした。

前迫委員長 辻証人。

辻証人 知りませんでした。

前迫委員長 長崎証人。

長崎証人 知りませんでした。

前迫委員長 寺井証人。

寺井証人 知りませんでした。

前迫委員長 以上で私からの総括尋問を終了いたします。

引き続きまして各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、都築副委員長から尋問願います。

都築副委員長 これも全員にお聞きします。

会派が割れる可能性がなかったということです、多分ないとは思いますが、その当時の会派は政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないような危機的な状況にあったのでしょうか。

まず、松岡証人。

松岡証人 ありません。

都築副委員長 辻証人。

辻証人 ありません。

都築副委員長 長崎証人。

長崎証人 ありません。

都築副委員長 寺井証人。

寺井証人 ありませんでした。

都築副委員長 次に、またこれも全員にちょっとお聞き

します。

当時光本圭佑氏の様子に、例えばお金に困っているなど変わったところはなかったのでしょうか。

松岡証人。

松岡証人 私自身そうは感じていませんでした。

都築副委員長 辻証人。

辻証人 はい。そういう雰囲気は気づきませんでした。

都築副委員長 長崎証人。

長崎証人 全くといえますか、分かりません。そういう雰囲気は感じませんでした。

都築副委員長 寺井証人。

寺井証人 感じませんでした。

以上です。

都築副委員長 続いて寺井証人にお聞きます。

安浪順一議員が250万を立て替えて返したと聞いたとき、安浪順一議員に対してどのような発言をしたのでしょうか。

寺井証人、お答えください。

寺井証人 発言のどのような、趣旨。覚えているのは、当時、光本さんのお金を立て替えているように見えたので、泥棒をかばっているのと同じですよというような発言はしました。当時、やっぱり大きなお金が私たちの知らないところで出金をされているということが問題だったので、当時、大きなお金の動きはやめようとすぐ言っていたにもかかわらず、安浪さんは私たちに相談なしで250万円を立て替えていた。立て替えていたというか、入金をされていたということで、それは光本さんをかばっているのと同じですよ。それは泥棒をかばっているのと同じですよというような発言をさせていただきました。

以上です。

都築副委員長 そうすると、問題意識としては泥棒をかばっているというような行為に対して発言したということになるのかな、問題意識としては。

前迫委員長 寺井証人。

都築副委員長 寺井証人。

寺井証人 当時、私たちも知らないところでお金が抜かれている状況を知ったのでこれはちょっと、しかもお金が光本さん本人から返金がない中でそういう対処をするということは、泥棒という言い方をしましたけど、当時。そういったところの問題意識を持っていたと思っています。

以上です。

都築副委員長 ありがとうございます。

前迫委員長 いいですか。

都築副委員長の尋問は終了いたしました。

全体を通して、他に発言はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 いいですか。

それでは、以上で松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人及び寺井大地証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては御出席いただき、誠にありがとうございました。退出していただいて結構でございます。ありがとうございます。

（松岡洋司証人、辻信行証人、長崎くみ証人、寺井大地証人 退室）

前迫委員長 それでは、この際、暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

池田りな証人に対する尋問を行います。

それでは、池田りな証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

（池田りな証人 入室）

前迫委員長 池田りな証人におかれましては、お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

池田証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

（全員起立）

前迫委員長 それでは、池田りな証人、宣誓書を朗読願います。

池田証人 宣誓書。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを使います。

令和6年11月13日。池田りな。

前迫委員長 それでは、皆様御着席をお願いいたします。

（全員着席）

前迫委員長 それでは、池田りな証人は宣誓書に署名願います。

（池田りな証人、宣誓書に署名）

前迫委員長 これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円についてでございます。

私から所要の事項をお尋ねした後、委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたらそれにもお答え願うこととなります。証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また挙手等は不要でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより池田りな証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは池田りなさんで間違いありませんか。

池田証人 間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

池田証人 間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず、令和4年4月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

池田証人。

池田証人 会派が割れるという認識はありませんでした。ただ光本さんともう一人の方、どちらを尼崎の市議団として推薦するかについてはもめておりました。

前迫委員長 市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

池田証人。

池田証人 私は認識しておりませんでした。

前迫委員長 光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていました。

池田証人。

池田証人 知りませんでした。

前迫委員長 当時の会派は政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないような危機的な状況にありましたか。

池田証人。

池田証人 そのような状況だとは認識しておりませんでした。

前迫委員長 当時、例えば書籍を買う、視察に行くという場合などは会派内でどのような手続をしていましたか。

池田証人。

池田証人 まず会派会議において書籍を買う、視察に行く旨をほかの議員に伝えて了承が得られた場合のみ書籍を買う、視察に行くことができました。

前迫委員長 池田証人におかれては、そのようなことは議員になってからありましたか。

池田証人 ありましたし、視察に行きたいということを経理議員に相談したときに、1人でいくと旅行と勘違いされるので行かないようになどと言われていました。なので、いつも何かあったら光本議員に確認は最初に取りっていました。

前迫委員長 そうしますと、経理責任者を通さずに勝手に光本氏に相談をして会派職員に要る費用を出してもらったりしていたということでしょうか。

池田証人 そのようなことは無いです。光本議員にも確認を取った上で会派会議で必ず確認は取ってから出金は行われていました。

前迫委員長 当時、西田兼治議員が経理責任者であったという認識はありましたか。

池田証人。

池田証人 西田議員が会計を担当していたという認識はありました。ただ西田議員は毎回日本維新の会の身を切る改革という寄附の分だけを西田議員が担当しているという認識でした。

前迫委員長 では、誰が政務活動費の経理責任者だと認識しておられましたでしょうか。

池田証人。

池田証人 経理責任者としては認識、その名前では認識はしていませんでしたが、お金のやり取りに関しては光本議員が担当して、実際担当していました。

前迫委員長 以上で私からの総括尋問を終了いたします。他に発言はございませんでしょうか。

中尾委員。

中尾委員 よろしくお祈りします。

池田証人 お願いします。

中尾委員 政務活動費の取扱いは政務活動費運用マニュアルがあると思うんです。新人議員になられたときも議会事務局から勉強会もあったでしょうし、この重要性というのも多分認識していたと思うんですね。その上で担当じゃなかったということですけども、そのマニュアルというのを読んだ上で理解していましたでしょうか。

池田証人 マニュアルは読みました。ただ会計に関しては、政務活動費に関しては光本議員が担当していて、維新の会のお金、身を切る改革のお金については西田議員が担当しているという認識でいました。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 じゃ、続けてですけども、支出する場合のルールというのは、支払責任者がいて、経理責任者がいてということで初めてお金が出ることになりますけども、先ほどお金を出したことがありますかということも幹事長、当時の幹事長に言っていたということで、経理責任者通っている状態じゃないですよね。そのことについては違和感とか、マニュアルとは違うなということとは理解できていましたですか。

池田証人 光本議員にも確認はまずして、確認をした後に会派会議で全議員、所属の議員の前で何に幾ら使うかの了承を得ていました。だから光本議員に最初に確認をして私は会派会議で聞いていました。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 ということは、経理責任者の存在というのはなかったということですね。それでよろしいですか。
池田証人。

池田証人 ただその会派会議の中には光本議員も西田議員もいますので、私としましてはお二人で、繰り返しになるんですけど、光本議員が政務活動費のことを担当というんですかね、見ていて、西田議員は身を切る改革、団のお金を見ているという認識でした。

前迫委員長 佐野委員。

佐野委員 1点関連になるので、すみません、お聞きしたいんですけども、今、先ほどのお話で政務活動費というところで光本議員というか、光本幹事長にというようなお答えがあったと思うんですけど、ちょっと細かい認識として、光本議員への確認という認識だったのか、それとも幹事長に対してという認識だったのか、そのあたりちょっと細かくあえて言ったみたらどんな感じですかね。

池田証人 幹事長。

佐野委員 幹事長に確認という認識ということですね。
分かりました。

前迫委員長 いいですか。

眞田委員。

眞田委員 よろしくをお願いします。

池田証人 お願いします。

眞田委員 池田議員は、書籍だとか、視察だとか、1期目でそういう積極的にそういう政務活動費を使って活動しようとされているというふうに認識させていただいたんですけども、その中で幹事長にこういうことをしたいと言った上で、その後、会派会議で全体の中で承認をいただいたと。その後の実際のお金の流れ、現

金の流れであったりだとか、例えば代わりに振込をしていただいたりするような流れがあったと思うんですけど、そのあたりちょっと実際にあったことを当時の内容をちょっと教えてもらっていいですか。

池田証人 会派会議で承認が下りた後は、もう会派職員さんが全てやってくださっていました。

前迫委員長 眞田委員。

眞田委員 そこに会派会議の承認を得たときというのは、会派職員さんはそこにはいらっしやいましたか。

池田証人 そこにはいなかったように認識しています。
毎回の会派会議には出席はしてないです。

前迫委員長 眞田委員。

眞田委員 ということは、仮の話で池田さん申し訳ないんですけど、例えばそこで池田さんが承認を事実取ってて、実際にお金が必要なものを会派職員にお金を出してもらったりすることは可能だと思うんですけども、例えば実際には、仮の話で本当に申し訳ないんですけど、池田さん。仮に池田さん、そこで承認を得ていないものを、架空のものを会派職員に実はこれは会派会議で承認を得たのでこのお金を出してくださいと池田さんが仮に言えば、会派職員さんは出すことは当時できたと考えますか。

池田証人 できた可能性はあると思います。ただ会派会議の議事録もありましたので、そこに決まったことは毎回記載はしていました。

眞田委員 ただその出金をしてといったときに会派職員さんが毎回議事録を確認してからお金を出すというふうには取っていないと考えますけど、どうですか。

池田証人 そこは記憶、私が今、曖昧ではあるんですけど、会派職員さんが毎回議事録を確認したことは所属議員で確認できていません。

眞田委員 そういうシステムについて、これは意外と簡単にお金が出るんだなというか、対個人、職員さんに頼めばお金が出るというこのシステムについて、当時何かおかしいなというふうには思いませんか、公費という観点で。何かおかしいなというふうには思いませんでしたか。

池田証人 当時は、そこまで考えが至っていなかったです。

眞田委員 分かりました。ありがとうございます。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 関連するんですけど、先ほどの4人の松岡証人、辻証人、長崎証人、寺井証人、4人の皆さんは、書籍を購入したりだとか、視察に行ったりということはほとんどなかったということで、そういう手続はあまりなかった、手続はしてなかったというふうな先ほどの証言だったんですけども、池田証人はそういう熱心にそういう視察だとか、書籍を購入されたりと

か、そういうのがあって、そういう手続が結構頻繁にやり取りされたのかなというふうに思いますけども、例えばほかの会派の議員さんたちがそういう手続、見られたかどうか分かりませんが、もし政務活動費を要するというような場合は、幹事長の光本さんを通したらいいんだということはほかの議員の皆さんもそういうふうな認識であったと思われませんか。どうですか。そういう場面はあったんでしょうか。

池田証人 ほかの議員の皆さんのことは分かりませんが、光本議員が3期目で幹事長でしたので、後輩を指導する立場で私もいろいろ教えていただいていたので、私が個人的にここに視察に行きたいとか、こういう本を買いたいというのは個人的に相談していたように、していました。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 やっぱり1期目の皆さん方はやはり政務活動費をもらう場合には、やはり幹事長、光本さんを通せばいいんだというふうな、そういう共通認識みたいな、そういうのがあったと思われませんか。

池田証人 共通認識があったかは分かりません。私個人的の話ですので、会派として何かする前に光本議員に相談するという決まりはないです。私が個人的に聞いていたことが何度かありました。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 ですから、多分1期の方々もそういうふうに思っていたんじゃないかということ、いうふうには思われませんか。

池田証人 ほかの方がどう思われてたかは、この話はしたことがないので分かりません。

前迫委員長 他にいいでしょうか。

眞田委員。

眞田委員 先ほどの話で池田議員、仮の話で申し訳なかったんですけど、そういったことを考えると、今回の問題になっているK社への支払いであったり、250万引き出したりすることが当時の幹事長としては、光本幹事長としては容易に、職員さんの間で簡単にできたというふうに考えるんですけど、どうでしょうか。その辺のあたり池田議員のちょっと御意見をお聞かせ願いたいと思います。

池田証人 当時はそういうことをされると想像もしてなかったんですけど、今回の事件があって振り返って見たら、そういった光本議員が出金を自由にできる状況であったなというふうには考えております。

眞田委員 ありがとうございました。

前迫委員長 いいでしょうか。

他に発言、ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 以上で池田りな証人に対する尋問は終了し

ました。

証人におかれましては、御出席いただき、誠にありがとうございました。退出していただいて結構です。

(池田りな証人 退室)

前迫委員長 それでは、この際休憩いたします。

<休憩・再開>

前迫委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

西田兼治証人に対する尋問を行います。

それでは、西田兼治証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(西田兼治証人 入室)

前迫委員長 西田兼治証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。

証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知だけでしたでしょうか。

西田証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

(全員起立)

前迫委員長 それでは、西田兼治証人、宣誓書を朗読願います。

西田証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和6年11月13日、西田兼治。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

(全員着席)

前迫委員長 それでは、西田兼治証人は宣誓書に署名願います。

(西田兼治証人、宣誓書に署名)

前迫委員長 これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は2点ございます。

まず最初に、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要

の事項をお尋ねした後、各委員からお尋ねをしております。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしております。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたらそれにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますのでよろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものがあります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより西田兼治証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは、西田兼治さんで間違いありませんか。

西田証人 はい。間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

西田証人 はい。間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の1点目、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず、印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのでしょうか。

西田証人 彼が会派を牛耳っていたからです。

前迫委員長 次に、令和3年10月25日に光本圭佑氏がK社から見積書をもらったことを御存じでしたでしょうか。光本圭佑氏から報告はありましたか。

西田証人 それはどの時点でなんでしょうか。ちょっと質問を明確にしていいただければ。

前迫委員長 令和3年10月25日がこの業者に、光本圭佑氏がK社から見積書をもらっていたことを御存じでしたか。

西田証人 いや、知らないです。

前迫委員長 知らないですね。

光本圭佑氏からこのことを会派に報告、または西田

氏に報告がありましたでしょうか。

西田証人 ないです。

前迫委員長 ないですね。

令和3年11月2日に、会派の職員が光本圭佑氏に203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

西田証人 知らないです。

前迫委員長 知らないですね。

令和3年11月2日に光本圭佑氏がK社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末までにそのお金が返ってこなかったことを知っていましたか。

西田証人 これは、すみません、どの時点で知っていたかということを明確にしていいただければと思います。

前迫委員長 令和3年11月2日にお金を渡して、その後キャンセルをした後という、その後キャンセルをされてるんですけど、11月9日に。それ以降、年度末までにそのお金が返ってこなかったということは知っていましたか。

西田証人 今おっしゃった令和3年11月2日の時点では知らないです。

前迫委員長 分かりました。

では、いつ、どのような方法で知りましたか。このことを知ったときです。

西田証人 正確な日付であれば、2022年の6月2日、職員の方の個人名を出してよろしいのでしょうか。

前迫委員長 事務局ということで。

西田証人 はい。議会事務局から聞きました。

前迫委員長 以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、中尾委員から尋問願います。

中尾委員 では、西田証人、よろしくお願いします。

西田証人 よろしくをお願いします。

中尾委員 私、これまでの西田証人の様子を拝見しまして、非常に慎重で、軽率なことはしない人だなというふうには感じてます。常に周到な準備をして、確かな裏づけを持って行動されてるなという印象があるので、だからこそちょっと疑問点がありまして、ちょっとそういうことがベースにあるということを知った上で質問をさせていただきます。

まずは、西田議員は当時、政務活動費の経理責任者であったという認識はありましたでしょうか。

西田証人 認識はないです。

中尾委員 なかったんですか。

西田証人 はい。というか、経理責任者を引き受けたことがございません。引き受けた記憶がございません、そもそも。

中尾委員 では、続きですが、改選後、会派では役割を

どのように決められましたでしょうか。

令和4年8月29日、制度検証等特別委員会で西田証人は、1期目議員の中でどれにするかと決めていく中で、一番不人気だった、誰もやりたがらなかったものを私が引き受けました。最後まで会計がなかなか決まらなかったのも、その場の流れで引き受けましたと発言してます。

会派結成時の規約に対しても記名・押印したと聞いていますが、経理責任者の認識はありませんでしたでしょうか。

西田証人 ちょっと質問が複数あるので、まず、1個目の質問ですね。ちょっと後で2個目をもう一度聞かせてください。

中尾委員 はい。

西田証人 1個目は、1個前の質問が経理責任者についての質問をされていらっしゃったので、ちょっとここを切りたいんですけれども、あくまで会計責任者ですね。身を切る改革担当者と言ってもいいと思いますけれども。

この会計責任者という部分について、会派の中で役職決めというのがあって、幹事長が光本氏であるとか、この当時から光本派、室井派というのがもう最初からばしっと分かれてたので、光本派に牛耳られた状態での会派の役職決めではあったんですけども。光本派というのは光本、別府、西藤、安浪の4名です。

光本派に牛耳られた状態での会派の役職決めではあったんですけども、まず、会派を牛耳るのに都合のいいポストを光本派が占めていきます。つまり、幹事長光本、副幹事長別府、団長安浪、総務会長西藤です。あとはおこぼれのような形で室井派。室井というのは故室井参議院議員です。室井派の6名が、あとは好きに決めてちょうだいみたいな感じで役職が回ってきまして、2期目の辻さんが、政調会長だったとは思いますが、記憶が曖昧ですが。

そんな感じで決まっていって、最後に会計責任者が誰もやらないということで、まあ、しょうがないですねという感じで私になったという経緯です。

すみません、2個目の質問は。今のはあくまで会計責任者の話です。ニアリーイコール身を切る改革担当者。団費の管理もありますけども、会計責任者です。

ですので、私の認識としては、そもそも経理責任者ではないというのが私の認識ですけれども。もう明確に、日本維新の会尼崎市議団に経理責任者なんかいなかったでしょう、存在しなかったでしょう、そんなのはというのが私の認識です。で、私は経理責任者ではないですよというのをずっと言い続けてるんですけども。

すみません、2個目の質問は何でしたっけ。

中尾委員 会派の結成時の規約に対しても記名・押印したと聞いています。

西田証人 はい。

中尾委員 それで経理責任者の認識はありませんでしたでしょうか。

西田証人 そもそも規約に経理責任者という文言は出てきません。もう一度言いますね。規約に経理責任者という文言は、そもそも出てきません、ので、規約にサインをしたところで、私が経理責任者という役職に就くということになりようがありません。

質問のお答えになってますでしょうか。

中尾委員 では、続けます。

令和4年6月7日に、会派会議を行われてます。その中で、証人自身が規約を読み上げるところがあります。会派規約の第10条、会計責任者というところに、「本議員団は、役員として会計責任者を置く。会計責任者は政務活動費を管理し、本議員団の議員活動に必要な支出を行う」というふうに、西田さん自身が読み上げてます。

ということであれば、今の説明と合ってこない気がしますけど。

西田証人 答えてよろしいですか。

中尾委員 はい。

西田証人 合ってなくないですね。合ってます。なぜならば、6月2日が発覚した日なわけですね。その後、私はとにかく対策を考えるわけです。これ、ぶっちゃけ私が主導で対策を考えました。今手元にそのときのどうしようかというのが、メモがあるんですけども。

1、2人の処遇、2人というのは光本氏と安浪氏のことですけども、2人の処遇（除団）と書いてあって、2、新役員、3、上申書の取下げ、上申書というのは光本氏を市長に推薦するという上申書か何か出されたんですが、市長の維新の候補として推薦するみたいな上申書が出されたんですが、もうそんなもの取り下げてくれと。

そういったことがメモで書いてあってですね、6月7日の会派会議、これがつまり光本氏を幹事長から降ろす決戦の日だったわけです。かなり、ここはもうぎりぎりの攻防というか。

まず、4人光本派がいるので、光本、別府、安浪、西藤、誰から1人ずつ光本派からこちらサイドにしていくか。順番も大事です。6月7日がXデーということで、光本氏を会派会議に呼び出して、私の記憶では、別府氏が最後まで光本氏と離れなかったのも、あ、安浪さんだ、安浪さんが光本氏から離れなかったのも。別府氏と西藤さんは離れていったんですね、光本から。もうこの6月7日の時点で、つまり、安浪、光本を除いた7名ですかね、安浪、光本を除いた8名、

私の記憶では8名で、当時幹事長の光本氏をもう何とかしないといけないということで光本氏に来てもらって、どういうことなんですかというのをどんどん問うていくわけですね。その急先鋒が私だったわけですが、そこで光本氏に対して。だから、もうこの6月2日が、事件が発覚したと。ここの6月7日までの間に物すごい作戦を練っているわけです。

その関係で、尼崎市議会議員、倫理関係の条例があったと思うんですけども、それに目を通したりだとか。

中尾委員 政治倫理条例ね。

西田証人 そうですね。政治倫理条例に目を通したりですとか、あとはもちろん会派規約もそのときになって熟読するわけです。ここで、いや、光本氏、あなたの行動は駄目ですねと。あなたの行動はもう議員としても駄目だし、法的にも駄目ですねと。私はもうこのときに明確に、6月7日の時点で、会派会議ですね、横領という言葉を私も出しています、この時点で。

別府氏がまず光本一派から抜けて、その後、西藤さんはちょっと抵抗してたんですけども、何の罪に当たるとかというやり取りがあって、私が、いや、横領ですよとはっきり言ったんですね。西藤さんはそこにちょっと食らいつくような形で、どういうことですかみたいな、そんなやり取りがあったと記憶していますけれども。

業務上横領というのは罰金刑がなかったと思うんですけど、たしか。とにかく業務上横領というのはこんなに重いんですよと、刑法で。罪として非常に業務上横領は重いんですよというのをもうこんこんと私が説明をして、西藤さんが折れて、8人で光本氏を迎え入れて、光本氏にどういうことですかと聞き始めるというのがあったので、そのときの根拠として、会派規約の文言なんかでも申し上げたんじゃないかと思います。

前迫委員長 中尾委員と証人に。簡潔にお願いいたします。

西田証人 はい。

中尾委員 ということは、そのときまでは、経理責任者という認識はなかったということですね、念のため。

西田証人 ここで認識なかったというのはちょっと、私はもうやめていただきたいと思うんですけども。私はもう明確に言い切っています。経理責任者ではありませんと。認識がなかったと言われると、さも現時点においても、私がまるで経理責任者であるかのような事実が作り上げられてしまいますので。

もしそれをおっしゃるのであれば、この根拠を持って、あなたは現時点でも経理責任者でしたねと言い切ってもらいたいです。そのような根拠はないはずですので、認識がなかったにとどまらず、経理責任者ではありません。

中尾委員 となりますと、この役員を決めた段階で、会派の規約については読まなかったということですよ、このとき初めて熟読して認識したということであれば。

読まなかったことについてはどう思われていますか。

西田証人 そこに関しては簡潔にお答えできるかと思うんですけども、会派規約の署名・押印につき、民法120条2項に基づき、詐欺取消する旨、日本維新の会尼崎市議団には伝えております。よって、民法121条に基づいて、遡って私の署名・押印は無効となるものと考えます。

この理由につきましては、会計責任者についての、辻議員だったと思いますけれども、説明内容と規約の文言が異なったためです。

契約を結ぶときというのは、大体セールスマンが説明しますね。契約約款にサインしますね。契約約款は細かく書いてあったりしますが、セールスマンの言っていることを聞いて、ああそうですかとサインして、契約の約款と後で違うじゃないかと分かった場合、当然にこれは取り消すことができますので、それと類似の事例かなと思います。あくまで法律行為ですので。

中尾委員 では、続きですけども、政務活動費を使ったことはありますか。1期生の1年目のときに。要はどういう手続で書籍を買ったりとか、ほかの何かを使うようなことってありましたか。

西田証人 ちょっと質問が2つなんですけど、使ったことが……

中尾委員 あれば、どういう手続で。

西田証人 使ったことがあるかという問いに対しては、政務活動費というのはそもそも会派で使うものだと考えておりますので、会派は使ったことがあると思いますが。

中尾委員 個人として書籍を買ったりとか物品を買ったりということで使ったことはありましたか。

西田証人 それは対内的な話ということですね。

中尾委員 はい。

西田証人 対外的にはあくまで会派で使ったということになると思うので。

会派の内輪の取決めのような形で、1人10万だったか、あったと思うんですけど、それは会派会議に諮って、本、書籍を買ったことはあったと記憶しています。

中尾委員 そのときに、本市のルールでは、支払い責任者に承諾を得て、経理責任者が事務手続の内容を確認してお金が出るということになると思うんですけど、そういう手順は踏んでましたか。

西田証人 中尾委員がおっしゃっているのは、本市のルール、手順……

中尾委員 マニュアルに書かれてるとおり。

西田証人 マニュアルということだと思いますけれども、あくまで、今私が答えるときにちょっと慎重に答えたんですけども、会派の中で、この本買いたいですと会派会議に諮って、それを会派会議か何か、会派会議だと思いますけど、了承を得て、会派として本を買うということですので、ここは手順が2つあるわけですね。会派会議に諮って、会派で了承を得て、ここまでが内部ルールです。会派として物を買う。

会派として物を買うという部分は本市のルールに準拠すべきだと思いますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、会派は完全に光本一派に牛耳られておりますので、そこは私が口を出せることではないです。

中尾委員 経理責任者を置くというルールになっているんですけど、経理責任者を通さずに、会派の中で決めて買ったということには違和感はなかったですか。

西田証人 違和感。

中尾委員 はい。さっきも言いましたけど、支払い責任者の、要は了解がまず要ります。あとは経理責任者がいるはずです。各派にいるはずです。

西田証人 いなかったですけどね。

中尾委員 そのいなかったことについての違和感ってなかったですか。マニュアルと違うじゃないかと。

というのは、私、冒頭言いましたように、西田さんはすごく慎重にいろんなことを読み込んでやってる人なんで、ここの部分を知らなかったというのは、ほかのことから考えたら非常に違和感がある。

西田証人 まず、経理責任者云々の前に、政務活動費自体、もう光本一派に完全に握られているわけです。だから、幾ら個人で書籍を買えるといっても、それも結局会派会議に諮りますし、会派会議を仕切っているのは光本氏なわけです。

ですので、経理責任者を通さなかったことに違和感がないかというお答えに関しては、経理責任者を置かなければいけないという文言を私が目にしていれば、それは即座に、光本氏、別府氏、安浪氏、西藤氏に文句をつけてけんかになった挙げ句、恐らく会派を追い出されてるでしょうね。

中尾委員 それは私もすごく理解できます。西田さんというこれまでの振る舞いを見てたらきっとそうだと思うんですけど、その西田さんが、なぜ大事な政務活動費のマニュアルを読んでなかったのかなというのがすごく疑問なんです。

西田証人 どこが疑問なんです。その疑問は解決したいと思うんですけども、政務活動費自体、タッチできる状況にないわけです。アクセスがない、アクセス権がないと言ったほうがいいのかもしいですけども、そこにアクセスできない以上、それは。

アクセスできないと分かっているのに対して、その説明書きを読むという行動を起こすかということ、なかなかそれはしないんじゃないかなと思います。アクセスできないものに対して。光本一派が牛耳つとるなあ、でも、これは。そこに私がアクセスしたいと思えば読んだでしょうね。光本氏、光本一派の手からもう政務活動費の権限を奪い取りたいと思ったら熟読するかもしれないですね。

中尾委員 分かりました。

じゃ、次の質問いきます。

ちょっと先ほどとかぶるかもしれませんが、会計責任者の引継ぎ、どのような引継ぎだったですか。

西田証人 先ほど申し上げたとおり、辻議員からの引継ぎだったと思いますけれども、身を切る改革のお金と、団費はほとんどため書きとかだったと思いますけども、団費、その部分ですね。だから、ほぼ身を切る改革の責任者なんですけれども。身を切る改革と団費の2つです。

中尾委員 についての説明があったということですね。

西田証人 もっと正確に言うと、辻議員からは団費の説明すらなかった、いや、団費は説明あったかもしれないですね。その2つ、身を切る改革について通帳を、これは個人口座になるんですけど、個人口座でつくって、身を切る改革用の通帳としてつくって、そこで管理してねみたいな話と、あと団費はため書きとかそういう用にというので、その2つについて説明はあったんじゃないかなと思います。

中尾委員 分かりました。

じゃ、結果的には約200万円のお金が11月に出ていて3月末に帰ってくるまでの間、通帳の確認とかはされてないということですね。

西田証人 何の通帳ですか。

中尾委員 政務活動費の。

西田証人 経理責任者ではないという認識なので。認識って言いたくないんですけどね。経理責任者はいなかったの、会派には。

中尾委員 そういうことですね。

西田証人 はい。

中尾委員 分かりました。では。

前迫委員長 いいですか。

中尾委員 はい。

前迫委員長 他にありませんでしょうか、質問。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長 西田証人に伺います。今のやり取りの中で、政務活動費が光本一派に握られてるという、光本氏1人ではなしに、別府議員、西藤議員、安浪議員、この3人も含めて、この4人に政務活動費は握られてるというのは、光本以外のこの3人に握られてるとい

うのは、何か具体的にそういう場面を見たとか、何かありますか。

西田証人 政務活動費に限らずなんですけれども、会派の運営全てにおいて、もう光本一派に最初から握られていたのです。

はっきり言ってしまえば、会派規約も光本氏を市長にするために……

丸岡副委員長 それはいいです。

西田証人 はい。

それ以外に場面……

前迫委員長 それを見たことがあるか。

丸岡副委員長 政務活動費を一派4人、一派に握られてるというのを具体的に、そういう事例というか、そういうのを教えてくださいという質問です。

西田証人 具体的な事例、例えば講師を呼んで研修を開くというのを光本氏が発案して、言われるがままに出席みたいなことはありましたけれども。そんなものですね。

丸岡副委員長 ほかにはないですか。もしくは光本氏以外の3人が政務活動費を個人的に、自分で扱ってたというか、そういった事例とかというのとはほかないですか。今言われた講師の謝礼ぐらいですか。

西田証人 あとは、午前中の池田議員のとちよつかぶりですけど、私が視察へ行きたいというのを光本氏に言ったときに、何か却下されたような記憶はあります。その後、視察マニュアルみたいなものが出来上がったと記憶はしていますが。その視察が何で却下されたのかはちょっとよく分かんないんですけども、取りあえず視察へ行きたいと言ったところ、それを却下されて、その後に何か視察マニュアルみたいな、それは政務活動費にまさに直結する話だと思いますけれども、がつくられて、何か、ああ、やっぱり政務活動費、全然もうタッチできないな、と残念に思った記憶はあります。

前迫委員長 いいですか。

それでは、次に、証言を求める事項の2点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていますか、西田証人。

西田証人 ごめんなさい。すみません、もう一回お願いします。

前迫委員長 光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていますか。

西田証人 議会事務局から教えてもらうまでは何も知らないです。

前迫委員長 以上で、私からの総括尋問を終了いたします。

す。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、佐野委員から尋問願います。

佐野委員 それでは、私のほうからも西田証人に一連、ちょっとお聞きしていきたいと思います。

本件についても当時の記録、先ほどのお話の中にもあったように、光本氏に対してかなり厳しい追及もしておられた様子というのはいかがかとおります。

そのような当時に、先ほどの丸岡副委員長の質問とも若干かぶるんですけども、先ほどの答えの中で、光本派と故室井派がもともとあったというような発言もありましたけども、令和4年4月のときに、市長選挙のあおりで会派が割れるというような可能性はあったのでしょうか。

西田証人 それはないと思います。なぜならば、私が当選した選挙自体、もう光本派と室井派でばっちり分かれて、全く協力関係なく選挙を行っています。つまり、呉越同舟スタートなわけですね。

質問にお答えすると、最初は室井派だけで会派をつくろうという動きがあったんです。つまり会派は2つになるよと、それが何かそれは徳安現衆議院議員主導なんですけれども、ただ、それが何か日本維新の会の内部規約に違反してるとか何とかで、それが分かってから光本氏が鬼の首を取ったように会派の主導権を握って、ここの1階、議会棟の1階に徳安氏が来て、こてんぱんに言い負かされるという場面を我々1期目の議員は目撃させられるんです。徳安さんが光本さんにこてんぱんに言い負かされるさまを見せつけられ、そして、その場でたしか会派規約に署名をさせられたような流れだったと思いますけれども、つまり会派規約も相当いわくつきのものなことなんですけれども。

ですので、最初からそのスタートなので、令和4年4月、市長選の前になって、今さら何か会派が乗っ取られるとかそういうのはもうあり得ないんじゃないかなと、最初から割れてる状態でスタートして、光本氏がずっと牛耳っていたものを別にそのまま牛耳り続けられたと思いますけれども。

前迫委員長 今の証人の尋問のときに、可能性はあったかなかったか。

佐野委員 そうですね、そこを確認させていただきます。

だから市長選という要因ではなかったけども、基本的にそもそもが呉越同舟であった、割れていたというようなことかというと、可能性というよりも既に割れていたと、そういう認識でよろしいですか。

西田証人 一度もくつついたことは最初からないという、最初から割れていると、おっしゃるとおりです。

佐野委員 続けて、その当時の会派、もうそもそも割れているしというような中で、その政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないというような、そういう意味での危機的な状況にはあったとお考えでしょうか。

西田証人 ないと思います。

佐野委員 では、最後になります。

先にお聞きしたポスティングのこの契約も含めてなんですけれども、その当時こういうことが発覚するまでの間で、光本圭佑氏の様子に例えば何かお金に困っているとか、もしくは何か変わったところみたいな、その当時、その発覚するまでの中で、そういう何かおかしいなというような思いとか感じというのはどこかであったりしましたか。

西田証人 おかしいも何も、私は最初からこの人ペテン師だなと思ってましたけど。

佐野委員 具体的にもし何かそのあたり事例的なものがあるのであれば。

西田証人 つまり会派運営において、恫喝を繰り返すわけですね。すぐ除団をちらつかせたりだとか、除名やぞとか、それは安浪さんのほうが頻度高かったかもしれないですけども、とにかくにも除名をちらつかせると。

それが私にはあんまり効かないんですけども、効果てきめんの議員もいまして同期の議員で、ほんで、ああこうやって何か揺さぶりがかけられると、人というのはいけ好かない相手に隷属していくものなんだなというさまをまざまざと1年かけて見せつけられたので、そういう、これがお答えになっているんじゃないかなと思います。

佐野委員 じゃ、端的にあえて聞くと、お金に困ってそういうそぶりみたいなのところというのは、特に見えたりはしてなかったですか。

西田証人 お金に困っているのはなかったです。

ただ、すごいお金に執着のある人だなというのはよく分かる、もう分かりやすい感じでした。

佐野委員 それは、ごめんなさい、ちょっと細かい話になるかもしれないですけど、例えばみたいなのところ何かありますか。

西田証人 例えばあるんですけども、私、身を切る改革の担当者やっていたので、その管理はしてたんです。私がオーケー出さなければ身を切る改革の通帳からはお金は引き出せない。

光本氏が何か大阪に寄附したいと、大阪市に寄附したいとか言い出しまして、現金でくれ、現金でくれと電話がかかってきたんです。いやいや、現金で何か、電話1本であなたにぼんと現金で渡すわけにいかんでしょうと思ひまして、それは私からの提案で会派会議

に諮ったんです。

そうしたら恫喝されまして、安浪、別府、光本、3人から、西藤さんは恫喝に加わらなかったのが、西藤さんの名誉のために、西藤さんは恫喝に入っていないです。光本、別府、安浪からまあ恫喝食らいまして、とにかくそのお金を出せみたいなの、ほんで、会派会議でちょっと視線を辻とか松岡に求めたんですけども、全然助けてくれないので、じゃ、もう会派は了承ということでもいいですねということで、その日のうちにもう現金をATMから引き出して光本氏に渡したと記憶していますが、後日談としてこのお金は、何かすぐには寄附として大阪市に渡っていなかったのではという疑惑が今もあります。そこ解明されてないですけどね。

佐野委員 最後に1点だけ。

前迫委員長 はい。

佐野委員 すみません。それは何年何月かというのはお分かりになりますか。その何月分のみみたいなところと、あとその金額のところは、今もしお分かりになれるようだったら今お答えいただけませんか。

西田証人 これが分かりやすい面白い話なんですけど、4月14日……、会派会議は、書いてありますね、4月4日10時、会派会議、恫喝を受けるとメモがあります。

佐野委員 何年の。

西田証人 2022年です。2022年4月4日10時、会派会議、恫喝を受けるというメモがあります。4月14日木曜日に、大阪市役所行って松井代表と会っているんです。

つまりこの現金、大阪市に寄附をしたいというのは、もう身を切る改革とかそんな関係なくて、私たちに光本氏は松井代表とつながっているんだぞというのを見せつけたかったわけですね。

4月14日に、大阪市に寄附をするということで、大阪市役所行きまして松井代表と会ったと、寄附をしましたというのがあって、その翌日の4月15日に、俺を市長に押せという会派会議がありました。

4月14日に寄附で大阪市役所行って、松井代表と半分無理やり会わされて、翌日の4月15日に会派会議やって、何か訳分からん投票をさせられて、何か全会一致で、日本維新の会尼崎市議団は光本氏を維新公認候補として推すことにしましたみたいなのを新聞社に流されたという一連の流れがありました。

佐野委員 答弁として金額がちょっと。

西田証人 200万ぐらいだと思うんですけども、ちょっと正確には覚えてないです。

佐野委員 はい、分かりました。私から結構です。

前迫委員長 以上でいいですね。

申し訳ありませんが……。

眞田委員 ちょっと追加をお願いします。

前迫委員長 手短にお願いします。手短に答えてくださ

い、証人も。

眞田委員 出すときに、先ほどの200、大阪に寄附するときに出すときに電話で頼まれた云々という話ありましたが、誰かの質問でお金に困ったことを感じますかということで、感じませんと言っていましたけど、その身を切る改革の集金は、個人、個人から西田さんが手回収というか現金回収をしてたんですか、それとも振り込んでもらってたんですか、通帳のほうに。

西田証人 基本は、私は現金触りたくないの、基本は振込でお願いしますとお伝えしていたんじゃないかなと思います。

ただ、例外的に手渡しで受け取って。

眞田委員 それは毎月ですか。

西田証人 いや、3か月に1回ぐらいだったと記憶しています。

眞田委員 3か月に1回、それ光本氏からはちゃんと入金ってたんですかね、当時。

西田証人 それは入ってました。

眞田委員 入ってたんですね。そういう意味において、あんまり金困ってるという感じを受けるところは、ほとんどなかったということですか。それ以外には何も。

西田証人 そうですね。

前迫委員長 すみません。ありがとうございます。

最後に、その200万円の寄附を渡すとき、その現金をきちっと渡したのをみんなで確認されましたか。

西田証人 してないです。

眞田委員 今先ほどまだ不明確いうのは、その200万を振り込んだというか、200万を納めた領収書なりがいまだにないということですか。

西田証人 いや、それ200万はさすがにそれはちゃんと行っているはずですよ。ただ、その時系列が分からないので、ある程度の期間、光本氏の手元にあったんじゃないかという疑惑は拭えていないということです。

眞田委員 領収書の日付さえ見れば、出した日とその領収書の間のタイムラグがはっきり分かると思うんですけどそこは分かりますか、調べれば。

西田証人 維新が保管してるんじゃないかなと思いますけれども、タイムラグはあると思います、それは。

眞田委員 分かりました。

前迫委員長 いいですか。

違う、もうちょっと時間来てるんですよ。

都築副委員長 1個だけ。

前迫委員長 もう端的に。

都築副委員長 身を切る改革の口座から、その200万かどうか分からんけど出したということですね。

西田証人 はい。

都築副委員長 通帳に記録は残ってるはずやな。分かりました。

前迫委員長 全体通しての発言、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 ありがとうございます。

以上で、西田兼治証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。

退室していただいて結構です。

(西田兼治証人 退室)

前迫委員長 それでは、この際暫時休憩いたします。

<休憩・再開>

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

別府建一証人に対する尋問を行います。

それでは、別府建一証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(別府建一証人 入室)

前迫委員長 別府建一証人におかれましては、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

本委員会の調査のため、真相究明のために御協力いただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

別府証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして全員御起立願います。

(全員起立)

前迫委員長 それでは、別府建一証人、宣誓書を朗読願います。

別府証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和6年11月13日、別府建一。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席お願いいたします。(全員着席)

前迫委員長 それでは、別府建一証人は宣誓書に署名願います。

(別府建一証人、宣誓書に署名)

前迫委員長 これより証人に証言を求めますが、証言を求める事項は2点ございます。

まず最初に、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてみたい。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてみたい。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたらそれにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証言の際は着席のまま、また挙手等は不要でありますのでよろしくお願いします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより別府建一証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは別府建一さんで間違いありませんか。

別府証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

別府証人 はい、間違いございません。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の1点目、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

令和3年11月のとき、会派広報紙の印刷業者について、それまでの業者から変えようとしたと聞いております。それはなぜでしょうか。

別府証人 令和3年6月に市議会議員の選挙がありまして、私が2期目になったんですけれども、それまでに、1期目のときに使っていたその印刷業者さんを選挙活動でポスターとか印刷物をお願いしてたんですが、なかなかちょっと誠意ある対応ができてなかったということで、今回もう改選になったので変えようという話の中で変更をさせていただくという流れになりました。

前迫委員長 印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのでしょうか。

別府証人 一応、幹事長に選任される流れの中で、自費

で一度広報紙出してるんですけども、その選定の際も一応コンペみたいなのを各議員が出して、どこの業者でするかというところを決めたんですが、光本議員が連れてきた業者で決まったので、その流れもあって、主導を握ったという形かなと思われます。

前迫委員長 令和3年10月25日に、光本圭佑氏がK社から見積書をもらっていたことを知っていましたか。

別府証人 知りません。

前迫委員長 光本圭佑氏から報告はありましたでしょうか。

別府証人 K社に頼むということでしょうか。

前迫委員長 ええ。

別府証人 いや、ございません。

前迫委員長 そういった一連はなかったということですね。

別府証人 はい。

前迫委員長 令和3年11月2日に会派の職員が、光本圭佑氏に203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

別府証人 知りません。

前迫委員長 令和3年11月2日に、光本圭佑氏がK社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末まで、そのお金が返ってこなかったことを知っていますか。

別府証人 そもそも支払った、支出したことを知らないもので知りません。

前迫委員長 ことを知らない、何もかも知らない。

では、いつどのような形で、そういったお金が動いたということを知りましたか。

別府証人 この250万の事件の発覚後、令和4年6月2日以降ですかね。一連の洗い出しをする上で知りました。

前迫委員長 ありがとうございます。

以上で、私からの総括尋問を終了いたします。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、川崎委員から尋問願います。

川崎委員 それでは、よろしくお願いします。

別府証人 お願いします。

川崎委員 平成29年から30年、以前このK社を使って印刷をしたというときに、何かトラブルが起きたと、こういった内容であったのかというのを教えていただけますか。

別府証人 そのこの業者を通じてお願いをするべき事業だったのかなと、いわゆる広告代理店的なK社であるんですけども、実際には、今回の事例も一緒なんですけど、そもそも印刷する業者とか、製作する業者とか

があつて、そこを取りまとめている業者みたいな感じなんですが、それもまあ言うたら値段が分かってて、じゃ、そこを通す意味は何があるのかというのがあったんです。

会社自体も当時、実態があるのかどうかというのを私、現地も見に行つたんです、その当時のその会社。じゃ、マンションの一室で銘板もなかったの、本当に事業しているのかということで、やっぱり疑いを持ったと。

その当時の私が1期目のときの議員の会派会議でもその話をさせていただいて、実態があるのかどうかということで、代表者も来ていただいて話をしたことがあります。

川崎委員 その結果、当時のK社さんが印刷を発注する資格がないというふうに判断して、その当時、発注しかけていた仕事をキャンセルしたということにつながるんですか。

別府証人 以前ですか。

川崎委員 以前です。

別府証人 以前ですか。ちょっとあまり記憶に定かじゃないんですけども、やはりちょっと通常の事業のやり方ではないというところで、おかしいんじゃないかなということでキャンセルをしていただいた。僕自身が個人的に思ったのは、実態がない会社は何で頼むのかなというのがちょっと1つありました。

川崎委員 そのときにK社さんは紙を損失したと、30万円ぐらい損をしたということを知っているんですけども、そのことは知らなかったですか。

別府証人 私は知りません。

川崎委員 分かりました。

このことで、K社に発注を再び光本氏がかけていたということを知った事実というのは、6月2日以降になるわけですか。

別府証人 そうですね、もしその令和3年10月の時点で知ってたら、私、強く反対していたと思います。

その1期目の当時に、ほかの当時の6人の議員ですかね、光本議員を除く6人の議員が、もう二度とそこ使うなど、それをするなどというのを強くやっぱり訴えていましたので、その会社が出てくると何でこまた使うんですかと、ここはもう前に駄目って言いましたよねということになると思うんです。

ですんで、私はそれをもしその当時聞いてたら否定をしているというか、そこを使うということは、やっぱり拒否していると思います。

川崎委員 K社への発注をやつて、キャンセルしたという事実を聞いたときに、その信憑性についてはどう考えてますか。実際にそうであったのかどうかという点について。

別府証人 前回と一緒にやなという、4年前と同じパターンといったら変ですけども、同じことの繰り返しをしているのかなというふうにはちょっと感じました。

川崎委員 6月2日から知つたということなんですけども、その当時、副幹事長ですよ。副幹事長として、発注に対する権限が幹事長にあるという認識であつたと先ほど聞きましたけども、実際にそれをサポートするというか、横から監督するというか、そういう役割も担っていたと思うんですけども、その点についてはどうですか。

別府証人 そこは大変申し訳ないなというふうに思っておりますけれども、当時、大手印刷会社にB3の用紙を我々いつも発行していたんですが、従前に使ってた業者さんが一括で発注できたんですが、その後に大手印刷会社にお問い合わせしようと思うと、上限が2万枚ということの話で、2万枚掛ける10回、10セットということで20万部作るのにこういう手間がかかるとか、そういう印刷会社に発注をする手間が要るので、そこにそういう形でというふうな話もあつたんですけども、もうそれを、手間でもそれをするというふうな流れというか、そういうふうな流れにアツたので、まさかK社が出てくるなんていうのは思つてなかつたというのが、だから、我々としても会派会議等で注視はしてたところなんですけど、全然違う方向からその話が出てきて、お金の出金もアツたので、やはりちょっと見通せなかつたというのが正直なところですよ。

川崎委員 そしたら、当時このデザインを担当していたのは西藤証人でしたよね、元議員だったんですけども、実際に仕事を進めていく中で、印刷会社が決まっていと、そういう中でスムーズに仕事を進めることができるのかどうかという点については、非常に不安を抱えていたと思うんです。それを光本氏がサポートしていたというふうな捉え方をしているのか、していないのか。

別府証人 当時の進め方という、彼が主体でやっていたので、それで動いていくと、もう高額になつても仕方ないよねと、手間がかかっても仕方ないよねという流れではやっていたんですが、その後に安い印刷業者がうちの会派職員が見いだしたというか見つけたので、そこが見つかったということで、もう早速そこで印刷ができるという話になつたんです。

ですんで、我々としても努力してないわけじゃなくて、やはりそういう印刷業者を探したりとかということはずっとやっておりました。なぜなら校正をずつとしてみても校了するところだったので、印刷業者は早急に探さないといけないということまで、その際ぐらいでその話が出てきたということです。

川崎委員 当時、手続は適正でなかつたということは後

になって分かったと思うんですが、経理責任者を本来は、政務活動費はちゃんと置いて管理しなければいけないということがあるんですけども、それができていなかったことに対してどう思ったか、おかしいと思ってなかったのかな、当時は。

別府証人 経理責任者を決めてなかったということですか。

川崎委員 いや、結果的には決めてなかったというふうになるのかもしれないけど、でも届けはしてるわけでしょう。

別府証人 はい。

川崎委員 事務局にね。だから、決めていなかったのではなくて、機能していなかったということに対して、当時、副幹事長であった別府さんはどう考えていたのかと言うてんです。

別府証人 私としては機能していると思ってたんです、正直なところ。支出決定者と経理責任者のほうでチェックされて、運営されてるもんだというふうに、実際その金銭の出納には直接タッチしてなかったもので、ちょっとそこについては本当に、先ほどもお話ししたように責任は感じておりますが、役割分担の中では私そこに入ってなかったというのが正直なところですよ。

川崎委員 じゃ、西田兼治議員が経理責任者であったという認識は、別府証人は持っていましたか。

別府証人 ありました。

ただ、ちゃんと私のほうからの経理責任者たる者のその行為というか、そういう指導というのは直接行っではおりませんので、今先ほどもそういう形で、私がこういう形で運営してねと、私自身も経理責任者をしたこと、担ったことがないので、ただ、会派会議等では逐一お金の動きというのは報告がありますので、もちろん大きなお金に関して、大きく動くお金に関しては報告があるものということでは認識しておりました。

川崎委員 第一義的に、今回の問題は、光本圭佑氏の問題であると理解しているんですけども、結果的に5か月間、11月から3月までの間、約200万円ものお金が外に出っ放しというか、口座になかった。当時の副幹事長としてその責任はどう感じているのか、また、どのようにすればよかったのかというふうに思いますか。

別府証人 先ほどからお話ししているように大変申し訳ないなというところではあるんですけども、今私が辞職するまでの間の運営に関しては、その後、経理責任者も2人置いたり、幹事長も副幹事長もそのお金の流れのチェックというのはもうそこで変えますんで、従前のやり方では行ってない、そういうふうになればよかったなというのは、事後ですけども思っております。

川崎委員 ほかの証人にもお伺いしているんですが、当

時の光本圭佑氏の様子について、例えばお金に困っているとか、変わったところはありませんでしたか。

別府証人 私は特に感じませんでした。

前迫委員長 いいですか。

あと端的にできるんでしたら1問いいですけど、いいですか。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長 そのK社というところが、広告代理店的なところであって、そういう印刷だとかそういったものを扱えるような実態が見受けられなかったということをおっしゃられたんですけども、実際にその203万を光本氏は渡して、そのK社の代表は3月31日にまた返金するまで、ずっと自分ところのその事務所の金庫にずっと保管していたと言っているんですね。

そういうそれだけの大金をそんなに事業としてそう実態が見えないようなところが、そのような大金を自分のところの金庫に5か月以上の期間、そんな置いてあったということは、どうお感じになりますかね。

別府証人 やっぱり商取引として、私も事業をやっているんで、そういう預り金をいつまでも預かっているということ、自分の利益にならないことを預かっていること自体がちょっと不思議だなというふうには感じております。

眞田委員 すみません、関連して。

この203万のK社とのやり取りの中での実質的な領収書であったり、見積書、請求書であったりというのが、見積書だけ唯一、現物で維新の会の皆さんが目にしたものかなと思ってますけど、この見積書というのは、本当に光本氏が偽造したものではなくて、K社が発行したというふうに信じれるものだというふうに別府議員はお考えですか。

別府証人 日にちとかということでしょうか。

眞田委員 日にちとかそのやり取りの中で、現物を見て、K社の社長は自分が作ったということは認めておられるんですかね。

別府証人 それはちょっと、私は存じておりません。

眞田委員 ああそうですか。その聞き取り調査の中でその話はなってなかったんですか。

別府証人 私、聞き取りしてないんで、分からないです。

眞田委員 行ったときの話の中にはないんですね。

別府証人 はい。

眞田委員 そうですか。その見積書も分かりませんし、その領収書がなかったりだとか、そういうお金のやり取りがあったことがお互い光本氏もそうですし、K社のほうにも何も書類が残ってなかったということに対して非常に疑義が残ってて、実際お金がどんなふうな動きしてたか分からない。

ここで皆さん、意見をいろいろ聞き取りをしている

わけなんですけど、その当時、別府副幹事長として、いろんなことを調べる中で、このお金というのは、あくまで確証がないから断定はできないんでしょうけど、副幹事長として携わってた中で、このお金はどういうふうに流れたと推測するというか、自分の中ではどういうふうに感じておられるのかちょっとお聞かせ願っていいですか。

別府証人 今思えばそのお金の流れというのは、普通じゃないよねというのはあります。そういう形のお金の流れというの、過去にも調べていくとありましたんで、なぜか年度末に返ってくるお金というのが何度かありましたんで、そこはすごく不適切というか、疑義を感じることであります。だから、どこにどう持っているのかというのはすごく自分の中でも理解不能ですね、正直。

眞田委員 もう今トータル振り返ってみて、その金庫にあったという今、証言としてはどのように感じておられますか。

別府証人 不自然だと思います。

眞田委員 分かりました。ありがとうございます。

前迫委員長 それでは、次に、証言を求める事項の2点目、会派内個人使用分の政府活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

令和4年4月に、市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

別府証人 ございません。

前迫委員長 市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

別府証人 その当時でしょうか、はございません。

前迫委員長 光本圭佑氏が令和4年4月20日に、250万円を引き出して別口座で管理しようとしていたことを知っていましたか。

別府証人 知りません。

前迫委員長 以上で、私からの総括尋問を終了します。引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、川崎委員から尋問願います。

川崎委員 お尋ねします。

当時の会派は政務活動費の一部、別口座で管理しなければならぬような危機的な状況にあったんですか。

別府証人 まず、危機的な状況というのがよく分からないですけども、そういうことをする必要がないと思います。

川崎委員 分かりました。

この2か月近くの間、250万円ものお金が会派の他の議員が知らないまま口座になかったこと、これについて、当時副幹事長であった別府証人は責任について

どう感じているのか、また、どのようにすればよかったのかという点についてお聞きしたいんですが。

別府証人 先ほども答弁もさせていただきましたが、やはり同じようなお金の流れで、相談のないままお金の移動があったというところであったのが、我々としてもやっぱり通帳をちゃんと見てなかった、確認してなかったということはすごく反省するべきですし、責任は感じております。

従前にもお話ししたように、今の運営は変えております。

前迫委員長 他にいいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 以上で、別府建一証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。

(別府建一証人 退室)

前迫委員長 それでは、この際暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。休憩前の議事を続行いたします。

西藤彰子証人に対する尋問を行います。

それでは、西藤彰子証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(西藤彰子証人 入室)

前迫委員長 西藤彰子証人におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知だけかもしれません。

西藤証人 はい、承知しております。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立を願います。

(全員起立)

前迫委員長 それでは、西藤彰子証人、宣誓書を朗読願います。

西藤証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令

和6年11月13日、西藤彰子。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席お願いいたします。
(全員着席)

前迫委員長 それでは、西藤彰子証人は宣誓書に署名をお願いいたします。

(西藤彰子証人、宣誓書に署名)

前迫委員長 ありがとうございます。

これより、証人に証言を求めますが、証言を求める事項は2点ございます。

まず最初に、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをまいります。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをまいります。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うことになります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますので、よろしく申し上げます。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより、西藤彰子証人から証言を求めます。

まず初めに、人定尋問を行います。

あなたは、西藤彰子さんで間違いありませんか。

西藤証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いありませんか。

西藤証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、これで人定尋問を終了します。

引き続きまして、証言を求める事項の1点目、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

このときの、令和3年11月ですね、会派広報紙の製作責任者であったということでもいいですか。

西藤証人 はい。

前迫委員長 このときの業務の範囲はどのようなもので

したでしょうか、広報紙の。

西藤証人 私の担当は、各議員からの原稿であったり、写真であったり、そういうものを出してもらうという、そういう担当でした。

前迫委員長 このときの会派広報紙の印刷業者について、それまでの業者から替えようとしていることは聞いてるんですけど、これまでに、それはなぜだか分かりますか。

西藤証人 はい。当初、—————さんという業者を使ってたんですが、ちょっとそちらのほうに従業員の方が退職されて、なかなかこちらがお伝えしている期限に間に合わないということがありまして、それで、ちょっと違う業者に替えたほうがいいんじゃないかというようなことになりました。

前迫委員長 じゃ、印刷業者やポスティング業者の選定をなぜ光本圭佑氏が担ったのか、御存じでしょうか。

西藤証人 当時、ほかの会派議員も知り合いのそういう業者がいなかったということで、当時、多分何名、何社か、多分そのときにこういう業者がありますというような話があって、その中から最終的には光本議員のところになったのだという記憶です。

前迫委員長 令和3年10月25日に、光本圭佑氏がK社から見積書をもらっていたことを知っていましたか。

西藤証人 知りませんでした。

前迫委員長 光本圭佑氏から報告はありましたか。

西藤証人 受けてないです。

前迫委員長 ないですね、はい。

令和3年11月2日に、会派の職員が光本圭佑氏へ203万8,265円を渡していたことを知っていましたか。

西藤証人 知りませんでした。

前迫委員長 令和3年11月2日に、光本圭佑氏がK社に203万8,265円を渡し、その後キャンセルし、年度末までにそのお金が返ってこなかったことを知っていましたか。

西藤証人 知りませんでした。

前迫委員長 では、いつ、どのような方法で知りましたか。

西藤証人 多分、いろいろ、会派の中でそういったことが出てきてという、だったような記憶です。

前迫委員長 6月2日以降ということですか。

西藤証人 6月2日。

前迫委員長 こういう問題が、一連のことが出てきてからかな。

西藤証人 発覚して以降ですね、はい。

前迫委員長 発覚してからやね、はい。

以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティ

ングの委託契約203万8,265円について、眞田委員から尋問願います。

眞田委員 よろしくお願ひします。

西藤証人 お願ひいたします。

眞田委員 先ほどの11月2日に光本氏が業者にお金を渡したというふうに後から振り返って分かったということなんですけど、その当時、11月8日、会派会議のときに会派職員に印刷会社が決まってない旨を報告してるんですけども、会派職員から光本圭佑氏にお金を渡した、203万渡したという、このことも当然知らない。

西藤証人 はい、知らないです。

眞田委員 それから、令和3年11月10日に印刷会社を決定しているが、その決定に関わっておられましたか。

西藤証人 いえ、関わってないです。

眞田委員 その際、光本圭佑氏からK社との取引状況についての報告はありましたか。

西藤証人 なかったです。

眞田委員 なかったですね。

印刷会社の決定に関わってないということですから、当時は、この今期になってから、その前、西藤さんは2期目ですから、1期目のときから、書籍を買うとか、視察に行くとか、会派で物事の支出が発生する場合はあれでしょうけど、西藤さん個人が支出に関わる、自分からの発動で本を例えば買うとかといったときの流れをちょっと教えてもらっていいですか。

西藤証人 はい。会派会議のときに、例えばこういった書籍を購入したいとか、あとは視察に、勉強会に行きたいということは、会派会議で上げた上で、ほかのメンバー、ほかの議員が了承してくだされば政務活動費からということとさせていただきます。

眞田委員 その決まった後のお金の流れ、振込であったり、現金をもらったりとか、そういう具体的な流れを教えてもらっていいですか。

西藤証人 もう会派職員の方にそのあたりは任せてました。

眞田委員 それは振込を任せたとということですか。

西藤証人 振込、そうですね、はい。手続というのはもう全て会派職員の方に。

眞田委員 西藤さん自身が現金を引き出してもらったということはないですか。

西藤証人 ないです。

眞田委員 そうですか。

今回、光本氏が会派職員に言ってお金を出してるということなんですけど、それが容易に行えてたというか、会派職員に言ってお金が引き出せたということなんですけど、これ、仮にの話なんですけど、西藤議員が例えば現金が必要だと言え、会派職員からお金が出てたと

考えますか。現金は。

西藤証人 いえ、考えられないです、私は。私がですよ。

眞田委員 はい。

西藤証人 はい。

眞田委員 というのは、西藤議員はもう現金を会派職員からもらうという考え方というか、一旦引き出すという考え方がもともとなかったということですか。

西藤証人 はい。

眞田委員 全部振込でやるべきだという考えの下にということですか。

西藤証人 金額とかにもよるかもしれないですけど、もう全て会派の職員の方に任せてたので。

眞田委員 なるほど、ということですね。

西藤証人 例えば、そうですね、はい。

眞田委員 分かりました。

この現金を引き出すという、西藤さん自身はそういう発想はなかったということなんですけど、実際にはそういうことが起きてたということなんですけど、そのことは御存じでしたか。現金を引き出してる。今回の203万のことは、現金を引き出して、また業者に渡してたというふうにおっしゃってますけど、実際にこういう現金のやり取りがあったというのは、このK社のことは知らないが、ほかでもそういうことがあったというのは、ほかの会派の人間だとか、光本氏がそういうことをやってたという認識はありましたか。

西藤証人 その高額な現金をですか。

眞田委員 現金を出してたという、はい。

西藤証人 すみません、もう全部、そういうのは自分には関わってなかったの。

眞田委員 そういうことをやってたということは御存じなかったということですか。

西藤証人 はい。

眞田委員 なるほど。ここで、お金のやり取りの中で経理責任者というのがあるんですけど、当時、西田議員が経理責任者であったという認識のある議員もおられますし、身を切る改革のほうの通帳のほうだけだったんじゃないかという議員もおられるんですけど、西藤議員はどのように思っておられましたか、経理責任者という観点は。

西藤証人 私自身も会計をちょっと担当したことがなくて、もう全て任せきりにしてたところがありまして、身を切る改革のことはもちろんしていただきますし、あと、私個人としては、西田議員は1年生議員で、そういった引継ぎというのがきちっと行われてなかったというか、お示しできてなかったのかなというのは、ちょっとそこは私も反省しています。前会計の方からきちっと引き継いでもらってされているものと、ちょっとそこは私自身そういうふうな認識でした

ので。

眞田委員 当然、でも、政務活動費という公費と自分たちが捻出している口座と、これは公金とプライベートのお金が2つ存在しているというのは当然認識されてたと思うんですが、そこがまさか一緒だというふうには思っていないですね。

西藤証人 はい。

眞田委員 そのプライベートなお金のほうは西田議員が担当してたという、1期目は誰が担当してた、あつ、それは楠村議員であつたり、辻議員であつたりというふうな認識ですね。

西藤証人 辻議員とか、はい、そうです。

眞田委員 その当時、政務活動費という公費を扱う責任者、経理責任者と言われてますけど、その責任は誰が担ってるというふうに認識されてましたか。

西藤証人 その担当の方ですね。

眞田委員 政務活動費の担当は誰だというふうに認識されて、1期目のときから、それは辻議員であつたり楠村議員と一緒に、兼任してるというふうな認識ですか。

西藤証人 一応担当にはなっていたので。ただ、その最終的な判断というか、そこは幹事長だったのかなというふうに。

眞田委員 幹事長という認識ですね。

西藤証人 はい。

眞田委員 なるほど。

このK社の関連で、知らないところで起こってたというふうな認識でしょうけれども、当時じゃなくて、今振り返ってみて、このK社、このポスティングとか、この印刷とか、この絡む一件の中で、何か西藤議員として、ああ、ここはおかしかったなとか、ここは不可解であるなとか、こういったところに疑念が残ってるなというようなことがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

西藤証人 そうですね、結局、こういうふうなトラブルがあったということで、私は途中で会派を抜けてしまったんですけども、残った方たちがいろいろ調べていってくださった中でいろいろ問題が出てきますけど、私自身ももつときちっと、会派会議を毎週してたので、そこでいろいろと会派報のこととかは報告を受けてたので、もうそのまうのみにしていたというか、そういったところはもうすごく反省をしています。

前迫委員長 いいですか。他にいいですか。

中尾委員 いいですか。

前迫委員長 はい、中尾委員。

中尾委員 同じことをほかの人にも聞いてるんですけど、政務活動費に関するマニュアルとか規定があると思うんですけど、それは西藤さんは読まれてましたですか。

西藤証人 はい。

中尾委員 経理責任者がいないといけないということも認識ありましたですか。

西藤証人 はい。

中尾委員 同じ質問ですけど、当時は誰やと思ってましたですか。この令和3年の。

西藤証人 ときは、西田議員が担当というふうになってました。

中尾委員 ありがとうございます。

前迫委員長 いいですか。他にいいですか。

それでは、次に、証言を求める事項の2点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

令和4年4月に、市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

西藤証人 はい。

前迫委員長 ありました。

西藤証人 はい。

前迫委員長 市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

西藤証人 いえ。

前迫委員長 ないですか。

西藤証人 はい。

前迫委員長 光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して、別口座で管理しようとしていたことを知っていましたか。

西藤証人 知りませんでした。

前迫委員長 以上で、私からの総括尋問を終了いたします。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、眞田委員から尋問願います。

眞田委員 引き続きお願いします。

当時の会派は、政務活動費の一部を別口座で管理しなければならないというふうに光本氏が思って引き出したわけですけど、そのような雰囲気といいますか、光本氏がそうした背景といいますか、そういう状況というのは当時の会派であったのでしょうか。

西藤証人 いや、お金を移動するということはなかったです。

眞田委員 そういうふうには。

西藤証人 はい、感じて。

眞田委員 必要ないと感じてましたか。

西藤証人 はい。

眞田委員 そういう光本氏がお金を250万引き出したということについて、当時、一連のその行為について何か、ああ、引き出してるなとか、そういう感じることもなかったですか。

西藤証人 なかったです。

眞田委員 当時、光本氏が250万円の今でもこの不可解な入出金について、個人的に、例えば光本氏が何かお金に困ってるなというような雰囲気を感じることはなかったですか。

西藤証人 なかったです。

眞田委員 ないですか。ありがとうございます。

前迫委員長 いいですか。

他に質問、はい、都築副委員長。

都築副委員長 一番最初の話で、市長選挙のあおりで会派が割れる可能性があったという話があったんですけど、他の人はあまりそういう話はないんですね。具体的に、例えば光本氏からそういう相談があったのか、具体的な何か事実がありましたでしょうか。

西藤証人 市議会議員の選挙が終わって、当選して、そのときに、当時光本議員を応援していたメンバーと、そうではないメンバーと新人と、ここにちょっとトラブルがありまして、報道でも出たと思うんですけども、維新の会派を割るというような、そこが、はい。

都築副委員長 そこが根拠やということですね、可能性があったとする。

西藤証人 はい。

都築副委員長 分かりました。

前迫委員長 いいですか。ほかにはいいですか。

都築副委員長 はい、大丈夫です。

前迫委員長 いいですね。

以上で、西藤彰子証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。

(西藤彰子証人 退室)

前迫委員長 それでは、この際、暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

休憩前の議事を続行いたします。

安浪順一証人に対する尋問を行います。

それでは、安浪順一証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(安浪順一証人 入室)

前迫委員長 安浪順一証人におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより、証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであり、また、同様の文書を証人の

尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

安浪証人 はい、承知しています。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立願います。

(全員起立)

前迫委員長 それでは、安浪順一証人、宣誓書を朗読願います。

安浪証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和6年11月13日、安浪順一。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

(全員着席)

前迫委員長 それでは、安浪順一証人は、宣誓書に署名願います。

(安浪順一証人、宣誓書に署名)

前迫委員長 これより、証人に証言を求めますが、証言を求める事項は、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円についてでございます。

私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしてまいります。

最後に、私から各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うことになります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は、事前に証人に通知をいたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものがあります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより、安浪順一証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは、安浪順一さんで間違いありませんか。

安浪証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

安浪証人 間違いございません。

前迫委員長 はい、確認いたしました。ありがとうございます。

います。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、私のほうから総括尋問を行ってまいります。

まず初めに、令和4年4月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたか。

安浪証人 いや、当選間もない頃に、まだ会派届も出してないときに、我々は維新で当選してますので、当然維新の会派というような話になってたんですけども、どうやら1年生、当選された方が何か辻さんを筆頭に別会派をつくろうかなというふうな、そういう動きはありました。それもみんなで話合いの中で、例えば、それを抜けると維新ではなくなるよと、維新をやめていけないとうちは抜けられないよというようなことを説明させていただいて、そこはそれで終わったと記憶しております。

前迫委員長 それは改選時のことで、4月に市長選挙のあおりで会派が割れる可能性はありましたかということなんです。

安浪証人 いや、うちの中から誰かを出したいと、出そうというような動きがあったものですから、それでその会派を割ってどうのこうのという、そういう話は一切なかったです。

前迫委員長 市長選挙以外の要因で会派が割れる可能性はありましたか。

安浪証人 いや、なかったと記憶しております。

前迫委員長 光本圭佑氏が令和4年4月20日に250万円を引き出して、別口座で管理しようとしていたことは知っていましたか。

安浪証人 いや、全く知りませんでした。

前迫委員長 ありがとうございます。

以上で、私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、田中委員から尋問を願います。

田中（淳）委員 すみません、今日はありがとうございます。

安浪証人にお伺いさせていただきます。

光本圭佑氏が令和4年4月20日、250万円を別口座で管理するということになって、それに当たって事前にそのことを聞いていたということですけど、そのとき光本圭佑氏からどういうことを言われて、それに対してどういうふうに答えたかというのをちょっと教えてもらっていいですか。

安浪証人 いや、その当時、ちょっと雑談の話の中で、ひょっとしたら我々は会派を追われるかもしれない、何でというたら、1年生との確執がそのときにあった

もんですから、ほんなら、そのとき追い出されるのは我々やと、ほんなら、そのときに政務調査費を確保したいと、だからこれ、別で通帳に入りたいねとか、入れようと思ってますとか言うから、ああ、そんなもんでできるわけないやろうと、うん、そやなという、もうその程度の雑談で、そのときのためにという話はちらっとは聞きました。その程度です。

田中（淳）委員 ちょっとこの4月20日なんですけど、光本氏がこの250万を引き出す前にお話を聞いてますか。引き出した後、お話を聞いてますか。どちらですか。

安浪証人 引き出す前やと思います。いつやと言われたらあれなんですけども、たしか御飯食べに行ったか何か、雑談でわいわい言うてるときにちらっとそういう話をしたというか、聞いたというような感じです。

田中（淳）委員 ありがとうございます。前ということですね。

安浪証人 前です、はい。

田中（淳）委員 それに対して、安浪証人は過去の会派代表者会、これ、令和4年の6月14日のときに同様のことをお話しになられていて、その中で、安浪団長にはちょっと相談をしてということで光本さんは言ってるんですけど、安浪さん御自身がその引き出す前に、ああ、そないしたら面白いよなど、その程度の話やったと記憶をしておりますというふうに答える。この議事録のままでいいですか。その当時、これをお話しになられてるんですけど、雑談というふうにおっしゃいましたけど、そないしたら面白いよなどというふうな返しをされたというふうなことで議事録に載ってるんですけど、そのレベルだったということでもいいですか。

安浪証人 はい。その内容等とか言葉はちょっと覚えてないんですけども、多分その程度で、面白いよと言って、ただ雑談で返したというような、そんな状態です。

田中（淳）委員 ありがとうございます。

当時、会派は政務活動費を結局もう割っちゃわないといけないような、もう危機的な状態にあったのかどうなのかというのを、ちょっと状況を教えてもらっていいですか。

安浪証人 いや、そんな状態では全くないです。ただ、冒頭も申しましたが、最初に会派云々かんぬんのときのそれを、そういうふうな形の中でそうすりやどうか、ああかなというような、そんな雑談の中で話したというような感じ、ということです。

田中（淳）委員 ありがとうございます。

令和4年の4月6日に、この250万円を立て替えて返してるという形になってますけど、これ、何で立て替えて返したんですか。

安浪証人 それはこの前も話したと思うんですけど、会派におったか、どこか、役所におったときに、光本さんやったかな、誰かに呼ばれて、会議室に呼ばれて行ったんですけど、そのときにうちの2年生、2年生もおったかな、ごめんなさい、ちょっとあやふやなんですけど、松岡と辻と別府さんか、それと光本が先に入っておられて、何やねんと言うたら、250万云々かんぬんの話をしてはるんですよ。それで、全然訳が分からなくて、しばらく聞いてたんですけども、どうやら250万を光本がどこかの口座に移したと、今おっしゃってたように移したと、移した、移してない、その250万がどこいったか分からんというような、そんな話でもめてはったんですよ。

だから、それやったら、もうその日、そのときは今と違ってもう何も考えてなかったの、250万の出どころが分かたらええんやろうとぐらいいしか思ってたんですけどね。ほんで、光本に確認したら、ありますと。ほんなら、おまえ、それ、あんねんやったら返せやと言うたら、ちょっとその内容もあれなんですけども、いや、事務局ともめてると、ほんで事務局に謝らさなあかと、いや、内容は分かりませんよ。謝ったら自分はそれを返そうと思ってますと言うから、そう言うんで、ほんなら、返してから文句言うたらええやないかと、今どこに行ったかということでもめてんねんから、返してきれいにしてから好きなだけ文句言えやというような話でちょっともめたんですけどね。ほな、それを言うてんのに、全然かたくなにそれを聞かなかった。ほんなら僕、いらいらとしまして、いらいらというか、ちょっとかちんときまして、それやったら、もう早いことこの場をまとめたいというか、もう終わらせたかったんで、会派のもめごとという感じで、ああ、それやったら250万出したらええんやろうと、ほんなら、もうそれを元に返したらええやないかという感じで、僕はそれを勝手に、誰に言われるもんじゃなくて、立て替えて元に戻したというのが、そういうことです。

田中（淳）委員 ありがとうございます。

その立て替えるための250万って、どういうふうに工面されたんですか。とても大金やというふうに私なんか思ったりしちゃうんですけど。

安浪証人 いや、だから、家に電話して、家内がおりましたんで、250万あるかと言うたら、あるでと言うから、いや、家にあるんじゃないですよ。もちろん銀行に行つてどうのこうのですけど、ほな、用意できると言うんで、ほな、すぐ悪いけど持ってきてというふうな、そんな話です。

田中（淳）委員 その日におうちに御連絡されて、下ろしてもらって準備をされたということですか。

安浪証人 はい。

田中（淳）委員 その250万、立て替えた分なんですけど、この光本圭佑氏から返金されたのはどこで、何時頃であつたのかというのが1つ。もう1つ、返されたときにどういう形だったか、封筒に入ってたのか、具体的な返してもらったときの状態をちょっと説明していただいていいですか。

安浪証人 いや、そのときちょっとうちの娘の親が亡くなりましてね、その日にお通夜があつたんですよ。それで慌てて、お通夜に、役所から帰ってお通夜に行つたと、そのとき電話かかってきましてね、先ほどはすまなかったと、ほんで僕に会いたいと言うんですよ。会いたい言うたって今日は無理やでと、お通夜で何時になるか分からへんで、ひよっとしたら帰られへんかも分からん。ほんなら、いやいや、何時でもいいんです、帰ってきたら電話下さい言うから、分かりました言うて、そのときはそれで切つたんですけども、その後、うちの孫を家に連れて帰って寝かして言うから、それをやったおかげでちょっと早く帰れたので、11時頃には家に着いたんかな、孫を送ってから家に帰るのに。それで、光本さんところに電話入れたということです。ほんなら返し、ほんなら待ってます言うんで、いつも武庫之荘のケンタッキーか、あの前でいつも待ち合わせして、ほなそこ行くわいうことで、家内を車降ろして、駐車場に家内を車降ろしてそのままの状態です。ほんで行つたら、彼氏待ってはって車に乗り込んできて、たしか封筒に入ってたと思いますわ、中も確認も何もしてないんですけども、それを渡されて、すみませんでしたと言って、たしかそういうおわびというか、してくれたと思います。

もう別に夜中やし、話することもないから、そうかそうか、分かった、分かった、おおきにな言うて、僕も礼言うて、降りてそのまま帰つたという。家に帰っても中身何も確認もせず、うちの家内に、これ言うてぼんと渡したというような流れです。

田中（淳）委員 ちょっとお話しいただいた内容で整理させてもらいたんですけど、要するに、返金されたのは23時頃ですね。

安浪証人 そうです。

田中（淳）委員 ですね。場所、これごめんなさい、これ6月6日ということでもいいんですか。何月何日ですか。

安浪証人 立て替えた。いや、もう立て替えたその日に返してもうてますから。

田中（淳）委員 6月6日ということでもいいですか。

安浪証人 そうですね。6月、そうか、葬式があつた、そうです、6月6日だったと、ちょっと記憶ないので

申し訳ないんですけども、多分6月6日やったと思います。

田中（淳）委員 の23時頃ですね。場所は武庫之荘のあのケンタッキーですね、南側のロータリーのところ。

安浪証人 そうです、あの公園のあるところですよ。

田中（淳）委員 ですね。封筒に入れてということ、それも銀行からそのまま御家族の方が持ってきてもらった形で、そのまま中身も見ずに渡してるということではないですか。

安浪証人 すみません、どんな封筒だったかちょっとあれですけども、封筒あったと思います。ちょっとごめんなさい、その辺は記憶にあればなんですけども。

田中（淳）委員 ありがとうございます。ちょっとごめんなさい、それはもう1つの、銀行からもし下ろして御家族の方に持ってきてもらったのであれば、1つですか、その封筒というのは。

安浪証人 そうですね、1つ、1束というか、1つをばんともらいました。

田中（淳）委員 分かりました。これ、資料として今回銀行口座の入金記録の写しを出していただいているんですけども、これ一括して250万円の入金というのが、これ、なぜなかったのかという御説明いただいていいですか。

安浪証人 すみません、ちょっと僕、仕事のほうで施設をやってまして、その施設があと4,000万ほどのローンだということで、それを払おうということで、そこらじゅうからというか、自分の口座を全部、お金を集めまして、4,000万をつくってお支払いしたと。そのとき一緒に、晩も、その返したやつもその中に入れてますので、そういう状態の中で何か100万ずつATMに入れたり、何というかその口座を、4,000万の金をつくろうと思ってやったもんで、だから、それを250万がどこへどんな形で入ったというのも、実際僕は分かってません。うちの家内が皆やりましたので。

田中（淳）委員 ということは、事前に資料として、写し見してもらったものは、すなわち250万とイコールにならない可能性もあるということですか。

安浪証人 いや、それ言われると、僕自身把握してないんですけども、警察の方にもそれ言われて、それを出す、その資料を出せということで、お手元に出ささせていただいた、それを警察の方がそこだけ抜粋したのかな、そのときは通帳もみんな見せましたので、ほんで、じゃ、これだけいただきますということで持っていつてくれたんやと思います。その資料やったと思います。

田中（淳）委員 はい。ちょっと進めて聞いていきますね。当時、彼、この政務活動費で本、書籍買ったとか、視察に行くとかという場合は、会派内でどういうその支給等の手続というのはされていたのか、ちょっ

と具体的に教えてもらっていいですか。

安浪証人 いや、僕はその本とかそんな買ったことないのであれですけど、多分現金で買わせていただいて、領収書を会計じゃないな、事務の方にお渡ししてお金をいただくという、そういうシステムだったと思います。

田中（淳）委員 その手続というのは、要するに先払いをしていて、領収書をもって精算をしてもらうという形が手続として会派内では一般的だったということですね。

安浪証人 そうです。

田中（淳）委員 分かりました。これ、今回、そういった手続が適正じゃなかったという部分がたくさんあると思うんですけども、経理責任者とか支出決定者というのを通さずに会派職員とやり取りをして、この現金等が授受されていたということについて、これ、おかしいとは思われましたか、思われませんでしたか。

安浪証人 大きな金額はもちろん会派で相談して支出させてもらいましたし、うち、何か個人会計みたいな形で何ぽか持たせていただいているんですよ。それは、要するにその今言われた書籍とかそういうの買ってくださいという形の中で。ただ、それはどういう書籍かによっては、それで払えない分もありますのでね、それは、そうですね、幹事長やみんなの同意を受けた上でやらしてもうてます、もうてたと思います。

田中（淳）委員 大きいお金であればという前置きをされたんですが、大きいお金というのは具体的に幾らからであればそういった手続を取ったということになるんですか。具体的な金額として幾らですか。

安浪証人 すみません、金額、僕の記憶の中で決めてないのであれなんですけども、何万円程度でしたらそういうような形で、書籍なんかやったら何千円とか何百円ですので、ただ、それが通る、通らんかはそのとき、これは駄目ですよというようなこともあったんじゃないかなとは思います。

田中（淳）委員 当時、先ほどちょっと経理責任者や支出決定者に関して聞きました。当時、西田兼治議員が経理責任者であったという認識は、安浪証人、お持ちですか。

安浪証人 もちろん、役を決めるときに、最後にやっぱり皆嫌がる会計が残るもんですから、ほんなら、西田君が会計やりますって言うていただいたので、もうよく認識しておったんです。

田中（淳）委員 今回の光本圭佑氏による不可解な一連の入出金などについて、当時団長さんであった責任というのはどういうふうに考えるか、考えておられるか、ちょっとお話しいただいていいですか。

安浪証人 その当時の話ですか、今の話ですか。

田中（淳）委員 当時、その団長であった立場であれば、
どういうふうに責任として受け止めておられるかとい
うことを述べていただいていたいいですか。

安浪証人 いや、全くもう、何遍も言うんですけど、光
本を信用してたもんですから、そういうのが、まさか
そういうふうな形になっているともこれっぽっちも思
ってないし、まあ、今、いろんな、うちが調べたとか
いろんな疑惑の中で出てきたから、ああ、あれやなど、
団長として何もできてなかったなという反省はあるん
ですけども、でも、会計、お金のことにしましては会計
と、どう言ったらいいの、幹事長がやるといったらお
かしいけども、やってもらえるというような認識でし
たので、それを責任と言われてもちょっと何か答えよ
うがないんですけども。

田中（淳）委員 すみません、端的に責任というのは答
えようがないということですか。分かりました。当時、
今回の出来事があるときに光本圭佑氏の様子って、例
えばお金困ってるとか、変わったところというのは、
ありましたか、ありませんでしたか。

安浪証人 いや、全くそういうそぶりはなかったですね。
どっちないうたら、市長にでも出ようかというような
勢いがありましたのでね。だから、お金に困ってると
いうようなそぶりは全くなかったです。

田中（淳）委員 これちょっと一番最初にお聞きした質
問の中で、市議選後に会派を別々にするんだみたいな
ことちらっとおっしゃいましたけども、これがその、
このことも先ほど申し上げましたけども、令和4年の
6月14日の会派代表者会で光本さん御自身がお話しに
なられてるんですね。このときの、要するに市議選の
投開票、2021年の夜から翌日にかけても会派を割ると
いう画策があつてというふうに議事録、残ってるん
ですけども、これ、このときに、さっき安浪証人おっし
ゃったように、冒頭に、その会派、これ、割ることが、
割れる可能性があると言ってることが、まさにこのこ
となんでしょう。もしお答えできるならお答えいた
だいていいですか。

安浪証人 いや、その当時は会派を割るというようなあ
れは、そういう話は全然なくて、ひょっとしたら追い
出されるか分からんというような懸念というか、こう
いうことを申し上げたらあれなんですけども、室井代
表が、うちの支部の代表がおられましたので、その人
が何かいろいろと、僕らが邪魔みたいなことでやって
ましたので、ひょっとしたら追い出されるか分からん
なというような、そういう懸念はありました。

田中（淳）委員 最後に、私からの最後なんですけど、
4月20日に、その雑談の中で250万円引き出すという
ふうなそのお話をお聞きになられて、実際に発覚をし
て、発覚、要するに発覚するとき、安浪証人が、それ

を実行したことを知ったのは6月6日が初めてですか。

安浪証人 その250万円とかんぬんの金額までは全然、
ただ我々の政務調査費を移したいというようなことで、
雑談の中でですよ、その金額等なんか一切聞いてない。
ただ我々の政務調査費を移したい、そんなんできたら
面白いなという、そういう形の中で、それと250万、
そうですね、そのとき呼ばれて、今、呼ばれて会議室
入ったら待ってましたって言うてましたやんか、その
ときに皆さんの話をしてるの聞いてて、初めて知った
というのが250万円を移したなというような、そこで初
めて知りました。

田中（淳）委員 分かりました。要するに4月20日に、
これから会派のお金250万円を避難させるというふう
な話を聞いて、そうなったら面白いなみたいな中、雑
談をされて、実際にそれが、実際に実行されたことは、
知らない。6月6日の先ほどのお話になったというこ
とでいいですか。

安浪証人 はい。何遍も言いますけど、雑談なので金額
等々なんて全然出てませんし、移そうと思ってます、じ
ゃ、誰やったかな、何しか移すと、そんなんできたら
面白いなとか言うて、もうその程度の話だったので。

田中（淳）委員 じゃ、6月6日まで知らなかったとい
うことでいいですか。

安浪証人 全く知らなかったです。

田中（淳）委員 ありがとうございます。

前迫委員長 いいですか。

田中委員の尋問は終了いたしました。

他に発言はございませんか。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長 ちょっと確認を。今の証言の中で確認し
たいんですけども、まず6月6日に返されたとき、光
本氏から。今、最初に向こうから、光本氏から電話が
あつて、今度は安浪証人のほうから、逆に自分のほう
から電話を返して、場所を決めたということですよ。な。
もう一遍ちょっと詳しく、その6月6日の光本氏のほう
から返してもらう、その流れ、もうちょっと確認さ
せてください。

安浪証人 いや、お通夜やってるその最中かな、何しか
そのときに光本から電話あつて、今日会えませんか
というような話で、いやいや、ごめん、俺、今、お通夜
やってるやないかと、だから今日は帰るとしても夜中
やぞというような、そんな話をさせていただきました。
ほんなら、返ってきた答えが、もう夜中でも何時でも
ええと、だから今日お会いしたいんやというようなこ
とでしたので、まあでも帰れるかどうか分かれへんし、
帰ったら電話するわと、その程度でそのときは終わっ
てるんですけども、たまたま思ってたより早く帰れた
と。まあ夜中でも電話せなあかんと思ってましたけ

ども、ほんで電話したら1回か2回でぱっと出はったんかな、今帰ってきたでいうと、ほんなら会いたいですというような形の中で、今言うたとおり、その場所を約束してお会いしたというのが現状です。

丸岡副委員長 光本氏の言ってる証言では、自分のほうから電話を11時過ぎぐらいに、夜中11時過ぎぐらいに電話を入れて、近辺で指定を、場所を指定してということで、ケンタッキー、南側ですよ。ケンタッキー云々までは話なかったんですけども、それは光本氏のほうからケンタッキー前で会いましょうとかいうことになったんですか。

安浪証人 暗黙の了解というか、多分そうやと思います。いつもあそこで待ち合わせするときはそこでしたから。それと、光本からは午前中、夕方はかかってきましたけども、夜着いたでという電話は僕のほうからさせていただきました。

丸岡副委員長 着いたでというか、光本氏のほうから、夜11時過ぎぐらいに会いたいんやということで、彼のほうから電話を入れてるはずなんですよ。そない言うてるんですよ。

安浪証人 夜ですか。いや、それは、夜にはもらってません。だっていつ帰れるか分からんと僕、返事してますので。帰ったら電話するわということでしたから。

丸岡副委員長 それで、先に昼間に奥さんに250調達してもらって、安浪証人がそれを会派の職員に渡した。

安浪証人 はい。

丸岡副委員長 ほんで、光本氏に対しては早く返せ、早く返せて言ったんだけども、なかなかぐずぐずして返せへんから、もう自分がいら立ってしまっ、先にそういうことを先走ってしまったんやということなんですけども、そのとき、でも結局その日の晩には持ってきたと。昼間のどうしてすぐに下ろせへんねんというやり取りというのが、尼崎支店に行かんと下ろされへん、50万ずつでしか下ろされへんから、今すぐ下ろされへんねやということを言ってるんですけども、それであれば今すぐ払わなくても、6月6日が月曜日かな、翌日の火曜日でも支店に、支店に行くこと自体もちょっとおかしいんだけども、武庫之荘支店のはずですからね。だから、その日に50万ずつしか返されへんというのがどのように判断されましたか。じゃ、その日の晩には返すというふうに言ってきた。だけど、支店に行かないことには下ろせない。であれば、別に今すぐ無理に安浪証人がその時点で昼間に慌てて奥さんに持ってこさして自分が立て替えて返すよりも、翌日、翌々日ぐらい、50万、50万、1日50万になるのかな、そういうふうな手続をするということであれば、まだその時点で任して、光本氏に、あなたがもうしっかり自分のほうから返すべきだというふうにして

ば、別に今すぐということをこだわったのかも分かりませんけども、二、三日の猶予があっても本人から返すということのほうがよかったんじゃないかなと思いますけど。

安浪証人 今お話のあったようなことを聞いてたら、僕もそのように判断したと思います。ただ僕はもう早く返せやって言うた、金あんねんな言うたら、ありますと、どこであんのか知らんけども別の口座つくってるところへ入れてますと、だったらそれ返したらええやないかと。ほんなら、いわくは、何遍も言うようなんですけども、議会事務局ともめてると、もめてるとい、腹立つということがあると。それを謝ったらわしは返そう思ってる、そのやり取りはしましたけども、1回50万どうのこうのと、そんな話は一切してません。

前迫委員長 都築副委員長。

都築副委員長 お金、現金をもらったということ、250万やったら相当の厚さになるんですけども、さっき封筒は1つだったという話になるので、中身は見たか。

安浪証人 いや、見てないです。だから、上から見たという、がぱっとなってますので、上から見たらお札やなというのは分かりましたけども、勘定も何もせんとそのまま受け取ったというのが本当です。

都築副委員長 そうすると、上から見たら新札か旧札かぐらいは分かるわね。

安浪証人 そうですね、旧札やったと思います。

前迫委員長 中尾委員。

中尾委員 先ほど御答弁いただいた中で、250万、6月6日、どこに行ったか分からないという話になってたとおっしゃったんですね。でも、彼は持ってるよって言うたので、ちょっとここが非常に分かりにくい。もうちょっと詳しく御説明してほしいです。

安浪証人 いや、250万どっか行った、口座を移したと。それあんねんなという、僕は確認したんですよ。あります、いつでも返せますと、ほな早よ返さんかい、返さんかいとそのやり取りを何回かやらしていただいて、それで、あんねんけども、議会事務局に謝らさんと、何か返さないとかどうのこうの言うから、いやそれはおかしいやろうと、返してからやれやと、文句言うんやったら何ぼでも言うたらええがなというような、そんなやり取りの中で、ああもうあれやと思って、時間もないし、ほんで要は、そのお金の所在地がはっきりすれば、この事件というか、そのときのもめごとは終わんねやなというような、そんな認識でしたので、それやったらもう払って返したらええがなというような、もうその程度の認識だったもんですから。

中尾委員 多分御説明いただいたとおりで、早く収束さ

せたいというお気持ちやったかと思うんですけど、さっき丸岡副委員長も言われたように、やっぱり問題だったんじゃないかということで、例えば寺井さんが、代わりに返すというのは泥棒を助けるような話やみたいなことを言ったりとか、松岡さんもやっぱりそれをちょっと非難するような意見があったと思うんですけど、今となってはどう思われますか、それについては。

安浪証人 いや、今となってはおっしゃるとおりです。ちょっと軽率だったかなと思います。でも、言い訳させていただきますと、その当時はやっぱり結構仲よくやらせていただいたし、彼氏とはやっぱり100%信頼してるというか、信頼関係がありましたのでね、それで何遍も言うたら、ありますというような返事してくれましたし、それやったら戻さんかい、早よせんかいというのは、そのやり取りの中で、こいつ何を言うもんねんという形の中で、軽率なことをしてしまったというのが本音です。

中尾委員 皆さん同じ質問してるんですけど、政務活動費に関する運用マニュアルやらルールありますけど、それは読まれてましたですか、理解されてましたですか。もし理解されてたら、その経理責任者と支払い責任者の動きについて違和感感じるどころってなかったのかなと。

安浪証人 いや、何遍も言うようですけども、僕は、光本幹事長というのを信頼しておりましたし、彼がそれでええねん言うねやったらええんかなというような、もうそんな認識でした。

中尾委員 すみません、答えがちょっと中途半端、途中なんですけど、要は読まれてましたか、理解されてましたかというところは。

安浪証人 いや、恥ずかしいですが、読んでないし理解はしてなかったです、そのときは。

前迫委員長 眞田委員。

眞田委員 先ほどの御証言でちょっと過去の議事録が、過去の記録とちょっと違いが、丸岡副委員長もおっしゃってましたけど、安浪証人は、謝ったら返すというふうに光本から聞いてたということで、そこら記録を見ると、すぐに50万ずつATMでしか下ろされへんからと、だからすぐに返されへんからというふうな記録が残ってるということで、そこにちょっと違いができてるんですね。謝つたらいうのと、事務的に銀行で下ろされへんから返されへんのやというような、それがちょっと不可解なところではあるんですけども、一旦別れて、夜になってから会いたいというふうに、お通夜の前後とかお通夜中に電話あったということなんですけど、ということは、別れてから、彼から一報あるまでのタイムラグがあると思うんですけど、この間に銀行で250万を下ろす時間というのはあると考えられ

ますか。午前中に例えば会派会議、みんな、別れておれば、昼一番に光本が銀行に走ることは可能やと思うんですけど、例えば3時以降に別れてるんであれば、彼は銀行に行くことはできないと思うんですね。そのあたりどんな記憶ありますか。

安浪証人 あれ、もめてたんが、何しか昼から僕は抜け出していく気やったから、午前中あった、ごめんなさい、その辺ちょっと記憶ないんですけども、その後、正直、どうしてこうしてあのお金、250つくったかいというのは、全然僕も考えてないし、持ってきはってんなというような、そんな認識ですので、彼がそれをどのような形でつくったかなんていうのも全然把握してないし、また把握してもしやあないことだなと思ってますので、もうその程度、確かに返してもらった、よかったなという、その程度です。

眞田委員 なら、午前中ぐらい、お昼前後ぐらい、まだ銀行に行ける余地はあったぐらいの時間という感覚ですか。はっきり分らないですか。

安浪証人 あったと思います。僕は昼から、何遍も言うんですけど、大阪のほう行かなあかんと言うて、ちょっと焦って、焦ってるというとおかしいけども、急いでましたので。だから、余計に早いことこの事件というか、終わらせたいというのはもう頭にあったもんですから。

眞田委員 ただ、その会議中に皆さんと話してる間に、奥さんに銀行行ってもらって、奥さんは銀行でお金を下ろして、その足で市役所まで250万を、現金を持ってきていただいたという、その時間があったということですか。

安浪証人 全くそのとおりです。

眞田委員 結構その奥さんを待ってる時間というのも、結構、みんなで会議してる中での待機時間があつたいうふうに考えていいんですかね。

安浪証人 そうですね、うちの家内、銀行行ってこっちへそのまま持ってきたいうようなあれですから。

眞田委員 そうですか。そのときの封筒というのは、先ほど見られた言うてますけど、ごめんなさい、夜返してもらったときの封筒ですけど、帯封等はありませんか。新札だったら100万、100万の2つのあれと、ばらで50万になってると思うんですけど、その記憶はないですか。

安浪証人 いや、その記憶もないですね。ただ上からぱっと見て、でも、そんな新札というふうなイメージじゃなかったかなと思います。

眞田委員 お通夜に前後、最中か、前後にお電話いただいたということですけど、そのときは、会いたいというのは、そこでお金、それどうやったんですか、お金返すという。

安浪証人 そういうやり取りは一切なかったです。ただただ会いたいんやと言うから、そうか、例えば変な話、そのお金のことで、何なん、あしたにしてくれやとか、あしたは無理か、あさってにしてくれやとかいう、そういう話になったかと思います。でも会いたいと言うので、夜何時でもええから会いたいんやって言うから、この時間に電話させてもうた、夜中やでと言うたら、夜中でも結構です言うんで、お会いさせていただいた。だから、そのときのお金の云々の話がもしあったとしたら、ほんなら、あした無理やからあさってでええわとかいうような、そんな話になったんじゃないかなと思います。いや、今思うんで、思うだけなんですけども。

眞田委員 この250万がどこにあったかというのは非常に今の光本氏の不可解なお金の流れということ、安浪証人に返したお金が何のお金なのかというのは、一つは大きなポイントだとは思いますが、今振り返って冷静に考えるとその250万というのは、今、安浪証人はどのようにお考えですか、その250万、こいつ家に持ったん違うんか、いやほんまに銀行に下ろしに行ったのか、そのあたりもどのように考えておられますか、今の時点で。

安浪証人 いや、全く今も、だから、先ほども言いましたけども、どう言ったらいいのかな、どっかで借金したのかどうか知らないですけども、そんななんて考えてないです。ただただ、僕のところへそれを持ってきたということしか頭にないというか、だからそのお金をどこでどう工面したかなんていうのも別に考えることではないなと思って、もう全然頭にもないし、今も考えてないです。

眞田委員 今ふと出はった言葉で、やっぱり工面という言葉が、今、安浪証人、おっしゃったので、やっぱりそのすぐ銀行から下ろしたのでは工面ではないと思うんですね。

安浪証人 いや、すみません、それはもうぱっと出たあれで、工面かどうかはちょっとよく分からないですけども、だから彼がそのお金をどうする、どうしてこうしてというのは全然、僕はタッチするところでもありませんし、要は持ってきてくれた。今おっしゃるとおりで、あるんやったらもっと先に出しとけよという話なんですけども。

前迫委員長 いいですか。

佐野委員。

佐野委員 すみません、これも皆さんにお聞きして、先ほどの中尾委員からのちょっと質問に戻るような形になるんですけども、その当時、当然、団費だったとか、身を切る改革のものと、やはり当然その政務活動費というのは、別会計であったと認識されているとは

まず思うんですけど、では、その政務活動費は誰が管理してるものだったというような、当時どういう認識でおられましたか。

安浪証人 いや、これはやっぱり会計がやってるもんやと思ってます。それで、多分会計のところへ振り込むか、持っていくか、したんだと思います。今は会計のほうへ振り込んでますので。

佐野委員 いや、ごめんなさい、そこじゃなくて、政務活動費のほうを誰が管理してるものだという認識でいましたか。

安浪証人 それは幹事長と会計がやってくれてるもんやと認識していました。

佐野委員 ということになると、会計責任者は、当時は西田さんだった場合、西田さんと光本さんが幹事長と管理者という認識で、この2人が管理してるものだという、そういう認識であったということでもいいですか。

安浪証人 そのとおりです、はい。

前迫委員長 丸岡副委員長。

丸岡副委員長 改めて光本氏が返すのに返せない、返さない理由として、その事務局が腹立つからという、腹立つというのは、どういう中身かというのは記憶ありますか。

安浪証人 いや、何か、いや、ちょっと記憶ないですね。でも何か、言うたら、いや、何しかその言いたいことがあるんやいうような形で言うてはりましたので、どういうことで何を言うてはったのは、もう全然分からないんですけども、だから俺は返さない、だからそのお金のことに言ってるのかどうかもちっと理解できてなかったんですけども。ただ僕は言いたいことがあると、事務局に謝らさんとこれは返されへんねんというような、そんな何か意固地になっとったようなところがありますんでね。だから、そんなもん文句言うんやったら好きなこと言うたらええがなと、ただし、その金を返してから文句言えやというような話をして……

丸岡副委員長 謝らさないとということやね。

安浪証人 そういうことです、はい。謝ったら、言い方悪いですけど、謝ったら返すわというような、何かそういうニュアンスやったと思います。

前迫委員長 川崎委員。

川崎委員 250万円が長い間なく、返ってこなかったと。そのことについて、なぜそうやったんかという追及をどこまでやったんやと、はっきり言って、立て替えて、そのお金を穴埋めにするということは、事件そのものをなしにするという考え方も生まれてたんちゃうかと。非常に安易で姑息なやり方だったん違うかなというふうに見受けられるんですけどね。その点については今どうお考えですか。

安浪証人 今の思いですか。今の思いは、ちょっと軽々に過ぎたなとは思いますが。でもその当時は、何遍もあるんやなということを確認させてもうてますし、あんなやったら戻せやという、それだけのことで、軽々にやってしまったというような思いですね。それで、それからいろんな問題が出てきて、ああ、というような気持ちは、今はあります。

前迫委員長 眞田委員。

眞田委員 ちょっとどうしても引っかかるんですけど、奥様が銀行まで行って、まして市役所まで来ていただくと、この期間、この時間中に、当時光本が、いや、そこまでしてもらってるなら私は銀行に行きますという話にはならなかったのかなと。目の前で当時安浪団長が奥様から持ってきたお金を出して事務局に渡すというこの一連の流れをずっと一緒に見てる中でですよ、普通だったら、いやもう団長、そんな申し訳ない、ここに250万あるから私が銀行行ってきますだとか、家にあるんなら持ってきますとかいうふうに考えになっていなかった、その場の雰囲気って、多分そういうふうになるんじゃないかなと、私がその場におれば、多分光本氏に、団長に何てことをさすんだと、おまえ自分でお金を下ろしてこい、もしくは家にあるなら持ってこいと、こういう発言になったかと思うんですけど、その場における人間からそういう発言とかなかったですね。

安浪証人 そのときに僕は250万用意したとか用意するという、誰も知らなかったです。光本ですら知らなかったです。ただもう勝手に、僕にしたらもうそこへ収まったらええねやろというような意識しかなかったもので、だからもう勝手に収めてしまったというのが本音です。だから、そこへおった人間は誰も知らなかったし、光本すらそんなことは知らなかったはずで、それをもらって、そのまま事務の女の子に、これ元に返しといてとって渡したというのがあれなので。だからそのタイムラグとか、それ、誰も知らなかったはずで。

前迫委員長 いいですか。いいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

前迫委員長 以上で安浪順一証人に対する尋問は終了しました。

証人におかれましては、ご出席いただき、誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。ありがとうございます。

(安浪順一証人 退室)

前迫委員長 それでは、この際、休憩いたします。

<休憩・再開>

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。休憩前の議事を続行いたします。

報道関係者の方に申し上げます。

撮影に当たりましては、あらかじめ委員長が指定した場所で行うこととし、議事の妨げにならないようお願いいたします。また、傍聴者が映らないよう努めていただくとともに、委員の手元には個人情報が入った資料等もございますので、映らないよう御注意ください。そして、画像の放映や写真の掲載などを行う場合は、プライバシーの保護に十分留意していただきますようお願いしておきます。

光本圭佑証人に対する尋問を行います。

それでは、光本圭佑証人に入室していただきますので、しばらくお待ちください。

(光本圭佑証人 入室)

前迫委員長 光本圭佑証人におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。本委員会の調査のため、真相究明のために御協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性については、あらかじめ事務局から御説明したとおりであります。また、同様の文書、証人の尋問についてとしてお席に用意してありますが、その内容は御承知だけでしたでしょうか。

光本証人 はい。

前迫委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして証人に宣誓を求めます。

傍聴者の方々、報道関係者の方々も含めまして、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

前迫委員長 それでは、光本圭佑証人、宣誓書を朗読願います。

光本証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和6年11月13日、光本圭佑。

前迫委員長 それでは、皆様、御着席をお願いいたします。

(全員着席)

前迫委員長 それでは、光本圭佑証人は宣誓書に署名願います。

(光本圭佑証人、宣誓書に署名)

前迫委員長 これより光本氏に証言を求めますが、証言を求める事項は2点ございます。

まず最初に、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から所要

の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしまいにります。

次に、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私から所要の事項をお尋ねした後、各委員がお尋ねをしまいにります。

最後に、私から全体を通して各委員に追加尋問の有無をお聞きし、追加尋問がありましたら、それにもお答え願うこととなります。

証人におかれましては、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いします。

なお、証言の際は着席のまま、また、挙手等は不要でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員各位に申し上げます。

本日は事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものであります。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

それでは、これより光本圭佑証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

あなたは光本圭佑さんで間違いありませんか。

光本証人 はい、間違いありません。

前迫委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただきました確認事項記入票のとおりで間違いございませんか。

光本証人 はい、間違いございません。

前迫委員長 ありがとうございます。確認いたしました。

それでは、これで人定尋問を終了いたします。

引き続きまして、証言を求める事項の1点目、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、私から総括尋問を行ってまいります。

K社の代表とはいつからのお付き合いでしょうか。

光本証人 15年ほど前からの付き合いだと記憶しております。

前迫委員長 何がきっかけだったのでしょうか。

光本証人 紹介をしていただいて、そこから年に数度、印刷物を発注するという関係でした。

前迫委員長 日本維新の会としてK社に印刷をお願いしたのはいつからですか。

光本証人 すみません、いつからというのは、ちょっと記憶にございません。

前迫委員長 光本証人が1期目のときからとか2期目のときからとか。

光本証人 1期目で、もう会派としてお付き合い、発注はあったと記憶しております。

前迫委員長 1期目からですか。

光本証人 はい。

2期目でも、あったと記憶しております。

前迫委員長 K社とは、6年前に会派広報紙の印刷の関係で、今回と同様にキャンセルしたため、もめたと聞いております。なぜ、そのもめたとすると、再度K社に見積書の作成を依頼したのでしょうか。

光本証人 今回は、それまで会派としてはプリントパックさんが一番安いという認識の下、会派広報紙などは、デザインとかデータはほかの業者さんにつくっていただいて、そのデータを納品していただいた後にプリントパックにデータを流して印刷をしてもらうということがありました。今回取り上げられてるものに関しましても、最初は、今までどおりプリントパックが安いという、もちろん認識ですので、会派職員さんをお願いをして、プリントパックで見積りといいですか、幾らぐらいかかるかというのを探していただきました。

その結果、そのときの紙のサイズが特殊なのか、会派職員さんからの私への回答は、発注と、あと納品が非常に煩雑な感じにプリントパックさんだったとなりますというような回答を得ました。そこで、そうすると、ちょっとほかの業者さんに、融通の利く、煩雑にならずにやってくれる業者さんをお願いをしようかというような話の流れになりました。

ただ、K社さん以外も、会派としては今まで印刷物をお願いした、個人なのかちょっと法人なのか分からないですけども、業者さんというのもいたんです。ただ、前回の尼崎市議会議員選挙後に、会派の議員の方々から、恐らく何かそういう選挙前か選挙中か選挙後にトラブルがあったのか、もうその業者さんは使いたくないということでしたので、もう頼む先がないということで、じゃ、私がちょっとK社に聞いてみますという、そういうやり取りで、K社さんをお願いというか、プリントパックさんよりも煩雑にならずにできるのかどうか、プリントパックさんよりも高い金額にならないのかどうかというようなところを確認したという記憶でございます。

前迫委員長 以上で私からの総括尋問を終了します。

引き続きまして、各委員からの尋問に移ります。

それでは、K社との会派広報紙の印刷及びポスティングの委託契約203万8,265円について、都築副委員長から尋問願います。

都築副委員長 それでは、今、ちょっと経過みたいのあったんですけども、要するに、印刷業者、ポスティングの業者の選定は、今までやってたところがあかんだったので、私が、光本氏が自分で探すということの同意は会派で取ったのでしょうか。

光本証人 同意といいますか、その当時は、私もほぼ毎日会派室に出勤をしておりまして、恐らく幹事長とい

う役割もいただいていたものもありますけども、会派職員さんとも一番、情報共有とかどこまでいろんな物事が進んでるかという確認が取れてたと思うんですけども、なかなか1週間に1回、10日に1回ほどの会派会議では、進みが悪いものに関しては、私は自分のそこも役割だと思って進めれるところはどんどん進めてたというところがありますので、そこに関しては、会派会議内でその確認を取ったかどうかまでは記憶にないですけども、先ほどお伝えしたように、会派の中でもプリントバックが一番安いという認識の下、そこよりも高くないところであれば、特に今回煩雑だということも聞いてましたので、そこも解消されるのであれば問題ないということで、まずは物事を前に進めるということで私が進めさせていただきました。

都築副委員長 ある意味、自分の判断でやったということですね。

光本証人 自分の判断といたしますか、私ができるその範囲の役割の中でそれを行使させていただいたという考えです。

都築副委員長 本来は、総務の関係の西藤さんが会派広報紙の担当ということではなかったですか。

光本証人 総務もそういう役割ではございますけども、なかなか動きが悪いとか遅いとか、毎日出勤してる私のほうが何かタイムリーに指示も出せますので、その辺はお互いカバーし合いながらの意識ですけども、もう私が進めるところは進めてというようなところはやっておりました。

都築副委員長 カバーという言葉を使うと、何かお互い情報共有しながらやったということになるんですけども、それは西藤さんとそういう相談をしていたということですか。

光本証人 相談といたしますか、それは事後報告なのかもしれないですけども、私としては、プリントバックより煩雑ではない、金額もプリントバックより高くなるのであれば発注できませんというのも、もちろんK社にも確認した上でやっておりましたので、そこに関しては問題ないという認識で進めておりました。

都築副委員長 先ほどの西藤さんの話では、そういうところの話は全然出てこなかったですけどね。

次、まいります。

資料として、令和3年10月25日付の見積書が出されていますが、いつ見積書の作成を依頼したのでしょうか。

光本証人 すみません、ちょっとそこは記憶が定かじゃないですね。

都築副委員長 じゃ、依頼方法は、例えば電話とかメールとかファクスということは覚えてますか。

光本証人 当時は、会派職員さんがそういう相談みたい

な煩雑になりますという報告を受けて、その場で、たしかK社さんに電話で確認をしたと記憶しています。もうポイントとしては、プリントバックさんよりも高くないこと、煩雑さが解消されることというのは確認して、K社にお願いできそうですというのも、会派職員さんにはその場でお伝えしたというふうに記憶しております。

都築副委員長 K社から見積書が出ますよね。その受け取りはどういう方法でやりましたか。

光本証人 すみません、見積書の記憶は正直なくて、どちらかというと、もう請求書と、支払った後に領収書という記憶しか、すみません、私にはなくて、ちょっと見積書の記憶がないです。

都築副委員長 それは、もらったとかいうことではなくて、記憶がないということですか。

光本証人 そうですね、いや、実際にあるというのであれば、存在するというのであれば、私が窓口ですから、私がもらってることに間違いはないと思うんですけども、ちょっとそこは記憶から抜け落ちてまして、どちらかというと、電話で、もう金額に関しては確認は取ってましたので、どちらかというと請求書と領収書の記憶が強いという感じです。

都築副委員長 K社の聞き取りでは、見積書は光本圭佑さんに渡したという証言になってるんですよね。記憶ありませんか。

光本証人 そこはちょっと記憶にないですね。どちらにしても、全ての業務といたしますか、依頼してたものが終わったら、請求書と領収書を併せて会派職員さんに出すという認識ですので、私としては、請求書、領収書の意識のほうが強くて、すみません、ちょっと見積書、K社さんから発行を依頼して、もらったというところはちょっと抜け落ちてます。

K社さんからは……

眞田委員 ちょっといいですか。

前迫委員長 はい。

眞田委員 ちょっと関連。

一発目の見積書の記憶なくしてるの、なくしてるのもかわらず、その後、もう一回見積書の再発行の依頼してますよね。なくしたから、再発行の依頼したん違うんですか。

光本証人 それは、すみません、そこも……

眞田委員 あなた、過去にそういう発言をしてますよ。

光本証人 再発行、いや、そのときのお話の流れで再発行してるというのであれば、私がしてるのかもしれないけども、どちらにしても、見積書は別に何か隠すもんでもやましいもんでもありませんので、請求書と領収書が必ず最後はそろってないといけないという意識で常にいましたので、ちょっとそこは記憶に、はい。

眞田委員 記憶にないいうて、さっきから言うてるけど、過去の会派の中での話合いでは、そういうふういきつちり、見積りをなくしたから再度K社に再発行したいいうて、依頼、ちゃんとあなたかけてるんですよ。それを、何、今さらになって、両方、1回目も2回目も見積書を頼んだいうことを忘れてるということ。

光本証人 いや、見積書を再度取り直す、取り直したという、そこはあまり、どうなんですかね、K社さんがそうおっしゃってるんやったら、私が取ったんだと思いますけども、はい。

前迫委員長 都築副委員長。

都築副委員長 続けていきますね。

K社の代表への聴取では、令和3年10月25日かそれ以前に光本圭佑氏から見積書の作成依頼があった際、インターネットで発注する印刷会社であれば安くできるが、ロットが決まってお一度に印刷できないため、ややこしい。御社であれば同じ金額でできるかと問われたとのことであった。しかし、日本維新の会の職員がそうしたことを光本圭佑氏に報告したのは、令和3年11月1日である。つじつまが合わないんですけど、何でしょうか。原因は何でしょう。

光本証人 すみません、日時のそのずれというのは私には分からないことでして、私は、もう間違いなくK社さんに、今言われたような内容の確認をしました。

ただ、それがいつ確認をしたのかというのは、そこまで覚えておりませんし、どちらにしても、プリントパックさんに発注すると煩雑になるという報告を受けて、初めてK社に確認するということですので、ちょっとそのスケジュール感のずれというのは、ちょっと私には分かりかねます。

都築副委員長 じゃ、次に、K社の代表への聴取では、ポスティング業者は印刷業者に任せていて分からないとのことであったが、令和5年1月16日、これ制度検証等特別委員会での光本圭佑氏の説明では、ポスティングに関しては、向こうからいい提案があったとのことである。つまり、業者が決まっているから提案があったという理解ができ、K社の代表と光本圭佑氏の証言に食い違いがありますけれども、なぜでしょうか。

光本証人 すみません、ちょっと今のところもう一度。ちょっとよく分からないんです。

都築副委員長 K社の代表の聴取では、ポスティング業者は印刷業者に任せていて分からない。

光本証人 印刷業者に……

都築副委員長 任せていて、K社の代表は分からないと言ってるんですよ。

光本証人 すみません、印刷業者というのは、K社さんは、どの印刷業者さんを。

都築副委員長 それは私は業者は分からない。K社の代

表がそう言うてるわけです。ポスティングの……

光本証人 K社さんは、私の認識では、K社さんこそ印刷業者さんなんです。そのK社さんが……

都築副委員長 K社が印刷業者ではないでしょう。どうか委託してるわけでしょう。

光本証人 いや、その委託して、どこの工場で作られたかどうかまでは、我々の感知するところはありません。

都築副委員長 K社の代表は、ポスティング業者は印刷業者に任せていて分からないと言ってるんですけども、あなたのほうからは、これ制度検証委員会ですよ。

光本証人 はい。

都築副委員長 向こうから、ポスティングに関して向こうからいい提案があったと。

光本証人 いや、そうです、はい。

都築副委員長 あったという、じゃ、向こうは知らないのに、その提案ができるわけじゃないじゃないですか。

光本証人 K社さんからどのようなヒアリングの仕方をされてるか分かりませんが、K社さんも印刷業者さんじゃないという発言もちょっとよく分からなくて、私としては、印刷業者やと思って発注をしてるわけですし、向こうも印刷業者ということで発注を受けてるわけですから、K社さんは印刷業者さんなんです。

そこから、その後、どこに、工場に振ってるかまでは私は分かりませんが、その際、過去に私が発言したとおり、ポスティングの話、提案もありました。ただ、当時の維新の会派としては、常に使ってるポスティング業者さんがありましたので、その話もしました。

それで、そこよりカバー率が高く、金額も安くなる、もしくは変わらなぐらいでできるというのであれば考えますという、以前、私が発言させていただいたとおりです。

都築副委員長 これ、K社の代表からの話なんですけど、聞き取りのね、印刷業者に任せたほうが安い場合があるため、印刷業者に任せていたという話なんです。

光本証人 だから……

都築副委員長 ポスティングは分からないんですよ。

光本証人 いや、なんで、その印刷業者さんは、我々は、私とK社さんとの間の話と。K社さんからさらにその先の、K社さんがどこの工場にお願いしてるのか分からないですけど、そこから先の話は、私は分からない話なんです。

都築副委員長 それはそれでいいんですよ。分からないけども、あなたは、K社からポスティングでいいところがあると提案されたから言ってるんです。

光本証人 いやいや、いいところがあるじゃなくて、ポスティングもできますと。いや、もう今、日頃から頼むところはこういうところで、大体この金額で、カバー

率これぐらいなんですけどといったら、いや、それよりもという、その話はあったんで、過去にも発言をさせていただいてるんですけども。

都築副委員長 K社の代表はそういうふうに言ってない。分からないと言ってる。

光本証人 いや、そもそも今のお話だと、K社さん自体が印刷業者でないと分からないと言ってる、その発言も私にはよく分からない。

K社さん自体が印刷業者さんですから、だから、ヒアリングのされ方がどうされてるのかちょっとよく分かりませんが、でなければ、ポストティングの話も含めた発注って、普通しませんよね。

都築副委員長 じゃ、次。

前迫委員長 いいですか、次、そしたら、丸岡副委員長。後で精査してまた質問させていただきます。

丸岡副委員長 次、私のほうからお伺いさせていただきます。

先ほどの都築副委員長の、ちょっと改めて再確認なんですけども、このK社からの見積り、令和3年10月25日付の見積りを電話で依頼した。それは間違いないですね。

光本証人 そこに関しては、本当に、過去に私そういう発言をしてるのかもしれないですけど、そこから日がつたって、今、見積りが取れてるのであれば……

丸岡副委員長 電話で。

光本証人 取ったんだと思います。ただ、全ては電話です。

丸岡副委員長 電話で依頼をかけて、そして、K社のほうは、見積書を10月25日付で発行した。ほんで、光本証人に対して、直接手渡したと言ってるんですよ。その記憶もないですか。

光本証人 私が記憶してるのは、恐らくその見積書を手渡されたときはもう既に現金で支払った日なんだろうんです。

（「見積書がないのに現金払うのか。」と呼ぶ者あり）

光本証人 もうそこは電話で、金額はもう確定させてたので、どちらかというと、もう現金を支払ったのと同時に領収書を必ず頂くという、なんで、その日は見積書をもらう日というよりは、同時に請求書ももらった日なんではないのかなと、ちょっと記憶が……。

前迫委員長 はい。

丸岡副委員長 ちょっと整理しますね。

私たちが今までの政倫審の光本証人の発言とか、制度検証等特別委員会の発言とか、議事録を拝見しますと、令和3年10月25日付でK社に見積りをかけて、それをK社の代表は直接光本圭佑氏に渡した、手渡した。11月2日に、その後、7日後になるのかな、8日後に

なるのかな、11月2日に203万円を事務員の女性の方からあなたが受け取って、その日にK社に支払いをしてるんですよ。

その後まで申し上げますと、11月9日、今度は1週間後、11月2日に支払って1週間後の9日にキャンセルした。それで、K社はそのまま現金は保管してるという話なんですけども、この一連の流れに対して、記憶といいますか、そういったところ、ないですか。御自身の発言です。

光本証人 すみません、過去に、ちょっとそういう発言のときには記憶にあったのかもしれませんが、見積りを発行してもらって、もらってるというのであれば恐らくそうなんだと思います。

ただ、すみません、見積りの記憶というよりも、請求書と領収書のイメージというか意識のほうが強くて、そが今の現時点での記憶から抜け落ちてるのかもしれませんが、見積りもK社さんが発行して私に渡してるというのであれば、そうなんだと思います。

丸岡副委員長 先ほどの眞田委員からの指摘では、見積書がないから、改めて再発行をお願いしてるんですね。

光本証人 それはいつ、再発行をもう一度お願いをするということですか。

丸岡副委員長 これはいつの日付やったかな。ちょっとごめんなさい、今すぐ出てこないですけども、現金を結局返してもらってる。ほんで、そのときに、見積書と請求書と領収書、この3点を併せて返さないといけないというふうに自分では思っていたので、そのときに、現金を3月31日に返してもらったときに、この3点セットで返したと言われてるんです。これ間違いないですか。

光本証人 そうですね、ちょっと見積りに関しては本当に意識が薄くて、請求書、領収書の意識のほうが強いんで、ちょっとそこは抜け落ちてるのかもしれませんが、あと、再発行をお願いしたのも、ちょっといつしたのかというのが記憶にはないんですけども、それがK社さんがおっしゃるのであれば、見積りに関してはそうなんだと思います。

前迫委員長 はい。

丸岡副委員長 その電話だけでの、見積書も何もない中で、電話だけでのやり取りで、女性事務員の方にお金を下ろしてもらってるわけですよ、結局は。10月25日に見積りを取ってて、この20万部の見積りを取ってるわけですよ。

その後、11月1日、会派会議があります。その場でも、電話で問合せをしたその見積りの話も、何も発言はされていらない。翌日2日に、火曜日、203万円を出金してもらって、その日のうちにK社に渡してる。

今度、11月8日の会派会議、維新の会の会派会議で、やはりこの会派報の議題といいますか、その話が話題に上ってるわけですね。その中でも、御自身がそれ見積りを取って、お金をもらって、それをまたK社に対しては払っているのに、その8日の会派会議の場でも一言もそういう報告がなされていないというのはどういうことなのでしょう。

光本証人 そこは、ちょっと議事録でどうなってるかまでは確認は取れてませんし……

丸岡副委員長 いや、こっちは確認取ってます。

光本証人 これまでも会派会議、議題とかと時間の関係で、それは飛ばして後からまた担当者と話すというのもあったんで、それがどういうふうな、当日話題になったか分かりませんが、私としては、進めるものはもうこちらで、金額が大幅に何かプリントバックさんよりも高いとかそういうことでなければ進めようという、恐らく当時はそういう意識だったんだと思います。そういう意識で進めてたということなんだと思います。

前迫委員長 はい。

丸岡副委員長 どういう意識で進めてたか、そこがやはり皆さん誰も理解できないんですよ。

光本証人 あの、私……

丸岡副委員長 会派会議も11月1日ある中で、そして、翌日にお金を下ろして、業者にも渡して、その後、8日後の会派会議では一言もその出金また支払いのことも言わない。どこにしようかという、プリントバックですれば安いけれども2万枚を一々分けてしなければいけない。では、1回にまとめるにはどうしたらいいかというふうなことを相談をしてみるという発言をされてるんですね。

そういった場でも、何ら会派の他の議員さんには報告もせずに、そういうお金のやり取りを直前にしたということは、到底理解ができないんですよ。

光本証人 私としては、その金額がプリントバックさんよりも、同価格、高くなってない、煩雑さも解消されてる、そこに対して進めていくのは何ら問題ないという、要は、当時の会派メンバーの全員の意識としては、プリントバック以上に安いところはないという意識でしたので、例えばそれを相当上回るとかいうのであれば、報告事項かもしれませんけども、そうじゃなければ、担当してる私、進めれる私がそこは先に進めておこうという、そういう意識だったと思います。

前迫委員長 はい。

丸岡副委員長 そこが、そういう流れが、ちょっと理解が誰が聞いてもちょっと難しい部分だと思うんですけども、そこで、何度も申し上げる令和3年11月2日に、その203万8,265円を引き出させて、受け取ってる。

なぜ、わざわざそのメモをつくってそれを引き出してもらったか。そのメモというのはどうしてつくられたんですか。

光本証人 メモ。

丸岡副委員長 メモ。

光本証人 どういうメモですか。

丸岡副委員長 分からないですよ。その、どこどこ社、K社の見積金額203万8,265円という金額を出したんでしょう。

光本証人 分かりました。恐らくもう金額に関しては、プリントバックさんで頼んだらこれぐらいの金額になるというのは、もう会派職員さんから聞いていたもので、事前に電話でK社にも、もうその金額を上回るようであればちょっと今回無理そうですというのもお伝えする中で、その金額でいけるということだったので、金額は確定していたんです。なので、当日、K社に支払うという段階で、金額をメモして、会派職員さんにこの金額をお願いしますというふうをお願いしたメモのことをおっしゃってるんやと思います。

丸岡副委員長 このメモのコピーを頂戴してるんですけども、ポスティング代76万、それで印刷代が127万、合わせて203万8,265円ということでのこのメモが実際にあるんですが、このメモですね。

光本証人 やと思います、はい。

丸岡副委員長 それで、令和3年11月2日に、次に、その印刷代とポスティング料としてその約203万円、K社に渡された。

光本証人 11月2日ですか。

丸岡副委員長 2日に。

光本証人 はい、そうですね、渡して、その代わりに領収書。ちょっとそこに見積りとか請求……、領収書は確実に受け取ってるのは記憶してますんで、はい、渡したときにもらってます。

丸岡副委員長 その渡した場所といいますか、時間といいますか、それは記憶ありますか。

光本証人 すみません、ちょっと時間までは覚えてないです。場所は、私が先方の事務所に行ったという記憶はないので。

丸岡副委員長 何の事務所ですか。

光本証人 先方の事務所に行った記憶はないので、恐らく、こちらは尼崎ですかね、こっちにきてくれたんだと思います。そこで、役所の前なのか私の帰り道なのか分かりませんが、渡したんだと思います。

眞田委員 203万のお金をどこで渡したか記憶にない。ふざけんなよ。もっと真剣に思い出せよ。

光本証人 いや、思い……

眞田委員 事実がないから、それ思い出されへんの違いますか。203万渡した場所がはっきり思い出せないん

ですか。

光本証人 203万、いや、その前に現金で渡すことが、その当時、政務活動費のマニュアルで禁止されてない中で、マニュアルどおりに別に行ってたことで、3年前ぐらいですか、の記憶、恐らくだから市内のどこか、役所の前なのか分かりませんが、支払ったという。

眞田委員 現金で渡すこと禁止されてない、そんなこと言うてるの違いますよ。203万をどこで渡したか思い出せない、3年前に。

光本証人 別に市役所の前なのか、確実に、でも渡してはいますんで。

前迫委員長 関連、端的に。マイク入れて、はい。

中尾委員 スケジュール感、それは今となってははっきり覚えてないと思うんですね。ただ、私たちが矛盾ついているのは、光本さん自身がいろんなところで発言したこと、ボイスレコーダーから聞き取ったこと、またK社から聞き取ったことの中での矛盾点を話してるんで、要は、記憶してませんといって答えられなかったら、基本的には話が進まない。もしそういうスケジュールで、御自身とかが延びたことについてのスケジュールなんで、そういう想定の下でどうですかというふうに聞いていることについて答えてもらわないと。

光本証人 いや、すみません、矛盾点って、どこを例えばおっしゃってるんですか。

中尾委員 例えば、さっきおっしゃいましたけども、11月……。やめますか。

前迫委員長 またきちっと精査します。
関連ですね。

川崎委員 関連で、見積書の件は全然覚えてないとおっしゃってるんですけども、実際には見積書は、令和3年10月25日付で出てるんです。さらに、なくしたからということで、再発行を令和4年5月31日にK社に対して依頼してるんです。

前迫委員長 去年やな。

川崎委員 うん。K社は非常に腹が立ったんだけど、途中でキャンセルもされて、腹が立ったんだけど、一応渡したということがあるんです。

光本証人 今ので分かります。令和4年5月30日に再発行したのは、議会事務局から、その物を出せということ言われたので、一度は、いや、もうキャンセルもした相手のK社さんに、それはちょっとよう頼めせんということはいいましたが、どうしてもそれがないとあなたが疑われますというようなこと言われたので、それで、今、5月30日と言われたんで、そこは、議会事務局から言われて再発行をお願いした分の見積書やと思います。

前迫委員長 はい。

川崎委員 もう一点疑問なのは、K社と過去にトラブル

があって、実損30万円の損害を与えたということがありましたよね。それに対して、会派のほかの議員が非常に怒って、二度とあんなところと付き合うなというようなことがあったと思うんです。あったはずなんですよ。

それにもかかわらず、なぜ今回K社に依頼をかけたのかというのが非常に疑問なんです、その点はどうですか。

光本証人 すみません、実損30万というのは、誰が30万。

川崎委員 紙代、実際に前回発注をしたときに、K社が……

光本証人 先方が。

川崎委員 そうです。

光本証人 実損、そうですね。

川崎委員 そうです。

そういったことで、もうあまり付き合いたくないなというふうに言っておきながら、K社も付き合うのもおかしい話だとは思いますが、その会派のほかの、さっき証言も得ましたけども、その点については強い憤りを持ってたと。知らなかったから、後で知って非常に怒ってるというようなこともあったんですけど、そこら辺の配慮は全然なかったんですか。

光本証人 いや、そこら辺の配慮というか、それ以外に頼める印刷業者さんが、いや、先ほどもお伝えしたように、市議選で何がトラブルがあったか分かりませんが、ほかの議員さんが個人でつながってる業者さんを使うのであれば、私はもうそれでいいと思ってましたので、ただ、そこは使いたくない、使えないということだったので、もう致し方なくK社さんに。

K社さんの実損30万というのも、その当時のちょっと記憶が曖昧ですけども、こちらが何かごねてK社さんに損害を与えたみたいなもんなので、そこに関してはこちらが申し訳ないというところもありましたので、もう頼むところがないから、最後、K社さんに、じゃ聞いてみますということで聞いたという、そういうことです。

前迫委員長 それで、また、丸岡副委員長。

丸岡副委員長 その203万円をK社に渡した、そんだけの大金ですよ。それを渡した場所が市役所とかやったのかどこやったのか思い出せないというのが、こんだけみんなこのK社の案件、そして今からまた申し上げる250万円の案件で、いろいろ相手方、やり取りがあるわけですよね。

ほな、やっぱりこういうのをどうしても思い出さないとと言われるよねということで、思い出していただかないと、本当にますますそういうふうにあやふやな答えでされますと……

光本証人 思い出してはいます。メモも取ってきてます。

ただ、どっちかやろうなというような、要は、返してもらったときに市役所の前だったのか、私が現金で支払ったときに市役所の前だったのかという記憶がちょっと曖昧ですけども、この役所の周辺で待ち合わせをしたはずなんです。

だから、要はこの周辺でお渡ししてるという、わざわざ会派室に招いたり、会議室、向こうも車なので、駐車場どこに止めるんやという話もあるんで、なんで、その周辺、市役所の周辺だというふうに思います。

丸岡副委員長 逆に、そんだけの大金をやり取りするの、路上で、そういう外で、そういう車の中でするよりも、市役所の近辺におるんだったら、役所に、こっちに来ていただいて、こっちの部屋でやり取りするほうが安全といいますか、そう考えるのが普通じゃないんですか。

光本証人 すみません、普通が何か分かりませんが……

丸岡副委員長 いや、そういう答弁要らないんですよ。

光本証人 車の中などでは……

丸岡副委員長 それはあなたの考えですから。

光本証人 それはお互いだと思います。

なので、私は、外で、そんな道端で渡すとかいうことではなく、車の中とか、そういう感じで、市役所前か帰り道のどこかのポイントでということだと記憶してますんで、それが返金された日なのか、渡した日なのかちょっと曖昧ですけども、どちらにしても私としては危ない渡し方というのは一切したつもりもございませんし、領収書も頂いてますので。

丸岡副委員長 その封筒はどうだったかとか、その記憶はないですか、それも。

光本証人 封筒。

丸岡副委員長 どのような封筒に入ってたのか。

光本証人 こちらがどういう封筒で渡したかということですか。

丸岡副委員長 K社、渡されたんでしょう、この近辺かどこから。

光本証人 それはキャンセルしたときのこととおっしゃってるんですか。

丸岡副委員長 そうですね。

光本証人 向こうから返ってきたときのことですか。

丸岡副委員長 注文しての、11月2日に注文して、その職員さんからの光本証人が受け取られて、ほんで、その日のうちに渡してるんですよ。そのときの渡したその封筒といいますか、その……

光本証人 いや、会派職員さんからもらった封筒をそのまま渡してるはずなんですけども、それを……

丸岡副委員長 どういう、203万円入った袋というのはどういうものだったか。

光本証人 いや、いつも会派職員さんは三井住友銀行やったと思いますんで、三井住友銀行の封筒やったと思うんですけども。

丸岡副委員長 1つですか。

光本証人 いや、すみません、ちょっとそこまでは覚えてないですね。

丸岡副委員長 分かりました。

前迫委員長 どんどんいきましよう。

丸岡副委員長 それで、そのときに領収書はもらわれたと。

光本証人 はい。

丸岡副委員長 その返したのはいつになりますか、その領収書を。逆に、今度は。

光本証人 領収書を返したのは、返金とともにですので、返金された日ですかね。

丸岡副委員長 いつですか。

光本証人 3月31ですかね、はい。

丸岡副委員長 その領収書、過去の議事録拝見しますと、その領収書と請求書と見積書、この3点で返してるというんですけども、それで間違いないですか。

光本証人 そうですね、すみません、何度も、見積書は、すみません、ちょっと私が過去に発言してたのと今とで記憶があれですけど、過去に発言してるのであれば、それが正しいと思います。その3点セット、とにかく絶対返さなあかんかったのは領収書なので、それは確実に返してます。

前迫委員長 はい。

川崎委員 引き続いて質問しますが、まず、最終的には3点セットを返したんだろうということなんですけども、それ、なぜ自分の手元に置いてたの、返すまでの間。

普通は、200万を超える大金を渡して、相手が受け取ったぞという領収は会派にちゃんと保管するのが当たり前でしょう。それは何でしなかったんですか。

光本証人 それまでのほかの件でもそうなんですけども、例えば納品をされました、もしくはそのポスティングの依頼も全部終わりましたという、それが終わった後に、領収書と請求書かな、とかをセットにして出すという、そういう慣習じゃないんですけども、私はそういうやり方をしたことが多かったので、今回のこの件に関してもそういうふうにするつもりで、恐らく自分の机に保管をしてたんだと思います。

プラスアルファ、発注とか支払いをした1週間後にキャンセルをすることになってしまったので、どちらにしても、それを返さないといけないので、私のほうで保管を、返すのはもう絶対私ですので、なので保管をしていたということなんだと思います。

前迫委員長 はい。

川崎委員 そのキャンセルをしたのが、11月9日か10日、どっちかですね。

光本証人 はい。

川崎委員 そのときのキャンセルの仕方というのは、これも電話連絡ですか。

光本証人 そうですね。

川崎委員 その後、キャンセルしたんだから200万円はすぐ返してもらわなあかんというふうに思ってたと思うんですが、なぜそれができなかったんですか。

光本証人 いや、もちろんキャンセルをさせてもらって、返金のお願いもしました。もうもちろん、なる早という意識でやってましたけども、先方さんから、そんないきなり返金と言われてもというようなことがありますて、その後、何度か返金をお願いするということになった次第です。

川崎委員 普通、その返金に応じない印刷会社、その分、僕はもう信用してないんだけど、そのための最大限の努力をすべきだったと思うんですけども、その当時は、電話で督促するだけのことしかしてないんですか。

光本証人 私個人としては、事務所というか場所は分かってましたので、そこにアポなしで行ったということもあります。ただ、居留守なのかいらっしやらないのか分かりませんが、出てこれなかったんで、あとはもう電話をするということしかできてませんね。

川崎委員 そのお金がなかなか返ってこないことに対して、会派内での説明をされてると思うんですけども、返金は年度末でいいと業者さんは聞いている。ところが、会派の人には、もうその現金を印刷会社が使ってるから、だから、すぐには返せないんだという説明をしてる、これ矛盾があるんですけども、覚えてますか、その件について。

光本証人 はい、矛盾は私はないと思ってます。というのも、印刷業者さんからは、もういきなりそんなキャンセルとか言われても、こっちも段取りがあるんで、急に無理ですと。お願いしてる工場もあるんでというように、そんなニュアンスのことは度々言われました。

一方で、この戻ってこないお金に関しては、最悪いつまでに戻ってこないとまずくなるのかというのも、同時に、議会事務局にも確認を取ってましたので、年度末の3月31までに返ってこない、幹事長である私が始末書を書かないといけないということも確認してましたので、それを報告したまでなんですけども。

前迫委員長 あと1問で。

川崎委員 K社さんは、この件に関して、もう3月まででええからということで、3月まで手元に置いておいたというふうに答えられてるんですよ。そしたら、要求次第ではいつでも返ってきてたお金だったんじゃないかと思うんですけども、その点についてはどうす

か。

光本証人 それはないですね。K社さんがどういうニュアンスで言われてるか分かりませんが、こちらとしては、本当に一日も早く返してもらいたい。ただ、もう最悪3月31日までに返ってこないとまずいんですということは、何度か伝えてます。

その中で、K社さんからしたら、3月31日までに返せばいいんやろというふうに捉えて、そういうふうにおっしゃってるのかもしれませんが、こちらから、3月31日ですよなんていう、そういうことは言っただけです。

川崎委員 その点については、お互いの言い分に違いがあるということだけ確認します。

以上です。

前迫委員長 それでは引き続きまして、眞田委員から尋ねます。

眞田委員 令和4年3月31日、今、言うてましたけど、年度末、K社から返された現金が203万8,265円、それ、どこで何時頃返されたのか、また、その際、現金は封筒に入っていたのか、封筒は幾つであったのか、どんな封筒であったのか、教えてもらえますか。

光本証人 えっと。

眞田委員 まず、ほんならゆっくり聞きますね。一気に聞いてごめんなさい。

どこで受け取りましたか、現金は。

光本証人 先ほどお伝えしたように、尼崎市役所の前か、もしくはその……

眞田委員 それは払ったときの話ですね。

光本証人 いや、なんで、先ほどお話ししたように、その返ってきたときのことで支払ったときの、ちょっとごっちゃになってるので、尼崎市役所の前がどっちだったのかちょっと曖昧ですけども、どちらにしてもK社さんがこっちに持ってきてくれたという記憶は、私から取りに行った記憶はありませんので、持ってきてくださった。恐らく……

眞田委員 整理しますと、払ったときの場所も、返してもらったときの場所も覚えてないと、こういうことでもいいですね。

光本証人 いや、覚えてないとは言ってます。どっかだったかだけ……

眞田委員 いやいや、どこの場所か覚えてないということを確認してるんですよ。

光本証人 いやいや、尼崎市役所の前だと思います。そこまでおっしゃるのであれば、尼崎市役所前だと思います。

眞田委員 そこまで言うんならってどういうことですか。

光本証人 いやいや、覚えてないというふうに決めつけられるんで、覚えてないわけではないですと。

前迫委員長 尋問をお願いします。

光本証人 尼崎市役所の前で受け取り、そのまま会派職員さんに渡したという記憶です。

眞田委員 市役所の前って、どこですか、具体的に言うてください。

光本証人 恐らく、これどっち側というんですかね。

前迫委員長 議会棟の。

光本証人 議会棟の……

前迫委員長 北側ですか。

光本証人 南側やと思います。

前迫委員長 南ですか。

光本証人 恐らく、はい。

前迫委員長 橋通りですか。

光本証人 です、はい。

前迫委員長 時間は。

光本証人 すみません、ちょっと時間までは覚えてないです。ただ……

前迫委員長 朝、午前。

光本証人 すみません、ただそのまま会派職員さんに渡してますので、タイムラグはないはずです。私もそのまま……

眞田委員 議会棟、ごめんなさい、まだ時間はいいんです。議会棟の場所の南側って、具体的にどこですか。さっきあなた覚えてないとおっしゃってましたよね。

光本証人 いや、覚えてないと言ってるんじゃないんです。要は、返してもらった日と払った日の場所がどっちだったかなという感じで、全く覚えてないというわけじゃないです。

なので、尼崎の中で返してもろて……

眞田委員 あなたさっき、帰る途中かもしれませんなんて言うてましたよ。それが急に議会棟の南側というはっきりした場所に急に変わるんですか。

光本証人 いや、ちょっと待ってください。そういう印象操作やめてください。

眞田委員 印象操作。

光本証人 私言ってますやん。返してもらった日と、私が払った日が、尼崎市内でしたと。私が行った記憶がないんで絶対そうですと。それで、どっちかがどっちかの、ここが曖昧なだけで、役所の前と、あとは帰る道中のどこかでお会いしましたという、ここの2つは確定してますんで、どっちにしても尼崎市役所の周辺です。

眞田委員 周辺いうて、今、はっきり議会棟の南側と言いませんでしたか。

光本証人 だから、今言われて思い出していったら、南側、それがもうそこまでおっしゃるんやったら、恐らくその返してもらったときが尼崎市役所のところなんだと思うんで、南側やと思います。

眞田委員 その辺の……

光本証人 ただ、その当時、これがそこまで問題になると思ってませんでしたので、一個一個確実に記憶にとどめとくということはしてませんので、そこがちょっとそごがあつて、向こうと言ってることが違うから、まあ言うたら、何か矛盾があると言われても、そこに関しては、ほんまに覚えてることをそのまま素直にお話しさせてもらってるだけです。

眞田委員 あのね、この203万のお金のことで、どれだけの人が百条委員会まで立てて、この審議してるわけですよ。その中で、その203万円の現金をもって払ったときの場所も明確に分からない、返してもらったときの場所も明確に分からない。そういうところにこの疑義が生じてるということで、今、話ししてるんですよ。

光本証人 いや、あの。

眞田委員 それを覚えてないと言われると、こちらとしたら、前へ話は進まない。

光本証人 いや、私の言うてるのは、市役所の周辺です。ただ、その払った……

眞田委員 周辺という意味が分からないんですよ。さっきから周辺周辺。

光本証人 この周りですよ。

眞田委員 周りという、その……

光本証人 南側も周りじゃないですか。

眞田委員 北側と南側と全然シチュエーションが違いますよね。

前迫委員長 今、南側とおっしゃいましたので、また明確になりましたら、言っていただきたいと思います。

眞田委員 はい。

K社の代表者の聴取では市役所の近く、これもはっきりと市役所の近くということで、そちらのほうの証言もはっきりしてませんので、K社の代表に聴取した際には、代表の家の近くと、証言もされているんですよ。

光本証人 代表の家の近くというのはどこですか。

眞田委員 これ違いますか、K社の代表の、聴取したときは、代表の家の近くと証言されてる。書かれてますけど。K社の代表に事情聴取したときは、代表の家の近くというふうに言われてたというふうに行ったときに聞かれてるというふうに聞いてますけど、そうではないですか。違うんですか。

前迫委員長 3月31日の場合は、役所の近所ですね。

眞田委員 はい、それではそれでいいです。

前迫委員長 はい。

眞田委員 返金されたとき、現金をその場で確認はされましたか。

光本証人 いや、そこに関しては、車の中やったと思う

んで、その広げて数えるということは私はしてません。
眞田委員 車の中で現金を受け取って、封筒に何かに入って、その現金は、その額がちゃんとそろってるかどうかという確認もしなかったということですか。

光本証人 その場ではしてません。

眞田委員 どこでしたんですか。

光本証人 もうそのまま会派室に持って行って、会派職員さんに数えてもらったといったら変ですけども、確認をしてもらいました。

その際、もっと言えば、こちらからキャンセルをお願いして、それで返してもらって、その場で確かめてというのがなかなかちょっと雰囲気的にも感じ的にも厳しかったので、最悪、足らずがあったら個人で補おうという、それは、会派職員さんに渡したときもそれは言いました。もし、足らないのであれば言ってくださいと。ちょっとK社の前でそれをなかなか言いづらかったんで、もう私はそこは、もし足らなかつたら補填しますというような発言をした記憶もありますので、その場で、K社さんの前で、一枚一枚確認するということはしてません。

眞田委員 そのときに領収書を返したんですね。

光本証人 そうですね、領収書は、はい、記憶にあります。

前迫委員長 いいですか。次、お願いします。

それでは、引き続きまして田中委員から尋問願います。

田中（淳）委員 すみません、光本証人にお伺いをしたいんですが、一番最初に、K社の代表との付き合いがいつからかということで、紹介でというふうにおっしゃいました。これ誰の紹介ですか。

光本証人 親族からの紹介です。

田中（淳）委員 一点、途中で思い出していただいた、事務局のほうから求められた見積書を、これ、日にちに関して確認をさせてもらいたいんですけど、事務局のほうから求められて再発行して、提出いただいているのが2021年の10月25日なんですね。それと、会派職員さんに、ポスティングと印刷、これプリントバックですね、合計の203万8,265円のメモをお渡しになってるんですが、これが11月2日ということになってるんですね。

実際の会派会議においては、これ、まだどこにどうするかということも御報告をされていないと思うんですけども、この段階で、K社にするんだということは、この会派会議において報告はされましたか。

光本証人 報告をしたかどうかの記憶は、すみません、定かでありませんが、私のほうで、日頃頼んでるポスティング業者よりも金額が高くない、プリントバックよりも高くないというこの条件は満たしてた

んで、もう進めてよいという判断で私が進めました。

前迫委員長 ちなみに言いますけど、今も、言ったか言わなかったかとか、そういうふうな簡便なお答えで、またお願いいたします。

田中（淳）委員 当時、例えば、この250万と一緒に6万円も引き出されてたかと思うんですが、例えばなんですけど、本を買うとか視察に行くというような場合は、会派内でどういうふうに手続をされてたか教えてもらっていいですか。

光本証人 本を買うのに関しては、過去に会派でその本を買ってる議員がいないかどうかを会派職員さんに照会して、買ってないということであれば購入できるというルールだったと思います。

視察に関しては、2人以上で事前に、新人議員も多かったもんですから、事前に会派メンバーにその了承を得るというルールだったと思います。

田中（淳）委員 要するに、本は、かぶってるかかぶってないかということを確認するのと、視察に関しては、2人以上でということの手続、それを踏まえた上での手続を進めるということでやっておられたということでお聞きしていいですか。

光本証人 恐らくそうだったと思います。

田中（淳）委員 その一定の手続、本が、書籍がかぶってないか、視察の場合は2人以上ということの、そういった手続が適正でなかった場合というのは、これ、基本的にはもう経理責任者さんを通さずに、もうこれは支出決定者である光本証人が会派職員さんとやり取りをしていたということですよ。

光本証人 そうですね、例えば、A議員が何かの本を買おうとしてる、そこに関して私は全くノータッチでしたので、それが分かるのは、買った後に、何かこういふふうに政務活動費を毎月月末に締めたらこんだけ減ってますというところで、初めてその本買ったんだというのが分かってたんだと思います。

田中（淳）委員 要するに、経理責任者という存在を通さずに、そういった会派職員さんに各所属議員さんが必要な分だけをやり取りをして、必要な額を受け取っていたというふうな形でお聞きしていいですか。

光本証人 そうですね。

田中（淳）委員 分かりました。

当時、西田兼治議員が経理責任者であったという認識はおありですか。

光本証人 と思っはいたんですけども、これまでの他の委員会ですかね、彼にしっかりとその辺は伝えれてなかったのかなというふうには、身を切る改革の寄附のまとめ役、そこの会計の責任者だというふうに認識をされてたので、そこは我々、幹事長、副幹事長などがちゃんとしっかりと伝えれてなかったのかなという

ふうに思います。

田中（淳）委員 政務活動費の条例上、この会計責任者を置かなければならないということに関しては御存じでしたか。

光本証人 はい。

田中（淳）委員 改選後、2021年の6月の市議選ですよね、市議選で、会派の役割というのはそれぞれどういうふうにお決めになられたか御説明いただいていいですか。

光本証人 団長、幹事長、副幹事長、総務、政調会長ぐらいいまでは、私や安浪議員などで決めたと思います。それ以外の役職に関しては、基本、新人の方々に興味のあるところなどで決めていただいたと思います。基本、こっちが頭ごなしに、これにしとけとか、これをせいというような会派運営をなるべくしないでおうと思ってましたので、私が勝手に決めたというわけではないと思います。

田中（淳）委員 最終的な役職の承認承諾ということは、御自身でなされたというお気持ちでよろしいですか、当時。

光本証人 承認承諾というのは、最後……

田中（淳）委員 受け入れたということですか。

光本証人 もちろんそうですね、はい。

田中（淳）委員 分かりました。

光本証人御自身の行いも含めて、経理責任者というその今おっしゃっていただいた、条例上にもそれが定められてることを御存じであるということですから、そこを通して入出金を行ってないということでは、やはりその制度をとというものが守られてたかという、そうは言い難いんじゃないかなというふうに客観的に思うんですけども、当時の幹事長として、責任としてはどのように感じておられるかお話しいただいていいですか。

光本証人 それを西田議員にしっかりと伝えてなかったことに関しては、会派の幹事長の私も含めて、役員には責任はあると思います。

お恥ずかしい話ですけども、2013年に尼崎の市議会で維新の会の会派ができてから今回に至るまで、そこは形骸化していたんだと思います。条例上、会計責任者を置かないといけないということは分かってはいたけども、名前を貸すじゃないですけども、その枠に名前を書く程度の認識で、一つ一つ政務活動費の入出金があるたびに会計責任者が絡むとか、毎月確認するとか、年度末に何かサインはするものの、中をしっかりと確認するというそういう習慣というのは、維新の会の会派にはなかったと記憶してます。

田中（淳）委員 それは、すみません、いつからなくなつたのか、もともとあつていつからなくなつたのか、

それとも最初からなかったのか、どっちなのでしょう。

光本証人 最初からなかった。

田中（淳）委員 最初からなかった。

前迫委員長 いいですね。田中委員の尋問は終了しました。

それでは、次に、証言を求める事項の2点目、会派内個人使用分の政務活動費の出金250万円について、改めて私のほうから総括尋問を行ってまいります。

モニター映していただいてよろしいでしょうか。そっちを見ていただきたいと思います。見えますか。

今、モニターに映っているウェブ通帳の写し3枚についてでございます。これは、これまで証人が提示をしてきた、私たちにウェブ口座を見せたりしたものでございますけれども、この今映っている、証人分かりますか、数字分かりますか。この3枚の分ですけど、これは本物ですか。これ、私たちが見せていただいた分ですよ。

光本証人 はい。

前迫委員長 本物ですか。本物かどうか。

光本証人 すみません、この件に関しては刑事手続と民事手続に影響が出ることも考えられるため、資料の提出もそうだったんですけども、回答並びに資料の提出も含めて控えさせていただければと思います。

前迫委員長 正当な理由やと思いますか。訴追の可能性があるということを、今、言われていますか。

光本証人 そうですね。

前迫委員長 そうですか。

光本証人 はい。

前迫委員長 訴追、どの部分が可能性があるんですか。

光本証人 いや、すみません、そこは今日ちょっと日程調整ができなくて、代理人が同席できてませんけども、その代理人のアドバイスの下、どの部分かまでは私も素人ですので分かりかねますけども。

前迫委員長 これ、以前に私たちに堂々と、後でまた順番に説明しますが、出していただいた分ですので、これをその当時、本物だというふうに言われていた部分です。

令和……

中尾委員 委員長、ちょっといいですか、今の件、すみません。

前迫委員長 はい。

中尾委員 黙秘というか、御発言いただけないということであれば、これからずっと質疑が続くんですけど、あくまでも私たちが思っている思い、これは本物かどうかというこちらの思いの下でこれから質疑が続くようになりますけども、それはそれで構いませんか。

光本証人 まず、もう二千二十何年だったかな、あの当時、もう刑事告発ということをしてまして、今もう

舞台は行政から司法の場に行っておりますので、そこに関しては、司法の場でしっかりと対応はさせていただきたいなと思いますし、この証人の尋問についてのところにも書かれてますけども、私も素人ですので、この司法の場でどういう広がりを見せるのか分かりませんが、代理人のアドバイスの下、訴追のおそれがあるのかどうかも私は分かりません、判断ができませんけども、そう代理人がアドバイスをしておりますので、ここに関しては、これから質問をしていただくのかもしれないですけども……

前迫委員長 すみません、今、言っていたんですけど、今回、今起訴されてる内容以外の2件について、あれでは、もう新聞報道なんかでも起訴内容は200万ぐらいであろうと。そしたら、200万以外の部分で、そういう起訴されてない部分であるということで、今回、K社の分とこの250万円の口座の移動の分を取り上げさせていただいております。

その中で、これが刑事訴追のおそれがあるというふうな、今そこに入っていないのに、あるというのは、ちょっとやっぱり理解ができません。だから、どの部分がそうなるのかということを、疎明をしっかりといただかないと、まず、ここからずっとスタートするんで、このことについてこれが本物かどうか、あのとき見せたわけですから……

光本証人 すみません、そこに関しても、代理人が出席してませんので、この場ではすぐお答えできませんけども、事前に聞いてる分には、その訴追の可能性があるのであれば証言は控えさせていただくということで……

前迫委員長 そしたら、銀行関係は訴追のおそれがあるというふうに思われてるんですね。

光本証人 いや、すみません、そこは私は分かりません。ただ、その司法の場でこれからやっていく、代理人がそうおっしゃってますので、私としてはそう答えざるを得ません。

前迫委員長 今、司法の場と言われたんで、それ以外で、今、私たち百条委員会でできる部分をやってますんで、このことがちょっと今疎明をしっかりといただけないとなったら、今ちょっと審議に支障を来すものもありますから、ここで暫時休憩させていただいて、ちょっと協議をさせていただきたいと思いますけど、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 それでは、暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を続行したいと思います。

先ほどモニターを見ていただきまして、このことに

対しては、光本証人のほうから刑事訴追のおそれがあるので答弁ができない、今日は代理人も来てないということでありました。そういったことですので、今、本物かどうかというのはいただけないんですけども、今回、私どもがこうして百条委員会を立ち上げることによりまして、銀行のほうに、このときの4月1日から6月14までの取引状況を証拠として出していただきました。

その中では、先ほど、4月20日に入金を、250万円を会派から出したということでしたよね。光本証人、で間違いないですか。会派が割れるおそれがあるので25掛ける10人分、この一部使える分250万円を、会派職員さんに現金で頂いた。これ間違いないですよ。

光本証人 すみません、もうその件に関しても、先ほどお話ししたとおり、回答を控えさせていただきます。

前迫委員長 控えますか。250万円を出したということで、これまでに聞きをしています。

それを、まず、この250万円頂いた分を口座に入れたのでしょうか、銀行に入れたのでしょうか。そのことも答えられませんか。

光本証人 そうですね、ちょっともう今、代理人もいませんので。

前迫委員長 はい。

光本証人 私は判断できませんので。

前迫委員長 このことも答えられないということですね。

令和4年の6月14日の会派代表者会での答弁を含めて、光本氏はこれまで、日本維新の会光本圭佑名義の通帳を令和4年4月1日につくり、250万円を4月20日に入金したと言っておられます。同じ名義、同じ口座番号の令和4年4月1日から令和4年6月14日までの入出金記録を銀行から提出していただきました。

それを見ますと、口座開設日は令和4年6月2日、250万円の入金とは令和4年6月3日であることが判明しました。これまでの御説明と全く違うんですけども、これはどういうことか説明できますでしょうか。

光本証人 そこも、先ほど話したとおり、回答を控えさせていただきます。

前迫委員長 令和4年6月14日の会派代表者会で出したウェブ口座の写しという3種類の資料は全てうそで、偽造だったということになりますが、どう説明されますか。

光本証人 そこも回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 令和4年5月に議会事務局に提出したウェブ口座の写しについて、光本圭佑氏は令和4年6月14日の会派代表者会で、バグったと言っておられます。そもそも令和4年5月の時点では、口座がなかったということです。どう説明されますでしょうか。

光本証人 そこも控えさせていただきます。

前迫委員長 そもそも5月の段階では存在しない通帳をどうやって示そうと思われたのでしょうか。どうですか。

光本証人 そこも控えさせていただきます。

前迫委員長 令和4年6月14日の会派代表者会で、光本圭佑氏はウェブ口座の入出金状況をパソコンの画面で見せようとしておられました。パスワードエラーで結局見ることができておりません。何を見せようとしたのでしょうか。どうですか。

光本証人 回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 令和4年6月3日に入金した250万円は、4月20日に受け取った政務活動費でしょうか。ここはどうでしょう。

光本証人 すみません、代理人が同席しなくて、どこまでを答えてどこまでをというのが分かりませんので、回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 それでは、引き続きまして、佐野委員から質問をお願いします。

佐野委員 それでは、私からも光本証人に一連お聞きをしていきたいと思います。

令和4年の6月14日の会派代表者会で、光本氏の答弁では、市長選挙の関係で会派内がごたごたして会派が割れるかもしれないから、個人使用分の合計250万円を別管理にしたいというふうにお答えになっていましたが、その件で、250万円を別口座で管理する必要性については、当時の維新のメンバー誰一人としてその必要性はなかったと、ここまでお答えがありました。光本証人がお1人だけその認識に違いが出ているということについては、なぜだとお考えでしょうか。

光本証人 それに至った経緯ということなんだと思います。

そこは、過去にも発言をさせていただいたとおり、会派のごたごたで、もう会派が割れるというのが予想されるような出来事がありましたので、私としては何が何でも割らせない、守ろうという意識から、そのようにしたと。ちょっと話せば長くなりますので、相当はしょってお話をしますけれども、一連の兵庫維新の会、当時の室井代表や徳安県議も絡めた維新の中でのごたごたが、もう全てのきっかけです。

佐野委員 続けてお尋ねをいたします。

確かにごたごたがあったと答えられた当時のメンバーさんの中からは、お2人がごたごたはあったということはお答えになっておられましたし、あとお1人に関しては、そもそも一度も一緒になってない、もう呉越同舟がスタートからだったというような証言もございました。

その中で、10人各個人で使用する分の合計250万円を別管理にしたのは、何かほかに理由、例えばだから

本当に会派が割れるからそうしたんだというような意味ではない、何か別の理由というのはなかったのでしょうか。

光本証人 別の理由はないです。もう本当に、会派を割りに来る、安浪さん、西藤さんの処分を求めに、徳安県議が会派室に乗り込んでくるという、そういう情報が当日入ってきましたので、いよいよそういうことになるんだなということでの250万ですので、それ以外の大意はないですね。

佐野委員 では、続けてお尋ねをいたします。

その250万円を別口座で管理することについて、同じ会派の他の議員に協議相談もせずに、勝手に持ち出しているというふうなことは、他の当時の委員全員からそのようにお聞きしてるんですけども、その理由というのは何だったのでしょうか。

光本証人 当日、その日、徳安県議が会派室に乗り込んでこられるというのは、もう事前に情報をキャッチしましたので、そのときに会派室にいたメンバーはちょっと覚えてないんですが、ほぼ私と会派職員さんだけだったと思います。なので、もうちょっと時間的余裕もなく、相談する間もなく、会派職員さんには、これこれを引き出してきてほしいという依頼をしたという記憶です。

佐野委員 それでは、私のほうからの最後になりますけれども、令和4年の6月14日の会派代表者会議の中で、光本証人からは、会派職員に後から履歴でも分かるように10人分と分かるような引き出し方の仕方をしてくださいとお願いをしたというふうに、答弁いただいています。会派職員の方に、こちら委員会として聴取した中ででは、そういうふうに10人分と分かるような引き出し方をしてくださいという指示はなかったけども、25万円を10人分と言われたので、通帳に分けて記録したほうが今後も分かりやすいと思ったので、自分の判断だったというような証言はしておりますが、この食い違いについての理由というのはどのようにお考えでしょうか。

光本証人 そこは、会派職員さんがそう答えられたのはなぜか分かりませんが、私の記憶では、25万円の10人分、分かるように引き出しをしてきてほしい。後から毎月1回議会事務局が確認するというのも会派職員さんから聞いてましたので、そのときには私はちゃんと説明しますので、分かるように引き出しをしてきてほしいという趣旨のことをお伝えして、引き出しに行ってもらったという記憶です。

前迫委員長 いいですか。

じゃ、続きまして、眞田委員からお願いいたします。

眞田委員 令和4年の6月14日の会派代表者会で、光本氏の答弁では、会派内のごたごたがあったため、兵庫

維新の会の県議会議員が会派に来て、団長や、光本氏ですね、光本氏などの処分を求めるとの書面を持ってきたことをきっかけに、処分を求める書面を持ってきたのをきっかけに250万円の出金を会派の職員にしたとの答弁をされてるんですね、光本氏。

ところが、会派の職員の証言によりますと、令和4年4月20日に光本圭佑氏から250万円を引き出すよう指示され、出金し、出金した後、会派に戻ってきたときに兵庫維新の会の県議会議員が来ていたということであり、食い違いがあるんですけども、そこはどのように覚えてはりますか。

光本証人 そこに関しては、会派職員さんの発言が正しいです。私の伝え方のニュアンスが間違ってたのかもしれないんですけども、会派室に乗り込んでくるというのは事前に情報をキャッチして、なので、すぐに会派職員さんをお願いができた。会派職員さんが行ってくださってる間に、実際に、徳安県議ともう一人ですけども、来られたので、そこに関しては、ちょっと私の伝え方のニュアンスが間違ってたのかもしれないんですけども、会派職員さんのおっしゃってることが正しいです。

なので、文書を持ってこられるというのは、来られて初めて分かったのではなくて、もう来られるというのを事前にあるところから情報をいただいたので、それで、こちらとしては対応、防御といいますか、対応を事前にしたということです。

前迫委員長 いいですか。

そしたら、次、中尾委員、お願いします。

中尾委員 続きですが、令和4年4月20日、受け取って、250万円、実際口座がなかったというふうに突き止めたので、そのお金はどのように保管、管理していたのか教えてください。

光本証人 そこに関しても、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員 じゃ、質問を続けます。

私的流用することはなかったでしょうか。

光本証人 私的流用は考えておりません。それを考えたのであれば、25万を10回分に分けてとかいう、後々ちゃんと説明ができるようにという意識で当時は動いてましたし、何にせよ会派を守って割られんようにということで頭がいっぱいでしたので、その私的流用というものは発想もないですし、しておりません。

中尾委員 今の御説明をそのまま分かりましたというの、なかなか受け止めにくいと思っております。

ちょっと言いにくいことですけども、翌年の4月と5月に、御本人と御本人が経営する会社が破産手続に入った事実もあると思います。破産手続というのは、そんな簡単に裁判所が認めるようなものでもないと思

うんです。それでいいますと、私的に流用していなかったという事実を証明するような書類を出していただくことは可能でしょうか。

光本証人 どういう資料を出せばいいかよく分かりませんけども。

前迫委員長 いってください。

中尾委員 じゃ、私が求めるのは、御自身並びに経営されていた法人に関する口座の出入り、また、会社でありましたから、決算書であるようなもの、やっているかどうか分かりませんけども、それ以外でお金が必要となるようなもの、これは一般論ですけども、例えば株式とか先物とかFXとか、いろんな運用をする方もいらっしゃると思いますので、そういうことに使われていたとしたら、していたと言ってるわけじゃありませんので、ならば、取引明細などを開示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

光本証人 それらに関しては、全て民事手続の中で提出をしておりますし、実際にそれが今進んでいるところで、そこでの結果で確認ができるのかなと思いますし、告発をされて、ここに関しても警察でも調べられてます。そこに関しても、私としては、起訴されてないということは問題がなかったんだなというふうに思っておりますし、何にせよ、民事のほうの手続のほうで今おっしゃったような資料は全て提出をして、確認をされておりますので、そこに関しては、提出をすることはちょっと考えておりません。

もう舞台は民事のほうに移っておりますので、その件も。

中尾委員 じゃ、続けます。

前迫委員長 どうぞ続けてください。マイク入れて。

中尾委員 銀行の入出金の記録を拝見させてもらいました。令和4年6月3日、250万円を25万円ずつ10回に分けられ、入金されています。なぜそのような煩わしいことをされたんでしょうか。

光本証人 ここに関しても、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員 では、その入出金の記録の続きですけども、6月6日の日に250万円を振込をされています。そのうちの1つのところが法人でありました。この法人について、所在地、また業種、振り込みをされた目的を開示してもらうことは可能でしょうか。

光本証人 そこに関しても、回答を差し控えさせていただきます。

前迫委員長 どうぞ。

中尾委員 この日、6月6日に安浪順一議員が立替えをした、その分について、夜に証人は返金をされてます。その日に返金できるのであれば、なぜ直接会派の職員さん、もしくは入金する手続をしなかったのでしょうか

か。

光本証人 そこに関しては、私が戻す前に安浪議員がいろいろ思われて返されたので、私が返そうとする前にもうその行動が起こったので、私としては、いやいや、安浪議員が、立て替えたという言葉聞いたかどうか分かりませんが、からもらいましたと聞いてびっくりしたというのが、当時の流れです。

中尾委員 もし安浪議員が立替えしなければ、そのお金というのは返すつもりはなかったということになりますか。

光本証人 それはあり得ないです。政務活動費のもので、返しますよね、普通。

中尾委員 では、続けます。

安浪順一議員に返金した250万円、どのように工面されましたでしょうか。

光本証人 工面。工面って、そのままあったものを返すだけなんですけども。

中尾委員 つまり、4月20日に大金を出金したお金がそのままあった。それを返したということでしょうか。

光本証人 はい。ただ、この一連の話が、ちょっとごめんなさい、代理人が今、同席してない中でどこまでかというの、私もそこまでの事前打合せをして出席してるわけじゃないので、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員 安浪順一議員の、返金した際のことをお聞きしたいんですけども、その場で現金を数えたりしてますか。また、どんな封筒に入れて返したのか覚えてますか。

光本証人 すみません、これも、何にどうつながるのかまで私には分かりませんので、回答を差し控えさせていただきます。

中尾委員 以上です。

前迫委員長 他に、このことで、場所とかね。

都築副委員長。

都築副委員長 ちょっと中尾委員の質問にも関係してくるんですけども、あなたが6月2日に開設した銀行の口座ですけども、6月3日に25万ずつ10回に分けて入金してます。6月6日に、あなたの口座に30万、あなたの親族と思われる方に20万振り込んでます。同じ日に200万円を振り込んでる会社がありますが、それを、先ほど控えるという話をしました。

私が、これ調べたところ、無登録事業者研究所という後にその会社名を入れて検索すると、出てきました。無登録事業者研究所というのは、無登録の事業者が営業の実態を解明して、被害者が拡大しないようにという、その法的問題点を研究していくところです。その中に、同名の会社が出てきます。収納代行、決済代行会社となっていますけれども、その会社については、

そこでということで間違いないでしょうか。

光本証人 20万、30万、200万というお話だったと思うんですけども、どちらにしてもその口座から出金をしないといけないという必要がありましたので、ただATMから引き出せるのが、限界が毎日50万が1日の限界だったと思いますので、当時はもう報道も過熱して、私もなかなか外にも出れなかったもので、そこは、親族にそのお金を渡す分、現金で親族からもらう、銀行に行く手間を省くということで出金をしたというだけのことでですね。

都築副委員長 この日本維新の会光本圭佑という口座は、あなたは会派代表者会でこのように証言してるんですよね。屋号がついてますので、私の認識の中では、もう1つ、光本圭佑という口座を持ってるので、そっちが私の中では個人、屋号がついてる日本維新の会光本圭佑というのは、あくまでも議員活動用、議員用という思いで位置づけているという。ほんで、前迫委員長のほうから、それは政務活動費が入った分ですから公金を扱ってる口座になりますねと言ったら、はいと言ったんです。

ということは、その口座には政務活動費が入ってた。その口座のお金を、何かよう分からん会社ですけれども、振り込んでたということになるんですけれども、どうですか。

光本証人 いや、すみません、その細かいところに関しては、回答を差し控える分野に入るんですけども、私としては、日本維新の会光本圭佑という口座も、あのときの報道と状況的に、金輪際この口座を使うこともないだろうし、どちらにしても、早くこのお金を引き出さないとという、ただ、なかなかATMで5日間もかかる、窓口に行けるような、あの当時状況でもなかったですので、そのような感じで引き出す煩雑さを代えたという。

今後、この口座をもう使うことはないですし、もう終わるだろうなという認識でそのようにしたと、そういうことです。

都築副委員長 ただ、これ、いいですか、自分のお金に、例えばしとけば問題ないんですけども、他の名義の法人に振り込んでるわけですね。

光本証人 他の名義の法人ではなくて、そこに口座を持ってる親族の口座です。なので、他の法人に振り込んだというわけではないです。

都築副委員長 書いてる会社は、あなたの親族の会社ですか。

光本証人 いや、違います。そこに口座を、親族が持ってるので、そこに、指定されたところに振り込んで、現金でもらおうと。銀行に私が行けなかったもんですから。

なので、全然知らない法人に振り込んだんじゃなくて、その法人で口座を持ってる親族、その親族のその口座に振り込んだという。なので、全然知らない法人ではないです。

都築副委員長 それ、例えば、これ私が検索して出てきたその収納代行、決済代行の会社ではないんですか。

光本証人 そこに振り込めば、その親族が開設してるその口座に入るといふ、なので結局は親族に振り込めることになるんです。そこを指定されたもんですから、そこに振り込んだという、そういうことです。

都築副委員長 ほんなら、これは間違いはないんですね、この会社は。

光本証人 その中の親族の口座です。振り込む際に、その親族の口座番号なりを書けば、その親族の開設してる口座に入るといふに私は聞いてます。

都築副委員長 ということは、例えば、その公金を入れた口座から、親族の口座に金を入れたということになるんですか。

光本証人 そこは、公金かどうかも含めて、先ほども…

都築副委員長 いやいや、ちょっと、あなたは、会派代表者会議で、前迫委員長から、それは政務活動費に入った分ですから、公金を扱ってる口座になりますね、で、はいと答えました。

光本証人 なので、その後、告発もされておりますし、司法の場に移ってますので、回答は差し控えさせていただきます。

都築副委員長 それでは、もうちょっと続けさせてもらっていいですか。

この事情も含めて不可解な入出金等について、令和4年6月16日に、兵庫県警捜査2課に行って、疑念を晴らすため任意の捜査をお願いし、捜査の進捗に合わせて説明責任を果たすと、ユーチューブで行っています。

その後の状況がどうなってんのか、説明責任を果たしているのかと言えるのか、どうでしょうか。

光本証人 その後、刑事告発をされましたので、もう司法の場に今移ってますので、司法の場でしっかりと対応させていただければと思います。

都築副委員長 最後にしますけれども、そうすると、なかなか答えていただけないということですので、裁判の結果が例えば出たら、あなたは説明責任を果たしますか。

光本証人 いや、裁判の中で説明が果たされていくものやと思いますし、結果が出たら出たで、もちろん……

都築副委員長 やりますね。

光本証人 どういう形か分かりませんが、はい、説明は。

都築副委員長 政治倫理条例の中で、説明会の開催ができるというのがあるんですよ。だから、そういう意味でいうたら、市民の何ぼかの署名が集まると、当然そういうことが行われるわけですけども、そういう責任を果たすということで約束していただいていたんですか。

光本証人 はい、拒めるものではないと思いますので、そういう状況になれば、対応させていただきます。

前迫委員長 皆さんのほうから。

中尾委員。

中尾委員 このテーマではなくて、K社のポスティングのところ、最後、質問聞いていただけなかったんで。

前迫委員長 ごめんなさい、ちょっと時間がなかったもんですから。

中尾委員 いいですね、ちょっと一つ戻りますけれども、私は、すごく日付を並べていて、タイムスケジュール並べていて、矛盾を感じるところがあるんです。それは、11月1日に会派会議を開いた。そのときに、すんなりとB3サイズのポスター並みのチラシを一気につくることができなかったというのが、11月1日なんですね。それで、12月2日の日に、自分がふだん取引してるところがあるからということで、そこに当たってみるといふにおっしゃってるんです。多分それがK社のことですかと思うんですね。

でも、その見積書というのは、その前の10月25日付で出てる。それ、会派会議で、困ってます、私が助けましょうという以前から見積書が出ることになるんですけど、この、要は矛盾というか、なぜそんなことが起きるのかというのが理解できないので、説明していただけますか。

光本証人 すみません、ちょっと今の日付がよく分からない。12月1日ですか。

中尾委員 まず、見積書ができてるのは令和3年10月25日です。多分それが必要となることが判明するのは、11月1日なんです、令和3年11月1日、会派会議を開きました。そのときに、一気に発注できないと。1回2万枚ですよということであつた。それで、2日の日に証人自身が、じゃ、私が営業ついてる人がいるから何とかなるかもしれないということで、手打ちますよと言ってるんですけども、実は見積書はその前の10月の25日で依頼をしている。それはちゃんと事務局に提出されて、それも残ってます。

理屈が、理屈というか……

光本証人 いや、その前から見積りを取る10月25の前から、プリントパックでの煩雑さも含めて、多分これ会派報やったと思うんですけども、もう話を進めていく、ほんで、サイズもB、何かちょっと忘れちゃったけども、のサイズだというのは、この10月25の見積りをもらって、それが分かったので見積りをもらってるはずなんで、

いや、ちょっと私としては、そのおっしゃってる矛盾というのがよく分からないんですけども。

中尾委員 そこまで、要は、印刷できないというリスクを感じて、事前に事前に手を打たれてたということですか。普通だったら、みんなで決めて、ここでやりましようと言いながら話を進めていくと思うんです。そこまで慎重にされてたわけですか。

光本証人 いや、これに関してだけでなく、ほかのことでも、進みが悪いとか、私のほうでも進めても大丈夫そうだとか、そういうのはどんどん進めてましたので、これに特化してという意識はなかったですし、今も、私が進めれた話で、会派職員さんと話せて詰めてた話やから進めたという、今もそういう認識です。

中尾委員 もう終わりますね。さすがやなと思うんですね。やっぱり大手で勤めてた経験もあり、またジムも、経営してた。さすが光本さん、その辺はさすがやなと思うんですけど、そんな光本さんが200万のお金を3月31日に返したとき、領収書まで返してしまうというのは、すごく光本さんらしくないというか、普通だったら、政務活動費を、お金出したら支出書というのを立てないといけないですね、まさか一回払ったけどキャンセルしたからこれチャラですって、そんな理屈は通らないと思うんですよ、政務活動費においては。

一回出したということです。支払支出書に基づいて出したわけなんで、後々このお金って何なの、それを疎明する資料が要るというのは、容易にそう察知できると思うんです。でも、なぜコピーも取らずに返してしまうのか、そこが分からない。

光本証人 いや、そこは本当にそういう発想はなかったです。要は、現金を返したら領収書は返すというのは、商売をしてても、普通に、領収書を返してもらおう側ですけども、というのはやってましたし、そこに関しては、コピーを取る、仕事として発注してれば残さな駄目ですけど、キャンセルになって無になった、ゼロになった、なしになったやつを残しておくという発想は、私にはなかったです。

これ、今回のこの印刷、K社のキャンセルの件ですけども、それよりも前の過去にも、現金払いしてキャンセルをして、返金を待つということが会派でもありました。そのときは、たしか私の記憶では、年度末を超えて新年度に入っても返金になされなかったということがあった記憶があります。ただ、そのときは何ら問題にもならず、当時の議会事務局の職員さんの指導といいますか、やり方の下、新年度に入ってきた政務活動費で昨年度の穴を含めて、返金になされたときには新年度の政務活動費にそれを足すということを、当時の議長も認識をしてやってはる、やってはります。だから、そのときは何ら問題もありませんでした。

ましてや、年度末を越えての返金ですら何の問題にもならなかったのが、今回、議会事務局に確認した日までに戻ってきてまして、K社からの証言で私が何か流用なり横領なりをしてることもなく、その過去の、いや、政務活動費の支出ですから、当時の議長も全部を確認してるんやと思いますけども、返金されてないことも確認してたと思います。年度を越えてから返金あったことも確認されてると思います。

それが、議会事務局も含めて、当時の議長も問題になかった、問題にすらならなかったものが、今回、こうなってるというのも、私としてはちょっと理解に苦しむところもありますし、領収書に関してもそういう指導は一切受けておりません。その当時も、今お話しした当時も領収書は返してるはずですよ。返金したら返すというのは普通のことやと思いますので。

それを、何で残ってないんですか、普通は残ってるはずですよというふうに議会事務局から今回初めて言われたので、再度再発行してもらったということです。

中尾委員 すみません、ちょっともう1つ。

前迫委員長 簡便にお願いいたします。

中尾委員 今日、いろんな元同じ会派の方に政務活動費の取扱いについて質問しましたら、幹事長と会派職員の方でほとんどしてた。経理責任者というのはほとんどもう機能してないというか、なかったんじゃないかぐらいのところですよ。

ということは、幹事長は、経理責任、職員さんの支出書の要は精査とか、大変なことって十分分かってると思うんです。しかも11月2日にお金が出ました、そこから、職員の方は、その書類を整理して事務局に出すなりの手続があると思うんで、普通だったら、大変さ考えたら、一度払ったお金の領収書というのは渡すと思うんです。それからまた、会派職員から、振り込みされてませんよと、早く振り込んでくださいと言われてますね、何回も。でも、光本証人は、いや実はもうK社に振り込みしたからお金ないんですよという説明を全くしていない。

光本証人 K社に振り込んだという話は、もう手渡ししてますので……

中尾委員 手渡しした。

光本証人 K社に私が払ったというのも、会派職員さんが知らないということはないと思うんです。だって、その渡すために引き出ししてきてくださいといってメモ書きを、金額までお伝えしてますので、ただ、先ほどもお話ししたように、私のやり方なのかもしれませんけども、全てが終わったときに領収書と請求書とをセットにして出すということをしてましたので、そのときもそういうやり方でやってたんだと思います。

中尾委員 それで……

前迫委員長 もう中尾さん、ちょっとあれになるんで。

中尾委員 すみません。

前迫委員長 田中委員。

田中（淳）委員 光本証人には、今回ちょっとこのパソコン画面塞いだままのところで、せっかく百条委員会開かせていただいたのにお話しただけなくて、非常に残念なんですけども、先ほどお聞きしました、この今回の250万円のこの10回に分けての引き出しの理由で、先ほど話してくださいましたが、会派内のごたごたがあってと、はしょって会派内のごたごたがあってということで教えていただきました、お話しいただきました。

今回、それが原因で、避難をさせるということで250万円を10回に分けて引き出したということで言われてるんですが、これも、令和4年の6月14日の会派代表者会の中で、光本証人が、実は去年、これ去年というのは令和4年なんです、2021年に市議選があったときです、我々の選挙です、があったときの投開票日の夜から翌日にかけても会派を割るという画策があったということがあって、それは未遂に終わったんですけどもというふうに書かれてます。これは、何か対外的な会派を割られるということだったのか、あるいは御自身が主体的に会派を割るというふうにお考えになったのか、どちらか教えてもらっていいですか。

光本証人 まず、私が会派を割ろうという発想はもう絶対にはないです。今、田中委員が言ってくださったので、お話しさせていただきますけども、投開票日の夜に徳安県議が会派結成届を持って、新人議員並びに辻議員の事務所に戻って、署名捺印をさせたと。要は、それ以外のメンバーと、今、新人プラス辻議員とで会派を割るということを徳安県議がされたという。会派結成届は、元市の職員に議会事務局に行かせて会派結成届を手に入れたということも聞いております。

そういう動きをして、投開票日の翌日ですかね、辻議員と、今、県会議員になられる長崎県議が会派室に來られて、私の前で、室井代表の命で会派を割りますということを伝えに來ました。お恥ずかしい話ですけども、それまでも、兵庫維新の会の中では、室井代表と徳安県議によるパワハラ、モラハラというのがもう横行しておりました。なので、また始まったかということではありましたが、私としては、市民の方から信託いただいた翌日に、会派をクーデターのように割るというのはもうあり得ないということで、本部とも連絡を取って、それを何とか阻止しようというふうに動いたということです。

前迫委員長 はい。

田中（淳）委員 ありがとうございます。

じゃ、そのときに、実際に割れるようなことがある

かもしれないなというのがあったというのは事実だということですね。そのときには、同じように、この政務活動費を避難させるという発想に、至ったのか至らなかったのか、どちらでしょう。

光本証人 そのときには、もう投開票日の翌日ですので、会派結成届をまだ出す前ですし、政務活動費すらも入っておりませんので、そこはもうその発想はなく、まずは10人で、船出といいますかスタートしなあかんのを、いきなりその翌日にどうということやろうということでの、もうそれを阻止するのはいっぱいでした。

前迫委員長 いいですか。

丸岡副委員長。

丸岡副委員長 そのK社の件で、先ほど私が質問させていただいたところで、ちょっと偽証に当たるなというところが出てきたんですが、10月25日にK社に見積りを電話で取った。ほんで、11月2日に、女性事務員、職員さんにお金を、メモを渡して下ろしてもらった。そのメモを証拠としていただいているんですけども、そのメモのポスティングはバンセイになってます。印刷はプリントバックになってる。

ですから、10月25日にK社から見積りを電話で取って、それでもって、メモを女性職員に渡してお金をもらったというそのメモの中身は、K社じゃなくてバンセイとプリントバックなんです。それはどういうことですか。

光本証人 バンセイとプリントバックに発注をするために、そのお金を会派職員さんに引き出してもらったというのはもう絶対にありません。会派職員さんにも、プリントバックはもう使えないというのはもう分かってる話ですので、そのメモは、金額としては、恐らく、今お話し聞いて思うのは、当時、K社に対してもそうですけども、バンセイはこの価格で発注してます、プリントバックは発注するとこの金額になりますというのは、私は常に把握してるわけじゃないので、会派職員さんから教えてもらって、それをK社に当てて、それよりも高くなるんであればもう発注できませんけど、どうですかいけますかというのをしたときのメモなのか、どちらにしても、もうその金額でやりますというふうにK社からオーケーをもらったので、その金額を下ろしてきてくださいというふうにお伝えしたんやと思います。

そのときのメモが、バンセイとプリントバックはもうこの金額ですというメモが、もうイコールその金額やからというので渡したかどうかなのか、そこまでちょっと記憶にないですけども、それを渡してる時点で、プリントバックに発注することはもうないというのは、もう会派職員さんも分かっている話ですので、なので、会派職員さんにプリントバックとバンセイに発注する

ためのお金を引き出してきてくださいというふうに言って引き出してもらったということは絶対にありません。

丸岡副委員長 いやいや、その職員さんに、まだこの金額よりも安いところをまだ探してくださいと言ったのは、その下ろしてからまだ探されて、それで見つかったということじゃないんですか。

光本証人 職員さんには、常日頃からいろんな検索というか、探してくださいとお願いしてる中の一環で、プリントパックは今回こういうふうな金額とか煩雑さというのが分かったんで、ほかにも使い勝手のいいようなところがあれば探しといてくださいねというようなぐらいので依頼をしました。

まさかそう見つかるとも思ってなくて、K社が今までと変わらない金額、それ以上絶対高くないというのが確定したので、もうそっちで発注はしたものの、会派職員さんは引き続き検索をしてくださってたんだと思います。

その検索してくださった結果、ちょっと1週間後というのは、私、記憶にはなかったですけど、見つかりました。見つかって金額を聞いたときに、あまりにもプリントパックとかK社との開きが大きかったので、もう私と会派職員さんの間だけで黙認するということも、それはやろうと思えばできたのかもしれないけども、それはもう有り得ないぐらいの金額の開きだったので、これはちょっともう黙認できるレベルじゃないということで、K社にその金額をもう一回当てて、それで受けてくれへんかというような交渉をした。

結果、無理だということでキャンセルに至ったんですけども、そういう流れです。

丸岡副委員長 過去の出金をしてもらう手続の中でのメモの中身というのは、そのバンセイとプリントパックですし、光本証人が今まで証言してた中では、K社の見積りをもってメモを渡してるというふうに発言されていらっしゃいます。

光本証人 すみません、そこに関しては、記憶はどうか分からないんですけど、もう間違いなく、私は、会派職員さんにプリントパックとバンセイに頼むお金を引き出してくださいというふうにお願いをしたことはないです。

もうプリントパックでは煩雑になるというのはもう分かっている話ですので、それやのにプリントパックに払うお金を引き出してくださいという、そこは矛盾しますし、あり得ないのです。

前迫委員長 他に発言は。

丸岡副委員長 1点だけごめんなさい。

前迫委員長 はい。

丸岡副委員長 ちょっと確認しておかないといけないん

ですけども、先ほどの安浪証人のときに、いつでもその250万はお返しできるんだけれども、事務局が腹立つから返せへんねやということを、安浪議員が先ほどの証言の中でおっしゃってたんだけれども、その腹立つからということは、どういう中身ですか、一応確認させてください。

光本証人 すみません、その発言は……。ただ、私としては、その250万の、25掛ける10万円の前に、このK社のこと、あと、返金の問題に関しても、年度末までだというふうに議会事務局から確認を取ってたにもかかわらず、それが戻ってきてたにもかかわらず、それが問題になると言われ、そのときの領収書なりを出してくださいと。何で手元にないんですかと言われて、いや、それは現金で返したときに領収書も普通返すじゃないですか、いや、もう再度取ってくださいという、そういうやり取りがあって、私としてはちょっともう不信感を抱いたというのと、先ほど話したような、過去にも同じような例があって、あれは問題にならなくて、逆に議会事務局も、こういうふうな処理の仕方で行きましょう、議長にも報告をしての……

丸岡副委員長 250万の件。

光本証人 250万、なので、そこで議会事務局に対しても、議会事務局という全員職員さんに当たるので、もう特定の2人に対して私は不信感を抱いてたので、もう返そうと思ったらいつでも返せますけど、もうちょっと腹が立ってるんではないかなというように、安浪議員に言ったと思います。

前迫委員長 いいですか。

都築副委員長 先ほど私、ちょっと質問したね。250万を入れて、30万、20万、200万って支出があるじゃないですか。あの目的は何なんですか。

光本証人 あの目的は、ずっとその通帳に入れとく必要がないので出さないといけないという、その出し方がATMに5日間も通うという、そのときに状況でもなかったですし、窓口にも、じゃ、赤の他人に行ってもらおうというのも、本人確認なり何なりで無理やということでしたので、行ける状況じゃなかったもので、そういうふうな出金の仕方をしたということです。

都築副委員長 その理屈でいけば、200万は分かるねんけど、30万、20万は何でなんですか。

光本証人 私の記憶では、30万、20万は振り込んでますか。ちょっとそこはちょっと記憶にないんですけども。

都築副委員長 振り込んでた。

光本証人 であれば、先ほどお話ししたように、1日にATMから引き出せる金額が50万が限度なので、なので、20、30の50で、1回はATMから引き出せる。けども、それ以外は4日間通わなあかんで、とてもじゃないけど無理だということでの、はい。

都築副委員長 それやったら、50万別にあなたの名前で引き出しゃいいじゃないですか。何で親族に20万と言ってるんですか、と思われる、人に。

光本証人 なので、私の名前で引き出すには、窓口に行くかATMに5日間通う必要があるのですが、当時そういうもう状況じゃなかったの、そういう引き出し方をしたということです。

都築副委員長 30万、20万に分ける必要はないでしょうという話。

光本証人 そこは別に何の意図もないです。ただ、限度額何ぼなんやろうという中で、その20、振り込んだのかどうかもちょっと記憶ないですけど、振り込んで、いや、50いけるということで、さらに。トータル50になるようにしたということです。

都築副委員長 あなたね、言い方がね、先ほどからは5日間通わないかんということを言うとするわけですよ、分かるとるわけですね。

光本証人 いや、だから、そのとおりです。

都築副委員長 だから、それやったら何で30万、20万分けんとあかんと聞いてるんです。

光本証人 なんで、トータル50になるように。50というのが限度額というのを知ったんで、じゃ、トータル50になるように振り込んで、換金というか、その分もらったということです。分かりますかね。

前迫委員長 いいですか。

田中（淳）委員 最後に1点だけ教えてください。

前迫委員長 もう簡便をお願いします。

田中（淳）委員 最後、ごめんなさい、光本証人、さっきこれ、6月6日に引き出しをされてるんですけど、実際にその表に出られへん状況になっていたからというのは、何があってそうになっていたということですか。なぜ表に出れなかったんでしょうか。

光本証人 いや、もういろんなごたごたというか、この件に関してのことも含めて、そんなに頻繁に銀行に通うというような余裕がなかったと記憶してますけども。

田中（淳）委員 ごめんなさい、6日の時点で、ごめんなさい、端的に何があって外に出れなかったんですか。

光本証人 会派のメンバーとも、いろいろこの件についての話合いもそうですし、私も多分、本会議中かその前かちょっと記憶ないですけども、取りあえずそんなに日中頻繁に行動ができるという余裕がなかったの、そうしたという記憶ですけども。

前迫委員長 いいですか。

今日、光本氏にも来ていただいて、いろいろ尋問をさせていただきました。

今日、やっぱり百条委員会が立ち上がりましたことによって、皆様のほうには資料が行っております。銀行の4月1日から6月14日までの入出金記録が出てき

たということで、6月14日の光本証人がそのときに見せたウェブ口座が、これが虚偽のものだったということが判明をしました。

このことについては、光本氏は刑事訴追のおそれがあるということで、今日、疎明はいただけませんでしたけれども、今日はこうして時間的な経過がたっておりますので、光本氏におかれましても、なかなか記憶が曖昧なところがあったり食い違うところが多々出てきたというのがありますよね。今日また新たになったこともありますので、またこういった機会を取ってお呼びしたときには、また来ていただけますでしょうか。

光本証人、いいですか。

光本証人 はい。

前迫委員長 またこうしたことを、今日、聞きましたけど、なかなか頂いたあれと、これまで調べてきたことと、私たちはこれきちと資料をもって全部調べてきましたので、ああ、ここが矛盾してるなということが分かるんですけど、なかなかそれが、その記憶が光本氏においてはちょっと曖昧な部分もあったりしますんで、またそこら辺をきちと精査をして、また次のときにはさせていただきたいと思いますので、どうぞ御協力賜りますように、よろしくお願いいたします。

以上で、光本圭佑証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、御出席いただき誠にありがとうございました。退室していただいて結構です。ありがとうございます。

（光本圭佑証人 退室）

前迫委員長 それでは、この際、議事の確認のため暫時休憩いたします。

＜休憩・再開＞

前迫委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。この際、お諮りいたします。

本日の議事に、記録（資料）の提出要求についてを追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

5 記録（資料）の提出要求について （発言の内容）

前迫委員長 記録（資料）の提出要求についてを議題といたします。

まず、資料を配付させます。タブレットへの配付となりますので、しばらくお待ちください。

いいですね、これですね。

それでは、タブレットに配付しております資料について事務局より説明させます。

事務局 それでは、説明いたします。

先ほどの準備会で確認いただきました記録（資料）の要求一覧を、今、お示ししてます資料のとおり、要求いたしたいと思います。

まず、ナンバー１の方につきましては、同行同支店における光本圭佑名義の口座の有無、なお、口座がある場合は、令和４年４月１日から令和４年６月１４日の間の入出金記録を、提出期限を令和６年１１月２５日月曜日として請求したいと思います。

次に、ナンバー２の方につきましては、日本維新の会尼崎市議団会派規約の原本を求めていると思います。提出期限につきましては、令和６年１１月２５日月曜日としております。

説明は以上でございます。

前迫委員長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

それでは、ただいまの説明に対し、質疑や意見がありましたら発言をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 それでは、記録（資料）の提出要求につきましては、配付の記録（資料）の提出要求一覧のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

前迫委員長 異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

この際、申し上げます。

本日の各委員の企業の情報等の発言につきましては、後刻記録を調査の上、取消し等に該当する場合には措置することといたします。

以上で本日の議事は終了しました。

これをもって、光本圭佑議員による日本維新の会の政務活動費の不可解な入出金等に係る調査特別委員会を閉会いたします。